平成２６年度

海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託

報告書

平成２７年３月

東京都

目次

用語定義 ..... - 1 -
第 1 章　はじめに ..... - 3 -
1.1　調査分析の目的 ..... - 3 -
1.2　調査分析対象国・地域の選定の考え方 ..... - 4 -
1.3　調査分析方法 ..... - 4 -
第 2 章　カジノ関連事業に関する規制制度 ..... - 6 -
2.1　各国・地域におけるカジノ規制法令 ..... - 6 -
2.1.1　米国ネバダ州におけるカジノに関わる基本的な法令 ..... - 6 -
2.1.2　シンガポールにおけるカジノに関わる基本的な法令 ..... - 6 -
2.1.3　韓国におけるカジノに関わる基本的な法令 ..... - 7 -
2.2　各国・地域におけるカジノ規制機関 ..... - 7 -
2.2.1　米国ネバダ州 ..... - 8 -
2.2.2　シンガポール ..... - 11 -
2.2.3　韓国 ..... - 13 -
2.3　総括 ..... - 13 -
第 3 章　ギャンブル依存症対策 ..... - 15 -
3.1　ギャンブル依存症対策の体制 ..... - 15 -
3.1.1　米国ネバダ州における体制 ..... - 15 -
3.1.2　シンガポールにおける体制 ..... - 17 -
3.1.3　韓国における体制 ..... - 19 -
3.2　カジノ施設への入場制限 ..... - 20 -
3.2.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 20 -
3.2.2　シンガポールにおける取組 ..... - 21 -
3.2.3　韓国における取組 ..... - 24 -
3.3　ギャンブル依存症に関する広報啓発 ..... - 26 -
3.3.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 26 -
3.3.2　シンガポールにおける取組 ..... - 26 -
3.3.3　韓国における取組 ..... - 27 -
3.4　ギャンブルに関する広告等の規制 ..... - 29 -
3.4.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 29 -
3.4.2　シンガポールにおける取組 ..... - 30 -

3.4.3　韓国における取組 ..... - 30 -
3.5　カジノ施設内における金銭入手手段の制限 ..... - 31 -
3.5.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 31 -
3.5.2　シンガポールにおける取組 ..... - 32 -
3.5.3　韓国における取組 ..... - 32 -
3.6　ギャンブル依存症の相談・治療 ..... - 32 -
3.6.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 32 -
3.6.2　シンガポールにおける取組 ..... - 35 -
3.6.3　韓国における取組 ..... - 40 -
3.7　ギャンブル依存症の実態把握のための調査 ..... - 45 -
3.7.1　ネバダ州における取組 ..... - 45 -
3.7.2　シンガポールにおける取組 ..... - 46 -
3.7.3　韓国における取組 ..... - 46 -
3.8　総括 ..... - 47 -
3.8.1　各国・地域における対策のまとめ ..... - 47 -
3.8.2　日本・都における現在の取組 ..... - 49 -
3.8.3　必要と考えられる対策 ..... - 52 -
第4章　青少年対策 ..... - 54 -
4.1　青少年対策の体制 ..... - 54 -
4.1.1　米国ネバダ州における体制 ..... - 54 -
4.1.2　シンガポールにおける体制 ..... - 54 -
4.1.3　韓国における体制 ..... - 54 -
4.2　青少年に対する入場制限 ..... - 55 -
4.2.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 55 -
4.2.2　シンガポールにおける取組 ..... - 55 -
4.2.3　韓国における取組 ..... - 56 -
4.3　青少年に対する教育・広報啓発 ..... - 56 -
4.3.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 56 -
4.3.2　シンガポールにおける取組 ..... - 57 -
4.3.3　韓国における取組 ..... - 58 -
4.4　青少年に対する広告の制限 ..... - 59 -
4.4.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 59 -
4.4.2　シンガポールにおける取組 ..... - 59 -
4.4.3　韓国における取組 ..... - 59 -
4.5　ギャンブル依存症等の保護者からの保護 ..... - 59 -

4.5.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 59 -
4.5.2　シンガポールにおける取組 ..... - 59 -
4.5.3　韓国における取組 ..... - 60 -
4.6　総括 ..... - 60 -
4.6.1　各国・地域における対策のまとめ ..... - 60 -
4.6.2　日本における取組 ..... - 61 -
4.6.3　必要と考えられる対策 ..... - 62 -
第5章　反社会的勢力の排除等 ..... - 64 -
5.1　反社会的勢力の排除のための体制 ..... - 64 -
5.1.1　米国ネバダ州における体制 ..... - 64 -
5.1.2　シンガポールにおける体制 ..... - 65 -
5.1.3　韓国における体制 ..... - 66 -
5.2　カジノ関連事業における反社会的勢力の排除 ..... - 66 -
5.2.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 66 -
5.2.2　シンガポールにおける取組 ..... - 70 -
5.2.3　韓国における取組 ..... - 72 -
5.3　反社会的勢力によるカジノ施設の利用の排除 ..... - 74 -
5.3.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 74 -
5.3.2　シンガポールにおける取組 ..... - 76 -
5.3.3　韓国における取組 ..... - 78 -
5.4　ゲームにおける不正防止対策 ..... - 78 -
5.4.1　米国ネバダ州における取組 ..... - 78 -
5.4.2　シンガポールにおける取組 ..... - 79 -
5.4.3　韓国における取組 ..... - 80 -
5.5　カジノ施設周辺における治安対策 ..... - 80 -
5.6　総括 ..... - 81 -
5.6.1　カジノ関連事業の運営主体からの反社会的勢力の排除 ..... - 81 -
5.6.2　反社会的勢力によるカジノ施設の利用制限 ..... - 86 -
第6章　マネーロンダリング対策 ..... - 88 -
6.1　マネーロンダリング対策の沿革 ..... - 88 -
6.1.1　マネーロンダリングの定義等 ..... - 88 -
6.1.2　国際社会におけるマネーロンダリング対策の発展 ..... - 88 -
6.1.3　日本におけるマネーロンダリング対策の発展 ..... - 91 -
6.2　カジノにおけるマネーロンダリングの手法等 ..... - 93 -
6.2.1　カジノにおけるマネーロンダリングの手法 ..... - 93 -

6.2.2　カジノ運営事業者による必要な届出等の未実施事例 ..... - 94 -
6.3　カジノにおけるマネーロンダリング対策の体制 ..... - 96 -
6.3.1　米国における体制 ..... - 96 -
6.3.2　シンガポールにおける体制 ..... - 97 -
6.3.3　韓国における体制 ..... - 97 -
6.4　現在講じられているマネーロンダリング対策 ..... - 98 -
6.4.1　米国における取組 ..... - 98 -
6.4.2　シンガポールにおける取組 ..... - 99 -
6.4.3　韓国における取組 ..... - 101 -
6.5　総括 ..... - 102 -
6.5.1　各国における対策のまとめ ..... - 102 -
6.5.2　日本における現在の取組 ..... - 103 -
6.5.3　必要と考えられる制度 ..... - 105 -

用語定義

- **統合型リゾート**

　カジノと、会議施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光振興に寄与する施設とが一体となっている施設をいう。英語では Integrated Resort（IR）と言われる。

- **ギャンブル**

　本報告書においては、金銭を賭ける行為をいう。なお、カジノにおいてルーレット、カード等を用いてギャンブルを行うことを「ゲームをする」という。

- **ギャンブル依存症**

　ギャンブルが常習的となり、自分でコントロールできない状態をいう。世界的には複数の異なる診断基準があるが、ギャンブルをやめようとしてもやめられなかった経験があること、ギャンブルをやめると落ち着かなくなることといったそれぞれの診断基準にどの程度該当するかによって、「問題賭博」（条件の該当数が少ない）や「病的賭博」（条件の該当数が多い）と呼ばれる。

※　為替レート

　本報告書において、現地通貨を記載した部分については、参考として次のレートで換算した日本円額を併記している。

現地通貨	日本円
1 ドル	120 円
1 シンガポールドル	90 円
1 ウォン	0.1 円

第１章

はじめに

第1章　はじめに

この章では、本報告書で行っている調査分析の目的、調査分析対象国・地域の選定の考え方及び調査分析方法についてまとめた。

1.1 調査分析の目的

都はこれまで、外国人旅行者の増加、都内産業のビジネス機会やイノベーションの創出等を図るため、MICE[1]誘致を積極的に推進してきた。

2014（平成26）年12月に策定した「東京都長期ビジョン」においても、「世界一の都市・東京」を実現するため、2024（平成36）年までに訪都外国人旅行者数を年間1,800万人、国際会議の開催件数を年間330件とする政策目標[2]を掲げており、このための政策展開の一つとして、「MICE誘致の強化」を推進していくとしている。

一方で、近年、シンガポールでは、MICE施設だけではなく、ホテルやエンターテイメント施設、ショッピングモール、カジノ等を含む統合型リゾート（Integrated Resort：IR）を国を挙げて整備する等、官民一体となった施策を展開することにより、外国人旅行者数及びMICE開催件数を順調に伸ばしているところである。

このように、IRは、国際競争力を高めるための有力なツールとなる可能性を有している反面、カジノを含むIRの導入には、様々な課題を指摘する声もある。

そこで、既にIRを導入している国・地域が、カジノの導入に関して指摘されることがある様々な課題に対し、どのような対策を具体的にどのように運用しているかについて明らかにすることを目的として、本調査分析を行った。

なお、本報告書では、次の事項について調査分析を行っている。

- カジノ関連事業に関する規制制度
- ギャンブル依存症対策
- 青少年対策
- 反社会的勢力の排除等
- マネーロンダリング対策

[1] MICEは、M:Meeting（企業系会議）、I:Incentive（企業の報奨・研修旅行）、C:Convention（国際会議）、E:Exhibition/Event（展示会・見本市、イベント等）を総称した造語である。

[2] 政策目標は、都と都民・事業者・国等とが力を合わせて達成を目指すものであり、都が推進する施策の具体的な到達目標だけではなく、社会や都民生活に及ぶ効果・状況を示しているものである。

1.2 調査分析対象国・地域の選定の考え方

1.1 で述べた目的を達成するためには、既に一定規模の IR を導入している国・地域を調査分析の対象とすることが必要である。また、日本においてカジノを含む IR を導入するためには、新たな法律の制定が前提となることから、国における議論も踏まえることが望ましい。

こうした観点から、今回の調査分析の対象国・地域を、米国ネバダ州、シンガポール及び韓国とした。

なお、韓国には、現在 17 か所のカジノが設置されているが、そのうち 16 か所は外国人専用カジノであり、内国人が利用できるものは韓国北部の江原道に設置されたカンウォンランドカジノのみとなっている。日本における IR の導入に関して指摘される課題の多くは、日本人のカジノ利用を前提として述べられることが多い[3]ため、この調査分析においては、韓国は、主としてカンウォンランドカジノにおける対策[4]という視点でまとめた。

1.3 調査分析方法

1.1 で述べた目的を達成するためには、各種の対策について規定した法令を参照することに加え、そうした法令の立案や法令に基づきカジノ運営事業者を監督している行政機関、法令による規制を受けることとなるカジノ運営事業者、各種対策に貢献している民間団体等の幅広い関係者から、対策の実態を聴取することが不可欠である。

そこで、本調査分析においては、カジノを規制する法令や行政機関のウェブサイト等を調査するとともに、実際に現地の規制当局の職員その他の関係者に対してヒアリング等を行うことにより、情報を収集した。

本報告書に記載した内容は、こうして収集した情報を総合的に分析した上で、まとめたものである[5]。

したがって、報告書本文の出所のうち、関係機関のウェブサイト等で公表されている資料のように出典として明記できるものはその旨を明記しているが、ヒアリングによって得られた情報についてはその都度説明していない。

---

[3] 前述のとおり、カジノを含む IR の導入には、新たな法律を制定しなければならず、その法律の中で日本人のカジノ利用がどの程度認められるかについては、別途規定されることになるものであり、本報告書を作成している時点において、日本人の利用が決まっているという趣旨ではない。

[4] 実際の対策は、法律で定められているものがあることから、外国人専用カジノとカンウォンランドカジノ（内国人利用可能カジノ）とで共通して講じられているものがあるが、それについて個別に説明していない。

[5] 本報告書は、調査分析によって判明した対策等を記載するものである。このため、ある国・地域で行われている特定の対策が、他の国・地域では記載されていなかったとしても、それは、当該他の国・地域においてその対策が講じられていないということを意味するものではない。

第２章

カジノ関連事業に関する規制制度

第2章　カジノ関連事業に関する規制制度

各国・地域では、カジノ関連事業の適正性を確保するため、カジノ関連事業を規制する基本的な法令を制定するとともに、カジノ関連事業を監督する行政機関を設置している。

この章では、そうした基本的な法令及びカジノ関連事業を監督する主たる行政機関の役割等についてまとめた。

2.1　各国・地域におけるカジノ規制法令

各国・地域では、カジノ関連事業を規制するための基本的な法令を制定しているが、ここでは、それらをまとめた。

いずれの国・地域においても、事業として行う賭博行為を禁止した上で、カジノについては特別法を制定するなどして、厳格な規制を導入することで合法化している。

なお、これらの法令に基づき導入されている個別の対策については、次章以降で説明する。

2.1.1　米国ネバダ州におけるカジノに関わる基本的な法令

米国ネバダ州におけるカジノに関わる基本的な法令は、表 2-1 のとおりである。

表 2-1　米国ネバダ州におけるカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
賭博の禁止 カジノ規制全般	ネバダ州改正法[6]	州の民事法、刑事法等を定めた法律 ※　この中で、ライセンス無く事業として賭博を行うことの禁止、カジノ規制等が定められている。
カジノ規制全般	ゲーミング委員会及びゲーミングコントロールボード規則[7]	ネバダ州改正法の各種カジノ規制について、更にその詳細を規定した法令

2.1.2　シンガポールにおけるカジノに関わる基本的な法令

シンガポールにおけるカジノに関わる基本的な法令は、表 2-2 のとおりである。

表 2-2　シンガポールにおけるカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
賭博の禁止	賭博法[8]	賭博行為を規制する法律。賭博場の開設や公共の場所での賭けや、賭けの胴元になることを禁止している。

[6] Nevada Revised Statutes
[7] Regulations of the Nevada Gaming Commission and State Gaming Control Board
[8] Betting Act

規制分野	法令名	概要
カジノ規制全般	カジノ管理法[9]	カジノを規制する法律
	カジノ管理規則[10]	カジノ管理法の各種カジノ規制について、更にその詳細を規定した法令

2.1.3　韓国におけるカジノに関わる基本的な法令

韓国におけるカジノに関わる基本的な法令は、表 2-3 のとおりである。

表 2-3　韓国におけるカジノに関わる基本的な法令

規制分野	法令名	概要
賭博の禁止	刑法	殺人、窃盗等の一般的な刑法犯を規定する法律。賭博も刑法犯として禁止されている。
カジノ規制全般	観光振興法	観光事業の振興等について定める法律 ※　この中で、カジノ規制等が定められている。
	観光振興法施行令	観光振興法に基づき、更にその詳細を規定した法令
	観光振興法施行規則	
	廃鉱地域支援に関する特別措置法	廃鉱地域の指定、当該地域の振興等のための規制緩和等を定める法律 ※　規制緩和の一つとして、観光振興法の規定のうち、カジノの利用を外国人に限定するものの適用を除外している。

※　韓国では、1967（昭和 42）年に、外国人旅行者誘致や外貨獲得等を目的としてインチョン・オリンポス・ホテルに最初のカジノが開業した。当初は内国人も入場が可能であったが、1969（昭和 44）年に内国人の入場が禁止され、それ以来、韓国におけるカジノは外国人専用であり、仁川等の国際的な観光リゾート施設に併設する形で設置されてきた。

一方、1995（平成７）年には、廃鉱地域の活性化を目的として、廃鉱地域開発支援に関する特別措置法が制定され、内国人の利用が可能なカジノであるカンウォンランドカジノが、江原道において、2000（平成 12）年に部分開業、2003（平成 15）年に全面開業した。

こうした事情があり、韓国では、外国人専用カジノと内国人利用可能カジノについて、２つの異なる法令が関係している。

2.2　各国・地域におけるカジノ規制機関

各国・地域には、カジノ関連事業について中心となって規制する機関が設けられているが、ここでは、そのカジノ規制機関の概要についてまとめた。

[9] Casino Control Act
[10] Casino Control Regulations

なお、この機関以外にも、ギャンブル依存症対策等の観点から取り組んでいる関係機関があるが、それらについては、次章以降で説明する。

2.2.1　米国ネバダ州

(1)　カジノ規制機関の組織

米国ネバダ州におけるカジノ規制機関の組織は、図 2-1 のとおりであり、各機関の主な役割は、表 2-4 のとおりである。

図 2-1　米国ネバダ州におけるカジノ規制機関の組織

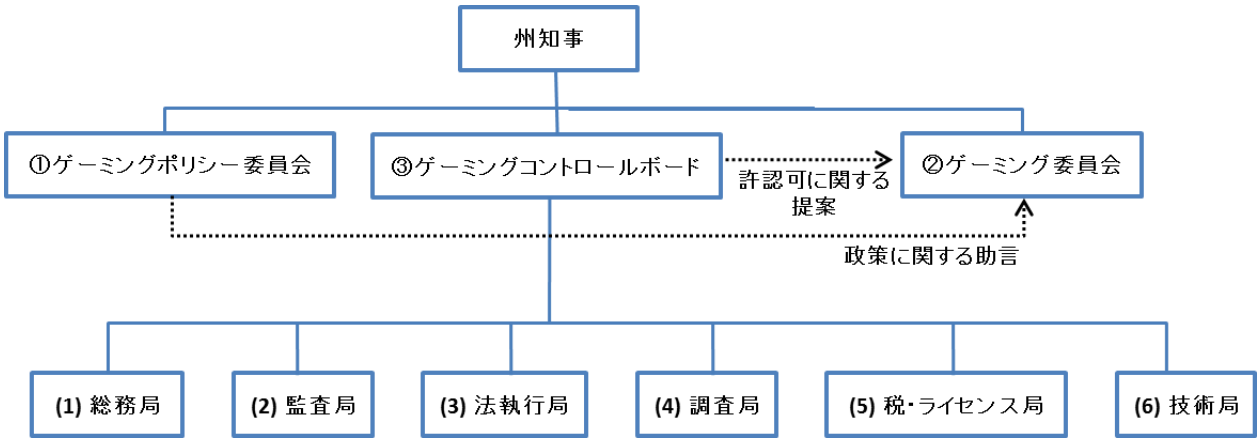

（出典：ゲーミングコントロールボードウェブサイト等を参照）

表 2-4　各カジノ規制機関の主な役割

①ゲーミングポリシー委員会[11]	【構成員】 州知事（委員長）、州上院議会議員１名、州下院議会議員１名、ゲーミング委員会委員１名、ゲーミングコントロールボード委員１名、ネイティブアメリカン部族１名及び知事が指名する者６名（一般市民の代表２名、カジノライセンス所有事業者３名、有識者１名）の合計 12 名で構成されている。 各委員の任期は、州議会の議員が議会開催から次の定例議会開催まで、知事が指名する者６名が２年間、その他の者が、それぞれを指名した各団体が別の者を指名するまでである[12]。
	【主な役割】 ゲーミングの政策について議論し、ゲーミング委員会に対して助言を行う。ただし、この助言に法的拘束力はない。

[11] Gaming Policy Committee
[12] 州議員は立法委員会、ゲーミング委員会委員は同議長、ゲーミングコントロールボード委員は同議長、ネイティブアメリカン部族は、ネバダ州部族間協議会（Inter-Tribal Council of Nevada）が指名している。

②ゲーミング委員会[13]	【構成員】 州知事から指名された５名の非常勤委員で構成され、１名が議長を務める。任期は４年である。構成員の経歴は、弁護士、会計士、医者等となっている。
	【主な役割】 ゲーミング委員会は、ライセンスの許可、制限、不許可、取消し等について最終的な権限を有しており、ライセンスに関するゲーミングコントロールボードの提案に対する決定等を行う。
③ゲーミングコントロールボード[14]	【構成員】 州知事から指名された３名の常勤委員で構成され、１名が議長を務める。任期は４年である。構成員の経歴は、弁護士、ゲーミングコントロールボード事務局出身者等となっている。 なお、このゲーミングコントロールボードの下に、実務を担当する事務局が置かれている。
	【主な役割】 基本的な任務は、次のとおりであり、ライセンス等の承認、否認について、ゲーミングコントロールボード事務局作成原案の妥当性を判断し、ゲーミング委員会に提案する役割を担っている。 ● 調査活動、ライセンス許可及び法執行を通じたゲーミング産業の安定性の確保 ● 州の重要な財源であるゲーミング税・手数料の確実な徴収 ● ゲーミングに対する公衆の信頼の維持

（出典：ゲーミングコントロールボードウェブサイト等を参照）

(2) カジノ規制機関の具体的な体制

ア ゲーミングコントロールボード事務局の構成

米国ネバダ州では、カジノ関連事業に関する許認可を円滑に行うため、ゲーミングコントロールボードの下に事務局を設置している。

事務局の内部部局及びその主な役割については、表 2-5 のとおりである。

表 2-5 ゲーミングコントロールボード事務局の内部部局及び主な役割

内部部局	主な役割
(1)総務局[15]	● 人事、職員教育、会計、予算等のゲーミングコントロールボードの日常的業務等
(2)監査局[16]	● 無制限ゲーミングライセンスを有する一定規模以上のカジノ運営事業者[17]に対する２～３年毎の監査等
(3)法執行局[18]	● カジノを含むギャンブルに関わる犯罪捜査 ● 組織犯罪に関係する者や過去にギャンブルに関する犯罪を犯した者などの情報収集や、カジノから排除すべき者の候補者リストの作成 ● 顧客のカジノ運営事業者との間で生じた紛争の調停

[13] Gaming Commission
[14] Gaming Control Board
[15] Administrative division
[16] Audit division
[17] 年間売上高が 616 万５千ドル（７億 3,980 万円）以上等に該当する無制限ゲーミングライセンス（5.2.1(1)ア参照）を有するカジノ運営事業者であり、グループⅠと呼ばれる。
[18] Enforcement division

内部部局	主な役割
(4)調査局[19]	● ライセンス等の申請者の資産状況、過去の記録等の調査（調査結果はゲーミングコントロールボード及びゲーミング委員会に報告）
(5)税・ライセンス局[20]	● カジノ関連税、手数料等の徴収及び税収予測 ● 無制限ゲーミングライセンスを有する小規模なカジノ運営事業者[21]に対する法令遵守状況の監査 ● ゲーミング委員会の許諾したライセンスの発行及びライセンス取得者やその条件等に関するデータベース維持・管理
(6)技術局[22]	● 全てのゲーム機器、付随するソフトウェア等の調査・検証

（出典：ゲーミングコントロールボードウェブサイト等を参照）

イ　ゲーミングコントロールボード事務局の人員及び予算の概要

2014（平成 26）年度におけるゲーミングコントロールボード事務局の人員は、合計 408 名であり、ゲーミングコントロールボード及びゲーミング委員会を合わせた 2015（平成 27）年度予算は、約 4,352 万ドル（52 億円）である[23]。

ウ　ゲーミングコントロールボード事務局における専門的人材の採用等

ゲーミングコントロールボード事務局には、各部局の業務が円滑に行われるよう、専門的な人材が多数在籍している。ゲーミングコントロールボード事務局における専門的な人材の採用条件、研修の実施状況等は、次のとおりである。

①　監査局

監査局の多くの職員は、会計又は企業経営に関する大学の学位を保有し、かつ、会計基礎、監査、税会計等の一定の分野の履修を終えている。

監査局の監査担当者として採用されると、ネバダ州の公認会計士に申し込む資格が与えられる[24]。現在、監査局の専門的な職員の 60%以上が、公認会計士又は公認会計士の試験を合格して必要な実務経験を積んでいる過程の者である。

②　法執行局

法執行を担当する職員には、法執行、ゲーミング、会計、コンピュータ科学、法律等の様々な分野の経歴を有している者が就いている。

体力の維持や銃器への習熟、各種トレーニング[25]を修了しなければならない。

③　調査局

調査を担当する職員になるためには、企業経営、会計、刑事司法に関する学位を有しているか、十分な法執行の実務経験が必要である。

---

[19] Investigation division
[20] Tax&License division
[21] グループⅠに属さない無制限ゲーミングライセンスを有するカジノ運営事業者で、グループⅡと呼ばれる。
[22] Technology division
[23] STATE GAMING CONTROL BOARD INFORMATION SHEET を参照
[24] 公認されるためには、監査局での４年間の実務経験やゲーミングコントロールボードが行う約 120 時間の追加研修を受講すること等が必要である。
[25] 毎年 24 時間行われるトレーニングで、認可されたゲーミング、不正行為の技術、紛争の仲裁、護身術、逮捕術、刑事法、身柄拘束、銃器使用といった様々な科目になっている。

④　税・ライセンス局

職員は、企業経営、会計、行政、経済等の学位を保有しているか、これらに相当する教育と実務経験を有していることが必要である。

⑤　技術局

ゲーム機器の審査を担当する職員として、主にエンジニアが採用されている。

2.2.2　シンガポール

(1)　カジノ規制機関の概要

米国ネバダ州と異なり、シンガポールにおける主なカジノ規制機関は、カジノ規制機構[26]のみである。組織は、図 2-2 のとおりであり、各内部部局の主な役割は、表 2-6 のとおりである。

図 2-2　シンガポールのカジノ規制機構の組織

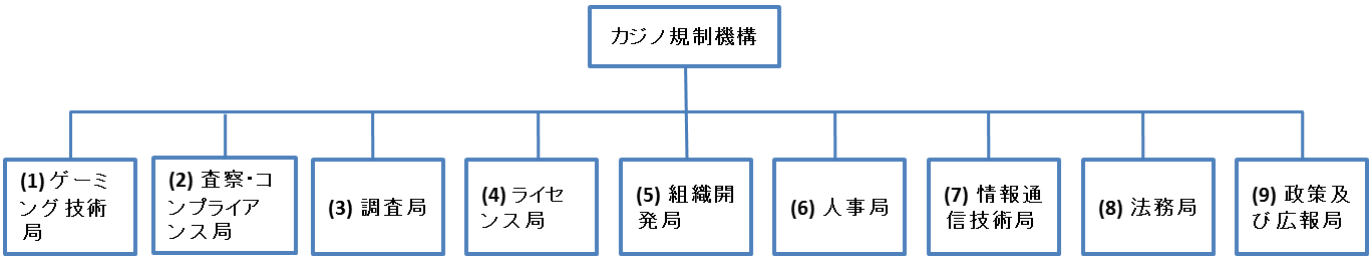

表 2-6　カジノ規制機構の内部部局の主な役割

内部部局	主な役割
(1)ゲーミング技術局[27]	● 新たなゲーム機器等の評価 ● ゲーム機器が関係する顧客とカジノ運営事業者との紛争の調査
(2)査察・コンプライアンス局[28]	● カジノ運営事業者の規制遵守状況の監督 ● 顧客とカジノ運営事業者との紛争の調査
(3)調査局[29]	● ライセンス等の審査時の誠実性等の評価 ● カジノ管理法違反の報告に対する調査 ● カジノ管理法違反を抑止するためのカジノの運営の監視
(4)ライセンス局[30]	● ライセンス申請者の適格性の審査 ● カジノ管理法に基づくライセンスの許可 ● カジノ運営事業者の契約の監督

[26] Casino Regulatory Authority
[27] Gaming Technology Division
[28] Inspection & Compliance Division
[29] Investigations Division
[30] Licensing Division

内部部局	主な役割
(5)組織開発局[31]	● カジノ規制機構の組織の高度化の企画 ● カジノ規制機構の財務管理フレームワーク等の制定
(6)人事局[32]	● 適切な組織管理のための方針の企画 ● 職員の採用・育成
(7)情報通信技術局[33]	● カジノ規制機構における IT 統制ポリシーの策定 ● カジノ規制機構の IT システムの企画・開発
(8)法務局[34]	● カジノ規制機構における法律問題に関する助言 ● カジノ管理法等の改正
(9)政策及び広報局[35]	● カジノ規制の基本的な政策の企画 ● カジノ規制機構の広報

(2) カジノ規制機構の人員及び予算の概要

カジノ規制機構の人員は、約 160 名であり、2013（平成 25）年度予算は、約 2,800 万シンガポールドル（25 億円）である[36]。

(3) カジノ規制機構における専門的人材の採用等

2008（平成 20）年の設立当初は、カジノ規制機構に５つの省庁から職員が来ており、警察出身者が多かった。その後、人員の増加に伴い、公務員だけでなく、会計事務所等民間からの採用も多くなっている。業務が円滑に行われるよう、会計、法律などのバックグラウンドを持つ専門的な人材が多数在籍している。

カジノ規制機構内でローテーションを組んで育成していくことが原則[37]であり、できるだけ長期安定的に人材を確保できるように配慮している。また、人材育成の観点から、ネバダ州立大学シンガポール校による研修プログラム[38]を導入したり、海外から講師を招いたりすることもある。さらに、イギリス等の海外の規制機関へのインターン派遣を行うなどしている。

---

[31] Corporate Development Division
[32] Human Resource Division
[33] Infocomm Technology Division
[34] Legal Division
[35] Policy & Communications Division
[36] カジノ規制機構アニュアルレポート 2013/14 を参照
[37] 部門によっては警察から出向して来ている者もいる。ただし、警察との人事交流は始まったばかりである。
[38] 研修プログラムでは、「カジノと IR の歴史」、「カジノ部門の組織構造、会計部門の運営方法等」、「電子ゲーム機器のゲーム原理等の紹介」及び「テーブルゲームのルール等」の４つの半日の研修で構成されている。

2.2.3　韓国

(1)　カジノ規制機関の概要

韓国における主なカジノ規制機関は、文化体育観光部（日本での「省」に相当）のみである[39]。

文化体育観光部は、観光振興法等に基づき、カジノ関連規制に係る許認可、その後の指導・監督を行うとともに、行政処分を行う権限も有している。

なお、競輪、競艇等のカジノ以外の他の射幸産業についても、カジノと同様に、当該産業の関係法令に基づき、許認可権を有している。

(2)　文化体育観光部の人員及び予算の概要

文化体育観光部では、体育観光政策室観光産業課内の観光振興チーム（５名）が、済州島にあるカジノを除く国内９つのカジノのライセンス付与、監督等を担当している（観光産業課全体では、17 名が所属）。

主な業務としては、制度の維持運営であることから、必要最低限の予算のみを確保しているが、多額の予算を必要とする場合には、その都度申請して確保することとしている。

2.3　総括

この章で見てきたとおり、各国・地域では、表 2-7 のような体制を整備して、カジノ関連事業を規制している。

表 2-7　カジノ関連事業の規制のための組織概要

組織	人員規模	予算規模（年間）
ネバダ州 ゲーミングコントロールボード	408 名 （事務局の人数）	約 4,352 万ドル （約 52 億円）
シンガポール カジノ規制機構	約 160 名	約 2,800 万シンガポールドル （約 25 億円）
韓国 文化体育観光部	５名 （カジノ規制担当者の人数）	― （あらかじめ定めていない）

日本にカジノを含む IR を導入する場合には、IR の施設数、設置場所等を踏まえ、実効性のあるカジノ規制・体制を構築する必要があると考えられる。

[39] 韓国内にあるカジノは、原則として文化体育観光部が規制権限を有しているが、済州島のカジノについては、済州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法に基づき、済州特別自治道が規制権限を有している。

第３章

ギャンブル依存症対策

第3章　ギャンブル依存症対策

カジノの合法化に当たっては、カジノを原因とするギャンブル依存症を生じるという指摘がなされることから、この章では、各国・地域で講じられているギャンブル依存症対策についてまとめた。

3.1　ギャンブル依存症対策の体制

3.1.1　米国ネバダ州における体制

米国ネバダ州におけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 3-1 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 3-1 のとおりである。

なお、州内の自治体である郡や市では、ギャンブル依存症対策に関する積極的な取組は行われていない。

図 3-1　米国ネバダ州におけるギャンブル依存症対策の主な体制

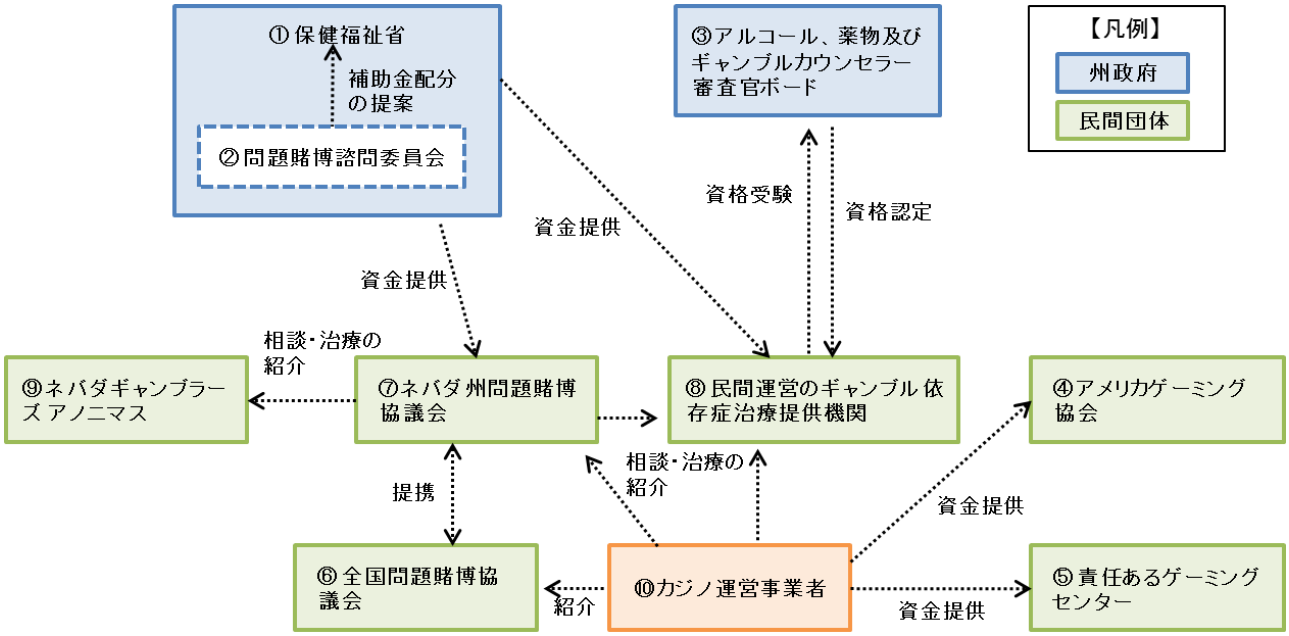

表 3-1　米国ネバダ州におけるギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

主体	組織名	主な活動内容
州	①保健福祉省[40]	● ギャンブル依存症の予防及び治療のための補助金配分の決定
	②問題賭博諮問委員会[41]	● ギャンブル依存症の予防及び治療のため、民間医療機関の活動状況を評価し、補助金割当ての原案を策定した上で、原案を保健福祉省に提案

[40] Nevada Department of Health and Human Service

[41] Advisory Committee on Problem Gaming

主体	組織名	主な活動内容
州	③アルコール、薬物及びギャンブルカウンセラー審査官ボード[42]	● ギャンブル依存症カウンセラー、アルコール・薬物依存症カウンセラー等の複数の公的なカウンセラーのライセンス制度を運用 ● ７人の委員（６人の専門家及び１人の一般人）で構成 ● 委員は知事によって任命され、任期は４年
民間団体	④アメリカゲーミング協会[43]	● ゲーミング産業への社会の理解を促進させることを目的とする業界団体 ● ゲーミング産業に関連する企業が会員となり運営 ● ギャンブル依存症に関係する民間団体に対して、活動資金を提供
	⑤責任あるゲーミングセンター[44]	● ギャンブル依存症や青少年によるギャンブルに対する理解の促進、効果的な治療法開発の調査を目的として、大学等に研究資金を提供 ● 大学等に提供する研究資金は、カジノ運営事業者、ゲーム機器製造事業者等からの提供によって確保
	⑥全国問題賭博協議会[45]	● ギャンブル依存症に対する社会の理解の促進、ギャンブル依存症者やその家族が利用可能な治療の啓発及びギャンブル依存症の予防・教育のための調査やプログラムを推進する全国的組織 ● 全国共通番号のヘルプラインを設置し、同協議会が受付後、発信地に最も近いコールセンター[46]に転送 ● 個人及び団体会員からの会費により運営
	⑦ネバダ州問題賭博協議会[47]	● ギャンブル依存症に対する社会の理解の促進、ギャンブル依存症者やその家族が利用可能な治療の啓発及びギャンブル依存症の予防・教育のためのプログラムの開発・普及を推進 ● 全国問題賭博協議会のネバダ州提携機関
	⑧民間運営のギャンブル依存症治療提供機関	● ギャンブル依存症の治療を実施 ● ネバダ州問題賭博協議会のウェブサイトでは、問題賭博センターを始め、ネバダ州の 10 か所の治療提供機関を紹介（その内の５か所はネバダ州の補助金対象）
	⑨ネバダ ギャンブラーズ アノニマス・ギャマノン[48]	● ギャンブル依存症者及びその家族によって運営される組織 ● ギャンブル依存症者等が、互いに自らの経験や状況を話すことで、ギャンブル依存症からの回復を目指す場
事業者	⑩カジノ運営事業者	● ギャンブル依存症対策に関わる団体に対する資金提供や従業員教育を実施

（出典：各機関のウェブサイト等を参照）

[42] Nevada State Board of Examiners for Alcohol, Drug and Gambling Counselors
[43] American Gaming Association
[44] The National Center for Responsible Gaming
[45] National Council on Problem Gambling
[46] 全国問題賭博協議会に登録を申請し、同協議会が定める基準を満たして登録された事業者が運営するコールセンター
[47] Nevada Council on Problem Gambling
[48] NEVADA GAMBLERS ANONYMOUS & GAM-ANON

3.1.2　シンガポールにおける体制

シンガポールにおけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 3-2 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 3-2 のとおりである。

図 3-2　シンガポールにおけるギャンブル依存症対策の主な体制

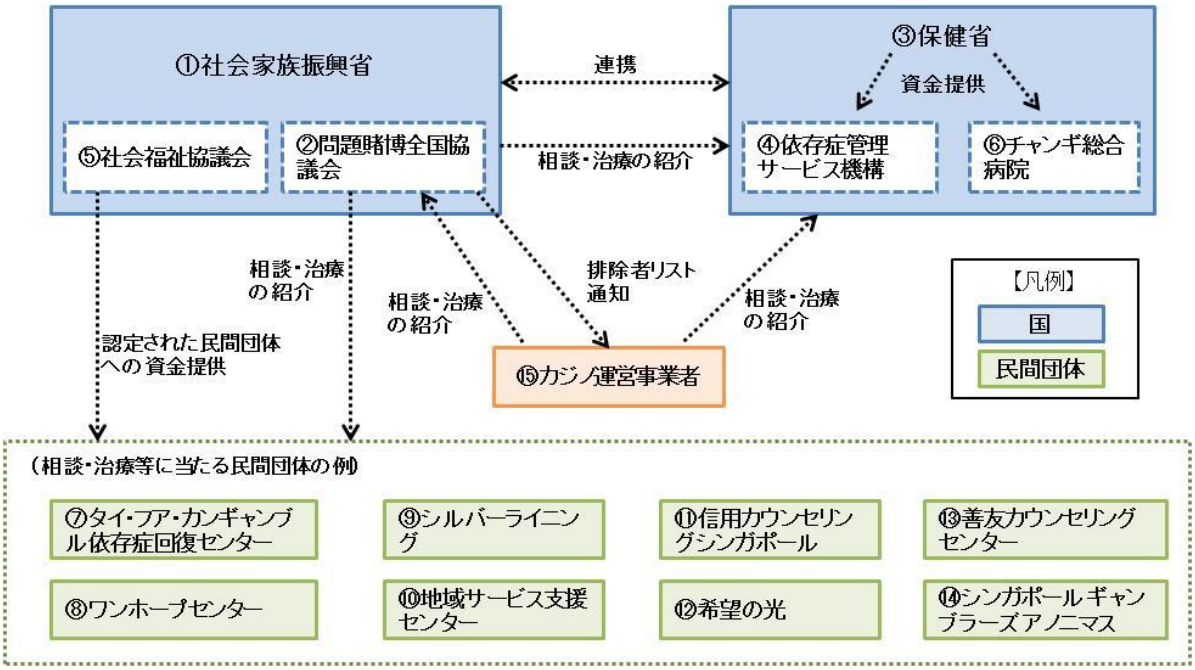

表 3-2　シンガポールにおけるギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

主体	組織名	主な活動内容
国	①社会家族振興省[49]	● ギャンブル依存症の社会への影響を最小限にするため、問題賭博全国協議会、カジノ規制機構等と連携し、責任あるゲーミングフォーラムの開催、ギャンブル依存症者及びその家族の支援等を実施
	②問題賭博全国協議会[50]	● 精神科、カウンセリング、法律、リハビリ、ソーシャルサービス等を専門とするメンバーから構成される協議会で、社会家族振興省が所掌する組織 ● カジノ管理法に基づく、カジノへの入場制限の実施、ギャンブル依存症対策に関する広報啓発、教育活動等を実施 ● カジノ運営事業者へ排除者リストを通知
	③保健省[51]	● 国民の健康を促進、疾患を減少させ、優れた医療を確立するため、依存症対策として、治療に関わる依存症管理サービス機構及びチャンギ総合病院に資金を提供

[49] Ministry of Social and Family Development
[50] National Council on Problem Gambling
[51] Ministry of Health

主体	組織名	主な活動内容
国	④依存症管理サービス機構[52]	● 保健省が所掌する組織 ● ギャンブル依存症者やアルコール依存症者等の依存症の患者に対し、治療等を実施
	⑤社会福祉協議会[53]	● 社会福祉事業の戦略的提携及び社会福祉事業の強化を推進 ● ギャンブル依存症等の精神疾患を有する者等に対して、対面及び電話でのカウンセリング、地域コミュニティへの精神疾患者の適応支援等を実施 ● 認定された民間団体への資金補助を実施
	⑥チャンギ総合病院[54]	● 政府系の公立病院 ● ギャンブル依存症者やインターネット依存症者等に対し、治療を実施 ● 地域コミュニティへの復帰支援を実施
民間団体	⑦タイ・フア・カン ギャンブル依存症回復センター[55]	● 慈善基金によって設立されたタイ・フア・カン 慈善団体[56]の中の一組織 ● ギャンブル依存症に関する相談・治療を実施
	⑧ワンホープセンター[57]	● ギャンブルに関連する問題の克服支援を目的として設立 ● ギャンブル依存症者やその家族に対する相談・治療を実施
	⑨シルバーライニング[58]	● ギャンブル依存症者及びその家族に対し、ギャンブルによる債務管理のカウンセリングや正しいギャンブル活動に関わる教育、リハビリ対策、地域コミュニティへの復帰支援を実施
	⑩地域サービス支援センター[59]	● ギャンブル依存症者及びその家族に対し、カウンセリングや正しいギャンブル活動に関する知識の啓発、依存症予防教育を実施
	⑪信用カウンセリング シンガポール[60]	● 債務に関する問題を抱える者に対する支援を行っており、その取組の一つとして、ギャンブルによる債務問題のカウンセリング等を実施
	⑫希望の光[61]	● ギャンブル依存症者に対する治療や借金に関する相談対応を実施
	⑬善友カウンセリングセンター[62]	● カウンセリング及び社会サービスを提供する組織 ● ストレス、睡眠問題、うつ病、依存症（ギャンブル依存症も含む）等患者に対する相談・治療を実施
	⑭シンガポール ギャンブラーズ アノニマス[63]	● ギャンブル依存症者によって運営される組織 ● ギャンブル依存症者が、互いに自らの経験や状況を話すことで、ギャンブル依存症からの回復を目指す場
事業者	⑮カジノ運営事業者	● ギャンブル依存症に関する広報啓発、法令に基づくカジノ施設への入場制限等を実施

（出典：各機関のウェブサイト等を参照）

[52] National Addictions Management Services
[53] National Council of Social Service
[54] Changi General Hospital
[55] Thye Hua Kwan Problem Gambling Recovery Centre
[56] Thye Hua Kwan Moral Charities
[57] One Hope Centre
[58] The Silver Lining
[59] WE CARE Community Services
[60] Credit Counselling Singapore
[61] Ray of Hope
[62] Shan You Counselling Centre
[63] SINGAPORE GAMBLERS ANONYMOUS

3.1.3　韓国における体制

韓国におけるギャンブル依存症対策の主な体制は、図 3-3 のとおりであり、各組織の主な活動内容は、表 3-3 のとおりである。

なお、市や道といった地方自治体においては、特段のギャンブル依存症対策は行われていない。

図 3-3　韓国におけるギャンブル依存症対策の主な体制

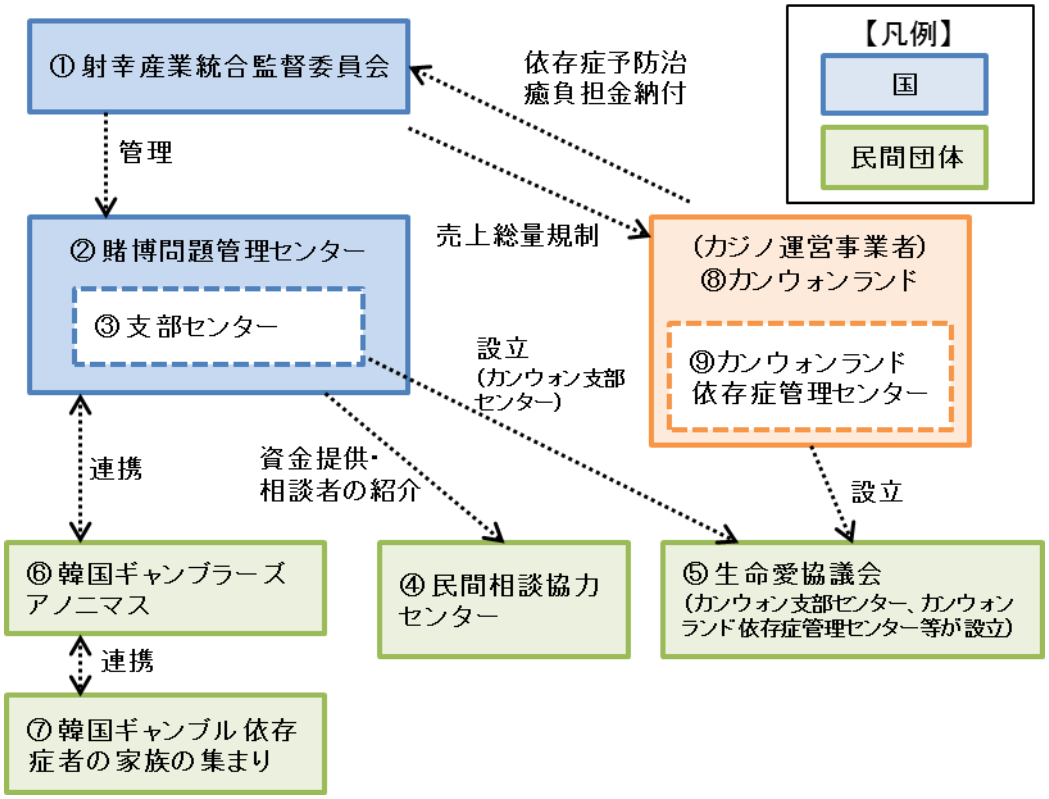

表 3-3　韓国におけるギャンブル依存症対策に関わる組織の主な活動内容

主体	組織名	主な活動内容
国	①射幸産業統合監督委員会	● カジノを含む射幸産業の監督業務、不法射幸産業に関する監視業務等を効率的に遂行するための組織 ● 射幸産業の管理監督、各射幸産業における売上高の総量規制、ギャンブル依存症の実態調査等を実施
	②賭博問題管理センター	● 射幸産業や違法な射幸産業に起因するギャンブル依存症等に関連して、24時間のヘルプライン、専門人材の育成等を実施
	③賭博問題管理センター 支部センター	● 賭博問題管理センターの支部として各地域に設置されている支部センターであり、ギャンブル依存症者への相談サービス等を実施 ● ソウルチョンノ、ソウルヨンドンポ、キョンギ、プサン、カンウォン、クァンジュ、テグ及びテジョンの合計８か所に設置

主体	組織名	主な活動内容
民間団体	④民間相談協力センター	● 賭博問題管理センターの支部センターが無い地域において、その事業を展開するために協力している民間治療機関 ● 全国に 25 か所設置
	⑤生命愛協議会	● ギャンブル依存症者の自殺対策として、賭博問題管理センター カンウォン支部センター、カンウォンランド依存症管理センター及び地元の宗教団体によって設立 ● 自殺予防、自殺懸念者の緊急支援、ギャンブル依存症から回復した者の職業訓練等を実施
	⑥韓国ギャンブラーズ アノニマス	● ギャンブル依存症者によって運営される組織 ● ギャンブル依存症者が、互いに自らの経験や状況を話すことで、ギャンブル依存症からの回復を目指す場
	⑦韓国ギャンブル依存症者の家族の集まり	● ギャンブル依存症者の家族による自発的集まり ● 韓国ギャンブラーズ アノニマスとの連携団体
事業者	⑧カンウォンランド	● 依存症予防治癒負担金の納付 ● カンウォンランド依存症管理センターの設立 ● 入場制限の実施
	⑨カンウォンランド依存症管理センター	● ギャンブル依存症の予防教育、治療支援等を実施

（出典：各機関のウェブサイト等を参照）

3.2 カジノ施設への入場制限

3.2.1 米国ネバダ州における取組

(1) カジノ運営事業者による入場制限

カジノ運営事業者の中には、次のような取組を行っている者がいる。

ア 入場制限プログラム

カジノ利用者本人の希望に基づき、カジノ運営事業者が運営している全ての施設から当該本人を排除するプログラムである。

カジノ運営事業者による排除期間（１年、５年等）を本人が選択することでプログラムが適用される。期間満了時に排除を解除する場合等には、本人からの書面による要請が必要である。

このプログラムの利用者は、排除対象者リストに掲載され、その者がカジノ施設に入場していることをカジノ運営事業者が発見した場合は、カジノ施設から出るように働きかける。

イ アンバサダープログラム

全従業員を対象として、ギャンブル依存症が疑われる者の言動に現れるサイン（例：「I want to kill myself」と言うなど）を研修[64]で指導する。

[64] 研修内容は、大学教授のアドバイスを受けている。

従業員がそうしたサインに気付いた場合には、アンバサダー[65]と呼ばれる依存症対応担当者へ連絡する。

連絡を受けたアンバサダーは、そのギャンブル依存症が疑われる者を別室に連れて行き、カウンセラーへ相談するようアドバイスする。

(2) その他の取組

米国ネバダ州では、ゲーミング委員会及びゲーミングコントロールボード規則に基づき、カジノ運営事業者は、ゲーミングエリア[66]において直接カジノ利用者と関わる全ての従業員に対して、カジノ利用者の支援に関する情報（ギャンブル依存症の言動等の症状、ギャンブル依存症による問題に関する情報の入手方法等）を含む研修を実施しなければならないこととされている。

3.2.2 シンガポールにおける取組

(1) 入場料の徴収

シンガポールでは、カジノ管理法に基づき、カジノ施設を利用するシンガポール国民及び永住者から入場料を徴収している。

入場料は24時間パス（100シンガポールドル（9,000円））と年間パス（2,000シンガポールドル（18万円））の２種類があり、利用者は有効期間内であればカジノに入出場することができる。

入場時には、住民登録証、運転免許証等で本人確認をするとともに、そこに記載されている全ての国民に付与された個人識別番号を利用して、入退場時間を管理している。滞在時間が有効期間を超えている場合は、追加の入場料を支払う必要がある。

(2) カジノ施設からの排除制度

シンガポールでは、カジノ管理法に基づき、カジノ施設への入場禁止制度及び入場回数制限制度が設けられている。入場禁止制度の適用を受けた者は、カジノ施設への入場が禁止される。また、入場回数制限制度の適用を受けた者は、あらかじめ決めた月の入場上限回数に達した場合、当該月についてはそれ以上カジノ施設への入場が禁止される。

それぞれの制度の申請等の条件・手続の概要は、それぞれ表 3-4及び表 3-5のとおりである。

なお、これらの制度を利用するための手数料は不要である。

---

[65] アンバサダーの配置数は、カジノ施設の規模によって異なるが、一つのカジノ施設につき５～20人程度配置され、専門の教育を受けている。

[66] ゲーミングエリアは、カジノ施設内のゲームが行われている場所、換金所等のことである。

表 3-4　入場禁止制度

申請の主体等	手続の概要
本人による申請	**《申請手続》** ① 入場禁止制度の適用を希望する者本人が、問題賭博全国協議会（以下この表及び次表において単に「協議会」という。）に対して申請する。 ② 申請を受けた協議会は、当該申請者を排除者リストに登載する。 ③ 排除者リストは、カジノ運営事業者、カジノ規制機構及び警察に通知され、入場が禁止される。 **《解除手続》** ① 解除申請は、排除者リストに登載されている本人が、協議会に申請しなければならない。この申請は、入場禁止措置の申込みから１年が経過した後でなければできない。 ② 入場禁止措置の解除に当たり、協議会は、解除の申請者に対して、カウンセリングや病院での診察を受けることなどを求めることができ、その結果を踏まえて、解除するか否かを決定する。 ③ 解除が決定した場合、協議会は、その者の情報を排除者リストから抹消する。 ④ 排除者リストは、カジノ運営事業者、カジノ規制機構及び警察に通知され、入場禁止が解除される。
家族による申請	**《申請手続》** ① 入場禁止としたい者（入場禁止予定者）の家族が、協議会に申請する。 ② 申請を受けた協議会は、入場禁止予定者が、ギャンブルにより家族に深刻な被害を及ぼすという合理的な懸念があるか、入場禁止措置を講じることが家族にとって最も適切かなどを審査する[67]。 ③ 審査の過程では、入場禁止予定者へのヒアリングを行わなければならない。ただし、正当な理由がなく、入場禁止予定者がヒアリングに応じない場合は、ヒアリングを行わないことができる。 ④ 審査の結果、申請が許可された場合は、協議会は、入場禁止予定者を排除者リストに登載する。 ⑤ 排除者リストは、カジノ運営事業者、カジノ規制機構及び警察に通知され、入場が禁止される。 **《解除手続》** 本人の申請による排除の場合と同様。ただし、審査に当たっては家族へのヒアリングが行われること、また、解除が決定した場合には、申請者である家族にその旨の通知がされることが異なる。 なお、家族からの解除申請は認められていない。
協議会の職権による指定	協議会は、本人又は家族による申請を受けていない場合であっても、頻繁にカジノ施設に行っており、かつ、経済的に脆弱である者については、入場禁止措置を課すことができる。 解除に当たっては、本人による申請と同様の手続を行うこととなる。
法令で規定	次の条件に該当する者は、カジノ管理法の規定により、自動的に排除者リストに登載され、カジノ施設への入場が禁止される。また、これらの条件に該当しなくなった時は、自動的に排除者リストからその者の情報が抹消され、入場禁止が解除されるため、本人による申請は不要である。 ● 破産申立てをしている者 ● 政府からの経済支援を受けている者 ● 補助金付き賃貸住宅に入居しており、住宅開発委員会[68]に対して６か月以上家賃を滞納している者

[67] 審査は、協議会の中に設置された審査委員会（委員長は協議会の委員）において行われている。

[68] Housing and Development Board

表 3-5　入場回数制限制度

申請の主体等	手続の概要
本人による申請	**《申請手続》** ① 入場回数制限制度の適用を希望する者本人が、協議会に対して申請する。入場回数の上限は、月に１回、２回、４回、６回又は８回の中から選択することとなっている。 ② 申請を受けた協議会は、カジノ運営事業者に対して、当該申請者の入場回数に関する情報を提供するよう求める。 ③ カジノ運営事業者から提供された月の入場回数が、①で申請者が選択した上限に達した段階で、当該申請者を排除者リストに登載する。 ④ 排除者リストは、カジノ運営事業者、カジノ規制機構及び警察に通知され、その月における入場が禁止される。 **《解除手続》** ① 解除申請は、入場回数制限制度の適用を受けている本人が、協議会に申請しなければならない。この申請は、入場回数制限制度の申込みから１年が経過した後でなければできない。 ② 入場回数制限の解除に当たり、協議会は、解除の申請者に対して、カウンセリングや病院での診察を受けることなどを求めることができ、その結果を踏まえて、解除するかを決定する。 ③ 解除が決定した場合、協議会は、当該解除申請者がその月の入場回数上限に達していたために排除者リストに登載されているときは、それを抹消する。 ④ 排除者リストは、カジノ運営事業者、カジノ規制機構及び警察に通知され、入場禁止が解除される。
家族による申請	**《申請手続》** ① 入場回数を制限したい者（入場回数制限予定者）の家族が、協議会に申請する（家族は入場回数の上限を設定しない。）。 ② 申請を受けた協議会は、入場回数制限予定者が、家族の福祉を無視してギャンブルをしたり、ギャンブルをするおそれがある合理的な懸念があるか、入場回数制限措置を講じることが家族にとって最も適切かなどを審査する。 ③ 審査の過程では、入場回数制限予定者へのヒアリングを行わなければならない。ただし、正当な理由がなく、入場回数制限予定者がヒアリングに応じない場合は、ヒアリングを行わないことができる。 ④ 審査の結果、申請が許可された場合は、協議会は、入場回数制限予定者の月の入場回数上限を決定した上で、カジノ運営事業者に対して、当該入場回数制限予定者の入場回数に関する情報を提供するよう求める。 ⑤ カジノ運営事業者から提供された月の入場回数が、④で設定した上限に達した段階で、当該者を排除者リストに登載する。 ⑥ 排除者リストは、カジノ運営事業者、カジノ規制機構及び警察に通知され、その月における入場が禁止される。 **《解除手続》** 本人の申請による入場回数制限の場合と同様。ただし、審査に当たっては家族へのヒアリングが行われること、また、解除が決定した場合には、申請者である家族にその旨の通知がされることが異なる。 なお、家族からの解除申請は認められていない。
協議会の職権による指定	協議会は、本人又は家族による申請を受けていない場合であっても、頻繁にカジノ施設に行っており、かつ、経済的に脆弱である者については、カジノ施設の入場上限回数を設定することができる。 解除に当たっては、本人による申請と同様の手続を行うこととなる。

(3)　その他の取組

カジノ管理法に基づき、カジノ運営事業者は、カジノ規制機構によって承認された「責任あるゲーミングプログラム」を策定・実施した上で、そのプログラムについて１年毎に運営事業者が自らを評価し、報告書をカジノ規制機構に提出しなければならないこととされている。

これを受けて、カジノ運営事業者は、次のような取組を行っている。

ア　アンバサダープログラム

ギャンブル依存症に対する理解を促進し、顧客から支援を求められた場合に適切な対応ができるよう全従業員を対象に教育を実施している。その上で、顧客の相談窓口になる従業員をアンバサダーとして教育し、認定している。

アンバサダーは、専用のバッチを着用しており、顧客が一目でアンバサダーであることが分かるようにしている。

アンバサダーは、顧客から要望があれば、ヘルプラインや相談機関を紹介する。

イ　事前申告制度（Pre-commitment システム）

まず、顧客からの要請を受け、カジノを利用する前に、顧客が設定したカジノ利用予定額をカジノ運営事業者が預かる。

顧客がカジノで使った金額が預かっていたカジノ利用予定額に達した場合は、最初にカジノ利用予定額を預けた時から 24 時間以上経過した後でなければ、更に金銭を預けることはできない。

また、カジノ運営事業者は、利用予定額に達した顧客に対して、カジノ施設から退去するよう促す。

3.2.3　韓国における取組

(1)　内国人の入場禁止

韓国では、観光振興法の規定により、内国人のカジノ施設の利用が禁止されている。ただし、廃鉱地域開発支援に関する特別法の規定により設置されたカンウォンランドカジノのみ、内国人の利用が認められる。

(2)　入場料の徴収

内国人がカンウォンランドカジノに入場する場合は、シンガポールと同様、入場料として１日 7,500 ウォン（750 円）を徴収している。

なお、一度入場料を支払うと、当日の営業時間内（午前 10 時から翌日午前６時までの 20 時間）であれば、カジノに入出場することができる。

(3)　カジノ施設からの排除制度

観光振興法では、カジノ運営事業者は、配偶者等からギャンブル依存症を理由にカジノ施設への出入りを禁止するよう要請があった者等の排除を確実に行うため、カジ

ノ施設入場者の本人確認を行わなければならないこととされている。

これらを踏まえて、入場に当たっては顔写真付きの住民登録証等で本人確認し、システムで確実に入場回数を管理できるようにしている。また、入場者に渡される入場券には、前々月、前月、当月、前四半期、当四半期及び当年の入場回数が記載されており、入場者本人が自らのカジノ入場状況を把握できるようになっている。

こうした入場回数管理を活用して、カンウォンランドカジノでは、表 3-6 のような入場制限制度が設けられている。

表 3-6　カンウォンランドカジノにおける入場制限制度

入場制限の要件	制限内容
月の入場日数が 15 日（地域住民は 1 日）に達した場合 又は 本人自ら設定した月の入場日数（15 日未満）に達した場合	その月における入場を禁止
2 か月連続して 15 日入場した場合	それ以降の入場を禁止した上で、翌月以降に入場しようとする場合は、カンウォンランド依存症管理センターの実施するカウンセリング（2 時間程度）の受診が必要
1 四半期で合計 30 日入場した場合	それ以降の入場を禁止した上で、31 日目以降に入場しようとする場合は、カンウォンランド依存症管理センターの実施するギャンブル依存症の危険性に関する指導（10 分程度）を受けるとともに、過剰なギャンブルの危険性を認識した旨の確認書の提出が必要
本人又は家族が入場禁止を申請した場合	入場を禁止[69]

(4)　その他の取組

観光振興法に基づき、カンウォンランドカジノは、午前 6 時から午前 10 時までは営業してはならないこととされている。

また、入場を禁止するものではないが、入場券には最近の入場日数等が記載されていることから、入場券を発券する際、入場日数が増えているかを確認し、ギャンブル依存症の懸念がある場合は、カンウォンランド依存症管理センターに相談に行くよう助言している。

さらに、ディーラーやセキュリティ要員もギャンブル依存症の疑いがある者を発見し、必要に応じてカンウォンランド依存症管理センターに相談に行くよう助言できるようにするため、ギャンブル依存症の疑いがある者を判別する訓練を毎月 1 回実施している。

この訓練を受けたディーラーは、問題のある客を集中的に観察し、必要であればカ

[69] シンガポールと異なり、家族による申請の場合でも、入場禁止措置を講じる際に、本人のヒアリングや家族の被害状況の調査を行うことが必須とはされていない。また、入場禁止措置の解除に当たっては、カンウォンランド依存症管理センターでのカウンセリングを受けるとともに、家族による申請で入場禁止となった者が解除を希望する場合は、家族の同意が必要となる。なお、シンガポールとは異なり、家族からの解除申請も可能である。

ンウォンランド依存症管理センターに行くよう勧めている。また、状況によっては、これ以上のゲームは危険なので中止するよう勧告する。

なお、こうしたカジノ利用者は、カンウォンランド依存症管理センターに無理に連れて行くと抵抗するため、まずはセンターの相談員がディーラー等の連絡を受けて現場へ来て、しばらく対象者の様子を観察した上で、相談員が穏やかに声をかけカンウォンランド依存症管理センターのオフィスに同行する。

3.3 ギャンブル依存症に関する広報啓発

3.3.1 米国ネバダ州における取組

(1) 広報啓発に関する規制

ゲーミング委員会及びゲーミングコントロールボード規則に基づき、カジノ運営事業者は、ゲーミングエリアの中又はその周辺及びゲームエリア内にある ATM の周辺の目立つ場所に、問題賭博の症状及び全国問題賭博協議会等のフリーダイアルの電話番号を記載した書面を掲示し、又は提供しなければならないこととされている。

(2) カジノ運営事業者による広報啓発

カジノ運営事業者は、(1)の規制を踏まえて、ギャンブル依存症等に関するリーフレット等を設置するなどしている。

図 3-4 リーフレットの例

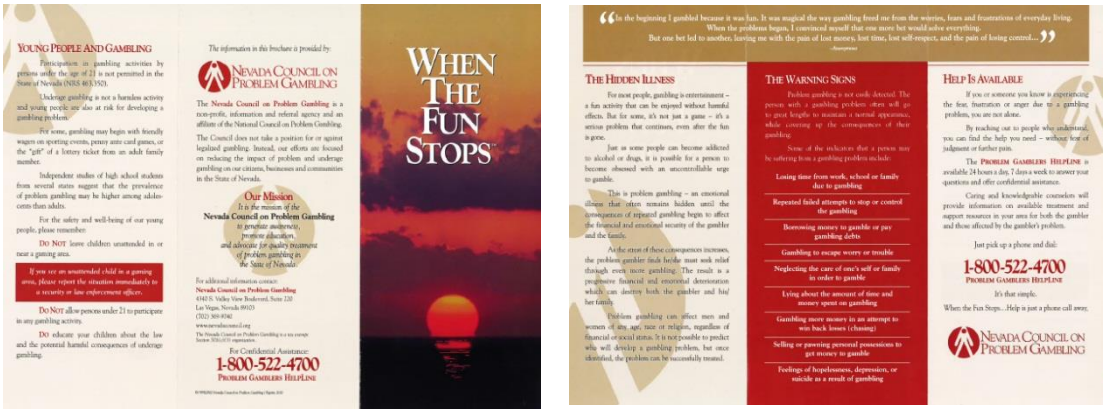

ネバダ州問題賭博協議会が作成したリーフレット

3.3.2 シンガポールにおける取組

(1) 問題賭博全国協議会による広報啓発

問題賭博全国協議会では、マスメディアを利用したギャンブルのリスク等に関する広報を、一般大衆を対象としたものと、例えば、旅行者やスポーツ観戦者などに広報対象を絞ったものとに分けて実施している。

また、地域社会への訪問活動は、地域コミュニティ、企業（職場）及び学校の３種

類を対象として行っている。地域コミュニティに対しては、地域イベント開催時に、ギャンブル依存症に関する講演を行ったり、キャンペーングッズの配布を行ったりしている。企業（職場）に対しては、問題賭博全国協議会から講師を派遣し、問題あるギャンブルの実態、ギャンブル依存症者に対する支援の在り方などについて研修を実施している。

(2) カジノ運営事業者による広報啓発

カジノ管理法に基づき、カジノ運営事業者は、治療やカウンセリングの利用等に関する手続や指針を含めた「責任あるゲーミングプログラム」を策定・実施しなければならないこととされている。

カジノ運営事業者では、策定したプログラムに基づき、次のような取組を行っている。

- ギャンブル依存症対策に関するパンフレットを入場ゲート付近やゲームフロアに設置
- 広告用の大型液晶画面に定期的にヘルプラインの電話番号を表示
- スロットマシン等のゲーム機器やゲームのテーブルに小さな表示画面を設け、そこで、「事前申告制度」（3.2.2(3)イ参照）やヘルプラインの電話番号を表示

3.3.3 韓国における取組

(1) 賭博問題管理センターによる広報啓発

賭博問題管理センターでは、次のような広報啓発活動を行っている。

- 一般市民から賭博問題の啓発を促進するためのポスターやアニメ等の動画を募集し、入選したものを予防広告に使用するようなイベントを実施している。
- 広報啓発用資料として、青少年の学生に対する本やマンガ、動画も豊富に用意し、積極的に活用している。2015（平成 27）年２月には、同センターが小学生低学年・高学年、小学生の保護者、中学生及び高校生向けのインターネット教材を作成し、公表している。
- 社会人対策として、新入社員のオリエンテーションで取り入れてもらうなどし、企業へも研修開催を働きかけ、要望があれば無料で研修を実施している。
- ９月 17 日を「ギャンブル依存症追放の日」[70]として定め、その前後１週間は追放週間として各種イベントで広く広報啓発を行っている。

[70] 射幸産業統合監督委員会（賭博問題管理センターの上位組織）が発足した日（2009（平成 21）年９月 17 日）を踏まえて設定されている。

《追放週間でのイベント例》

- ギャンブル依存症の治療に関する功労者表彰
- 学会と連携したギャンブル依存症に関するシンポジウムの開催
- 人口密集地域（ソウル市の駅等）における相談ブースの設置や広報啓発資料の配布
- テレビ、新聞、インターネット等を通じたギャンブル依存症予防メッセージの発信
- ソウル市内プロ野球場電光掲示板におけるギャンブル依存症予防メッセージの発信

図 3-5　賭博問題管理センター作成のリーフレット

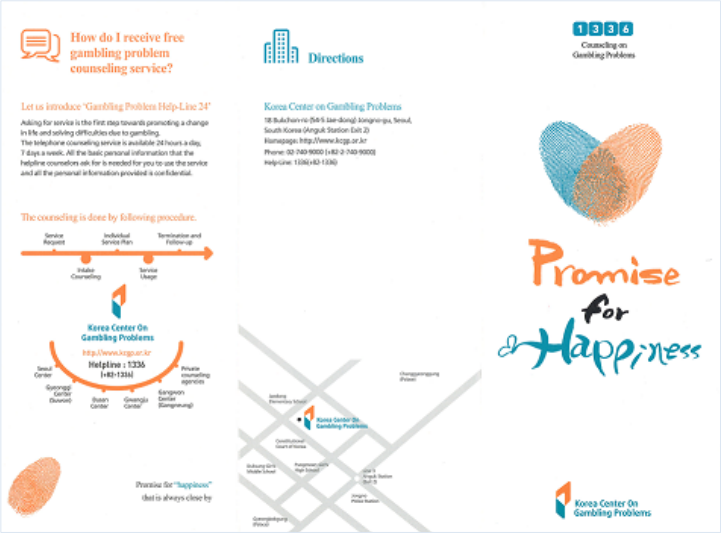

図 3-6　賭博問題管理センターが作成した青少年向けのインターネット教材の例[71]

（小学校低学年用）

（高校生用）

また、ギャンブル依存症の相談・治療を担当している賭博問題管理センター カンウォン支部センター チョンソン分署では、事務所建物の前面に電光掲示板があり、分署の存在や活動が分かるようにしている。さらに、同分署は、駅の待合室やギャンブル

[71] 賭博問題管理センターウェブサイトを参照

依存症になって財産を失い自宅に帰れなくなった人が多く住むアパート・モーテル等にも分署の案内等のポスターを掲示している。

(2) カジノ運営事業者による広報啓発

カンウォンランドカジノでは、ゲームフロア内や入場ゲート付近、スロットマシン横等のほか、トイレや喫煙所の中といった様々な場所に、ギャンブル依存症に関するパンフレットを設置したり、スロットマシンの正面に設置された液晶画面にギャンブル依存症の注意喚起情報を表示したりしている。

3.4 ギャンブルに関する広告等の規制

3.4.1 米国ネバダ州における取組

ゲーミング委員会及びゲーミングコントロールボード規則に基づき、カジノ運営事業者は、ダイレクトメール等の直接のマーケティングをカジノ利用者が拒否できるようにするための措置を適切に講じなければならないこととされている。

また、21 歳未満の青少年をターゲットにしたキャラクター等を利用したゲーム機器をカジノ施設に置くことは、禁止されている。

なお、米国では、1934（昭和９）年に制定された通信法によって、カジノに関する全てのテレビ広告が禁止されていたが、1999（平成 11）年６月に、連邦最高裁判所が広告規制を無効と判断[72]したため、現在、ネバダ州においてカジノに関する広告の規制は行われていない。

一方で、カジノ運営事業者等の業界団体であるアメリカゲーミング協会は、「責任あるゲーミングのための行動規範」[73]を策定し、傘下事業者にその遵守を求めているが、その中では、ラジオ、テレビ、印刷物、ダイレクトメール、ソーシャルメディア、看板、インターネット等の広告やマーケティングに関し、次の事項を定めている。

《責任あるゲーミングのための行動規範～広告・マーケティング部分～》

- カジノに関するギャンブルの広告・マーケティングは、次の事項を守らなければならない。
  - 責任あるゲーミングに関する文言又は実際に使うことができるフリーダイアルのヘルプラインの番号を記載すること。
  - 一般に受け入れられた現在の良識を反映したものであること。
  - 誤解や間違った苦情を生じさせないための州及び国の基準に厳格に従ったものであること。
- カジノに関するギャンブルの広告・マーケティングは、次の事項をしてはならない。
  - 特に未成年者に訴えかけるようにデザインした画像、有名人による宣伝等を含めること。

[72] アメリカゲーミング協会ウェブサイトを参照
[73] CODE OF CONDUCT FOR RESPONSIBLE GAMING

- ギャンブルに参加できない未成年者を呼び込むようなこと。
- ギャンブルが、社会的、経済的又は個人的な成功を保証するものであると宣伝すること。
- ギャンブルに参加できない未成年者が多数集まる場所で広告・マーケティングを行うこと。
- 不法行為をほのめかし、又は提案すること。

3.4.2　シンガポールにおける取組

カジノ管理法に基づき、カジノに関わる国内向けの広告や宣伝は、原則禁止されている。

許可される広告・宣伝は、カジノへの道順案内やカジノ以外の IR 施設に関する広告・宣伝、または空港、港湾、ホテル等の主として観光客が利用する施設における限定的な広告・宣伝[74]であり、許可を受けるに当たっては、広告・宣伝の遅くとも 21 日前にカジノ規制機構に申請しなければならない。

3.4.3　韓国における取組

(1)　広告の規制

韓国では、観光振興法に基づき、過剰な射幸心を誘発するなど、善良な風俗を害するおそれがある広告や宣伝を禁止している。また、射幸産業統合監督委員会では、射幸産業広告審査委員会[75]を設置し、審査基準に従って事前に広告の審査を行っている。ただし、外国人専用カジノの運営事業者が行う広告、カジノ施設等の射幸事業を行う施設内での広告、インターネット上の広告等は、審査の対象となっていない。

審査の基準は、次のようなものである。

紙面広告	**《次のような文言を含むものは禁止》** ● ゲームスケジュール等のギャンブルに直接関わる内容 ● ギャンブルに誘うような表現 ● 「大当たり」、「高配当」等の金銭的な期待を増長させるような表現 ● 反倫理的又は反社会的な表現 **《次のような画像を含むものは禁止》** ● カジノの内部写真、賭けている様子 ● 高配当、高確率等を連想させるグラフ ● 福袋等の金銭を連想させるような画像 ● 過度に扇情的な画像

[74] 限定的な広告とは、カジノでゲームをすることを勧誘する内容を含まないものである。カジノで顧客が得た賞金や、カジノで勝った顧客の情報を含むような広告・宣伝は、禁止されている。

[75] 射幸産業統合監督委員会から１名、射幸産業事業者から５名、外部有識者２名の合計８名で構成される委員会

動画広告	公益キャンペーンにおける広告のスポンサー表示に限り許される。
警告文の表示	広告には、「過度なギャンブルは、ギャンブル依存症によって本人や家族を崩壊させる可能性がある」旨の警告文を表示しなければならない。

(2) 射幸産業の売上総量の規制

射幸産業統合監督委員会は、射幸産業統合監督委員会法に基づき、射幸産業の営業場の数や売上高の規模等に関して総量を規制するとともに、一部については、個社単位で総量を規制している（カンウォンランドは、カジノ運営事業者で唯一個社単位での規制を受けている。）[76]。

具体的には、射幸産業全体の総売上高が毎年の GDP の 0.58%以内となるよう、カジノを含む７つの射幸産業[77]ごとの売上げ総量を毎年決めることとなっている。この各射幸産業の売上総量上限の設定では、ギャンブル依存症対策への取組状況も評価されており、例えばスポーツ宝くじ産業については、2017（平成 29）年の電子プレーヤーカード（3.5.3 参照）の全面導入を条件として、2012（平成 24）年には総量の増額が認められている。こうして定められた総量を超えないようにするため、射幸産業事業者が、自ら営業時間・日数・競技等の回数・入場人員等を規制することがある。

なお、総量を超えた場合には、射幸産業統合監督委員会が当該事業者を所管する行政機関の長に対して、総量を超えた事業者に対する是正命令等の必要な措置を講じるべきことを勧告することができるが、違反に対する罰則は設けられていない。

3.5 カジノ施設内における金銭入手手段の制限

3.5.1 米国ネバダ州における取組

ゲーミング委員会及びゲーミングコントロールボード規則に基づき、カジノ運営事業者は、与信行為、小切手の現金化についてカジノ利用者が自ら制限できるようにするための措置を講じなければならないこととされている。

なお、後述するシンガポール及び韓国とは異なり、カジノ運営事業者による貸付行為やカジノ施設内での ATM の設置自体が禁止されているものではない。

《ラスベガスのカジノ施設の例》

- カジノ施設内には、カジノ運営事業者によるクレジットカウンターが設置されており、申込書を記入すれば、米国人であれば信用調査会社データを用いることで数分で信用供与の可否が判断できるようになっている。
- ATM は、カジノ施設内に複数台設置されていた。また、3.3.1 で述べたとおり、ATM にはギャンブル依存症に関する啓発用リーフレットが設置されていた。

[76] （一財）自治体国際化協会「韓国の射幸産業について～韓国の競馬、競輪、競艇、闘牛、宝くじ、体育振興投票券、カジノの現状～」及び射幸産業統合監督委員会ウェブサイトを参照

[77] 競馬、競輪、競艇、闘牛、宝くじ、スポーツ宝くじ及びカジノ

3.5.2　シンガポールにおける取組

シンガポールでは、カジノ管理法に基づき、カジノ運営事業者による内国人に対する信用取引枠の設定、クレジットカードの利用、貸付行為は禁止されている。例外的に、外国人や10万シンガポールドル（900万円）以上の保証金口座を開設しているプレミアムプレーヤーには、カジノ運営事業者等がこれらの行為を行うことが認められている。

また、同法に基づき、カジノ施設内におけるATMの設置も禁止されている[78]。

3.5.3　韓国における取組

観光振興法によって、カンウォンランドカジノでは、カジノ運営事業者がカジノ利用者に資金を貸し付けることが禁止されている[79]。

また、自らの資金を引き出すATMの設置等は禁止されておらず、カジノ施設内にATMや銀行の出張所が設置されており、引出し金額の上限は設定されていない。

なお、射幸産業統合監督委員会は、現在、過大な金額の賭けを防止し、ギャンブル依存症の増加を予防するため、電子プレーヤーカードの導入を検討している。この電子プレーヤーカードは、一人に１枚のみ発行され、利用者は上限10万ウォン（１万円）（カジノの場合は30万ウォン（３万円））まで入金できることになっている。

現在は、試行期間中であり、2018（平成30）年に全面導入する計画である。最終的にはカードの使用を義務付ける予定である。

なお、このカードの導入により、射幸産業の利用者が減ることが懸念されるため、事業者側において事業への影響を検討している。

3.6　ギャンブル依存症の相談・治療

3.6.1　米国ネバダ州における取組

(1)　相談・治療に関する人材育成等

ネバダ州では、アルコール、薬物及びギャンブルカウンセラー審査官ボードが、複数の公的なカウンセラーのライセンス制度を運用しており、その一つとしてギャンブル依存症カウンセラーのライセンスがある。

ライセンスを保有している者は、2015（平成27）年２月現在で、53人[80]である。

この資格を取得するためには、次のような条件を満たす必要がある。

---

[78] 現地では、カジノ施設を出た出入り口付近にATMが複数台設置されていた。

[79] 外国人向けカジノでは、貸付は認められている。

[80] うち２人は活動を休止している。

《資格取得の条件の例》

- 社会科学分野における学士、修士又は博士号を有していること。
- ギャンブル依存症のカウンセリングに関する 2,000 時間の治療機関での臨床経験があること。
- 審査官ボードが承認した60時間に及ぶギャンブル依存症の研修を修了していること。
- ギャンブル依存症のカウンセリング実務やギャンブル依存症の治療における特別の課題等に関する筆記試験において、平均得点率が少なくとも 70%以上となること。

(2) 相談・治療機関における取組事例

ア ネバダ州問題賭博協議会

① 沿革

ネバダ州問題賭博協議会は、1984（昭和 59）年に民間団体として民間資金により設立された。ギャンブル依存症に対する社会理解の促進、ギャンブル依存症に関するパンフレット等を用いた広報啓発、ギャンブル依存症に関する企業内研修の講師、教育者育成等の活動を行っている。

② 運営体制

職員は４名であり、年間予算額は約 50 万ドル（６千万円）である。

財源は州政府の補助金と民間からの資金がほぼ半々であり、民間資金の内訳は、企業研修に対する講師派遣料金と民間企業からの寄付が半々となっている。民間からの寄付は、カジノ運営事業者からのものが多くなっている。

③ 活動概要

ギャンブル依存症に関するパンフレット等を利用した広報啓発やヘルプライン対応といった治療以外のことを対象に活動している。

ヘルプラインは、ネバダ州問題賭博協議会が加盟している全国組織である全国問題賭博協議会が全国共通・24 時間対応のヘルプラインを設置しているが、ここにかかってきた電話は、自動的に発信元の州が運営するコールセンター等に回る。ネバダ州の場合は、このコールセンター機能をルイジアナ州問題賭博協議会にアウトソーシングしており、そこから相談内容等についてネバダ州問題賭博協議会に還元してもらっている。

また、地域コミュニティ向けのパンフレットの提供等は、無償で行っており、行政機関等が主宰する健康促進イベント、教師が行う研修等でパンフレット等を配布している。

さらに、教育研修支援として、ギャンブル依存症に関する研修を企画する会社・団体において講師となる者の教育を行っている。また、ネバダ州では、カジノ運

営事業者に対してギャンブル依存症に関する従業員教育を義務付けており、その従業員教育の講師の指導も請け負っている。

④　ギャンブル依存症対策における課題への認識

ギャンブル依存症は、他の依存症と違って外見に表れにくいので、診断が非常に難しい。また、ギャンブル依存症は、薬物依存症等のように他人への被害が生じにくいものであるため、社会的にギャンブル依存症の問題が認知されにくい。ただし、DSM[81]の改訂を契機として、ギャンブル依存症が一つの病気であると認識され始めたことから、政府の関心が高まった。

ギャンブル依存症対策を推進するためには、審査官ボードが認定するギャンブル依存症カウンセラーを育成することが必要であるが、認定を受けるための条件である実務経験（通常 2,000 時間）を積む場が少ないことから、資格取得へのモチベーションを高めることが課題であると考えている。

イ　問題賭博センター

①　沿革

1986（昭和 61）年、未だ問題賭博への社会の認識が低い時期に、この問題を取り上げた医師が、ネバダ州の既存病院の中で入院治療事業を開始した。その後 1998（平成 10）年に同病院が閉鎖された際、外来治療のクリニックとして事業を継続するために同センターが発足した。

②　運営体制

州政府からの補助金及び民間団体の寄付によって運営されている。州政府からは年間約 40 万ドル（4,800 万円）が交付され、民間団体（カジノ運営事業者、スロットマシンメーカー等）からはそれをやや下回る額の寄付が集まっている。

医者１名、カウンセラー５名、インターンシップ２名で運営している。カウンセラーの中には、過去にギャンブル依存症になり、回復した経験のある者がおり、回復の過程や患者の気持ちがよく分かる体制となっている。

③　活動概要

６週間の外来治療プログラムを行っている。治療は、午前と午後の２つのコースに分かれ、月曜日から木曜日までの週４回、各回３時間である。プログラムを受けている者は、月曜日から木曜日まで参加することが求められる。金曜日から日曜日まではプログラムがないため、課題を出している。

プログラムは、１グループ約 12 人で構成されている。１四半期で 60 人程度、年間で 250 人強の患者が新規に来ている。

治療に訪れた患者は、まず、依存症チェック表で状態を確認する。その後、「ギ

---

[81] Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders の略であり、アメリカ精神医学会が開発した精神疾患の診断と統計マニュアルである。最新版は、DSM-V である。

ャンブルへのお別れの手紙（Good bye letter to gambling)」を書いてもらい、個々の事情に応じた最終目標と計画を設定させる。この最終目標は、約 85%の人が達成している。

プログラム参加料金は１日 10 ドル（1,200 円）であるが、払えない人が９割である。無理に払わせることはしていない。１プログラムにつき、一人当たり 2,700 ドル（32 万４千円）の費用がかかるが、州の補助金の上限は 2,000 ドル（24 万円）であるため、残りをカジノ運営事業者等からの寄付等で賄っている。

プログラムの中では、ギャンブラーズ アノニマスのミーティング参加も行っている。

活動内容は、テレビ広告、ギャンブラーズ アノニマス等で周知している。

また、ギャンブル依存症を予防するため、カジノ周辺の ATM 等へギャンブル依存症への警告チラシを設置するなどしている。さらに、患者本人からの申込みのほか、家族からの相談も受け付けている。ヘルプラインも設置している。

④　ギャンブル依存症対策における課題への認識

治療に訪れる者の中にはスペイン系やアジア系の文化を持つ人々等もおり、プライバシーに関する考え方の違い等のため、治療方法への受け止め方が異なることから、それぞれに応じた治療を適切に行うことが必要である。

審査官ボードが認定しているギャンブル依存症カウンセラーの有資格者は、そのニーズと比較して不足していることから、依存症に関する学校教育、依存症治療への十分な予算配賦に加えて、カウンセラー等の治療専門人材の育成等も必要であると考えている。

3.6.2　シンガポールにおける取組

(1)　相談・治療に関する人材育成

国の機関としてギャンブル依存症を含む依存症治療に当たっている依存症管理サービス機構では、カウンセラー全員が、依存症カウンセリング専門家協会[82]が認定するギャンブル依存症カウンセラーの資格[83]を取得するようにしている。このため、同機構内で、２週間に１回の現場でのケーススタディなど、２年間の研修プログラムを実施している。指導には、同協会が認定する監督者の資格を有する職場内のシニアスタッフが当たっている。

---

[82] Association of Professionals Specializing in Addiction Counselling。依存症カウンセラーの認定を行っている世界最大規模の民間機関である IC&RC（International Certification and Reciprocity Consortium)のメンバーである。

[83] この資格を取得するためには、約 6,000 時間（３年間）の現場経験と、その後、協会が年に１度実施する試験を受験し、合格する必要がある。なお、試験は IC&RC のメンバーによって管理・実施されている。アメリカでは 47 の州がこの資格制度のメンバーとなっているが、ネバダ州は入っていない。

こうした資格取得研修のほか、１か月半～２か月間、アメリカにおいて研修を受けるシステムがある。また、外国からエキスパートを招聘して研修（期間は３日間程度）を行うこともある。さらに、問題賭博全国協議会の主催で、２年に一度ギャンブル依存症の専門家が同機構に訪問し、ワークショップを行い、新しいギャンブル依存症の治療法等を研究している。

これら以外にも、カウンセラー、リサーチアシスタント、事務担当者など４～５名のメンバーが、研修目的で国際会議に参加することもある。

なお、このような充実した研修体制をとったのは、カジノが開業する２年程度前からであり、その後も体制を充実させてきている。

(2)　相談・治療における取組状況

ア　依存症管理サービス機構

【依存症管理サービス機構】

①　沿革

1990（平成２）年にアルコール関連依存症の治療センターとして設立され、2001（平成 13）年に依存症全般を扱う組織として改編され、2008（平成 20）年から現行組織となった。

②　運営体制

人員は、全員で約 70 名であり、現在は、心理学者が１人、その他ファミリーセラピスト等で 20 人のカウンセラーがいる。ただし、特定の依存症のための専属の職員はいない。

③　活動概要

物質的依存症（アルコール・薬物等）と行動的依存症（ギャンブル・サイバー関連）に分類し、医師、心理学専門家、看護師、カウンセラー、ソーシャルワーカー等が総合的に対応している。また、入院施設もあるが、カジノ関連は基本的に外来診察で対応している。

電話によるヘルプラインサービスを 24 時間・365 日体制で提供している。ギャンブル依存症については、年間相談件数が約２万件である。

治療費用は、初回のセッションでは、シンガポール人は政府からの補助が出て約 30 シンガポールドル（2,700 円）であり、外国人は約 150 シンガポールドル（13,500 円）である。

④　治療の進め方・効果

認知行動療法に基づくマニュアルがあり、マニュアルに沿って８つのセッションを行っている。カウンセリングの内容は、症例に応じて適宜変化する。治療期間は概ね１年であるが、人によって治療スピードが変わる。途中で治療を中止してしまう者もいる。

治療の導入部分は、問題あるギャンブルとはどのようなものかを理解することから始まる。どういうリミットを超えたら問題なのか、依存症者それぞれの治療目標なども考えさせる。

２回目としては、依存症の原因を考え、３～４回目は、例えば、何かのジンクスを信じて次回は必ず儲けることができるなど、本人がどのような考えでギャンブルに手を出してしまったかについて考えさせる。その後、金銭管理や家族との接し方などを学んだ上で、最終的には今後はギャンブルに手を出さないよう、どのように防いでいくかを考えさせる。

各治療セッションに要する時間は、初回のセッションは２～３時間であるが、その後は、１時間程度である。カウンセリングは、マンツーマンで行うこともあるが、グループセッションも設けている。グループセッションのメリットとしては、他のギャンブル依存症者の意見を聞けるということが挙げられる。

８つのセッションを終了し、２年間一切ギャンブルを行っていない元ギャンブル依存症者が、グループセッションの進行役としてボランティア参加することもある。また、家族が一緒になってサポートすることも効果的であるとされている。

ギャンブル依存症者は借金の問題を抱えていることも多く、カウンセラーは、金融に関するガイドブックを参考に、依存症者にアドバイスを行っている。カウンセラーが直接、金融機関との調整をすることはなく、原則的には、本人が金融機関との調整を行うことになる。グループセッションなどで、体験談を聞くこともできるため、参考になることもある。

８セッションのうち、３～４回のセッションを終了したものは、70%程度である。患者のうち、約 30%が生活の質が向上したと答えている。また、治療によって改善が確認できた事例は依存症全体で約 70%を超えるが、ギャンブル依存症が完治したかどうかの数字は出ておらず、成果をどう捉えるかが課題となっている。

再発率は治療１年間では約 80%、２年間では約 50%であり、治療期間が長いほど効果があることは確認されている。

⑤　外国人労働者への対応

電話によるヘルプラインサービスの利用者の約 30%が外国人であり、そのほとんどが外国人労働者である。これは、外国人は入場料を支払わずにカジノに入場できるためと考えられる。

ヘルプラインの相談内容としては、カジノに関連した相談が多くなっている。英語、中国語（北京語）、マレー語、タミール語の４言語の対応が可能となっている。

なお、外国人労働者は、日中にクリニックに来院することが難しいため、午後７時～９時にセッションを行っている。また、電話やメールでカウンセリングすることもある。

イ　タイ・フア・カン問題賭博回復センター

①　沿革

1978（昭和 53）年に、主に英語が話せない中国系の人などを対象として、様々な問題を支援するためのタイ・フア・カン慈善団体（民間 NPO 団体）を設立し、2011（平成 23）年に組織再編を行い、現在に至っている。

名称の由来は「太和（タイフア）（＝調和、平和といった意味）」を「観（カン）る」という意味である。

②　運営体制

人員は８名（タイ・フア・カン慈善団体全体では約 1,500 名）である。治療に当たる者の中には、依存症管理サービス機構等で研修を受けた後で、依存症カウンセリング専門家協会等が認定するギャンブル依存症カウンセラーの資格を取得した者もいる。

営業時間は、月曜日から土曜日の午前９時から午後６時まで（火曜日は午後９時まで）であるが、カウンセリングの状況で随時延長は可能となっている。

シンガポールの全人口の約 80％は中国系であり、「チャイナタウンポイント（地下鉄チャイナタウン駅に直結する商業テナントビル）」にこのセンターを構えることで、気軽にカウンセリングを受けることができるようにしている。なお、このチャイナタウンポイントは、社会福祉協議会が所有者であることから、割安な賃料設定となっている。

問題賭博全国協議会からカウンセリング等の実績に応じて活動資金が配賦されており、原則として依存症者の相談は無料で行っている。カジノ運営事業者からの直接的な資金援助はない。ただし、カジノ運営事業者が実施する研修に対して、このセンターの職員を講師として派遣し、報酬を得ている。

③　活動概要

タイ・フア・カン慈善団体は、子供・青年・老人・家族など、コミュニティーレベルの様々な問題の解決を支援しており、このセンターが、ギャンブル依存症に対するカウンセリング等を実施している。

④　治療の進め方・効果

カウンセリングは、８つのセッションから構成される。

１回目は、患者の背景・状況や問題を考えるとともに、依存症とはどういったものかを学ばせている。２・３回目は、本人がどういった理由で依存症に陥ったのか、ギャンブルの前後で自身の考え方を振り返らせている。４回目以降は、認知行動療法に基づき、ギャンブルに関する誤った考えを正す治療を受けさせる。本人に宿題を出し、何が原因で依存症になったかを考えさせる。

セッションの中で特に重要なのは、自分の考えの追跡調査を行うことであり、なぜ、ギャンブルをしてしまったのかについて、自己分析をさせるプロセスが重

要であるとしている。中にはセッションが終わったらすぐにギャンブルに行く患者もいるが、本人のギャンブル前と後の気持ちの変化を、時間ごとに自己分析させている。そして、最終的には、ギャンブルをやめることの重要性を認識させる。その際には、家族と共に、人生や命の大切さを一緒に考えてもらうことで、再発防止を図っている。

治療の効果は、治療の途中でリタイアする者や治療終了後にも再びギャンブルを行ってしまう者がいるため、正確な数字を把握できていない。

⑤　ギャンブル依存症対策における課題への認識

ギャンブル依存症者のほとんどが、過大な金銭トラブルを抱えていることから、早期にカウンセリングに来てもらうことが重要であるとしている。このセンターでは、借金の返済方法などの一般的なアドバイスを行っているが、金融機関との調整等は信用カウンセリングシンガポールなどの機関を紹介している。

ウ　ワンホープセンター

①　沿革

主にギャンブル依存症者やその家族のカウンセリングを実施することを目的として、2004（平成 16）年に設立された民間 NPO 団体である。

ギャンブル依存症者に「ワン・ホープ（一つの生きる希望）」を与えるという理念、また、ギャンブル依存症者は、自らが病気であるという自覚がなく、単なる金銭トラブルと考えている者が多いため、例えば精神衛生センターといった名称にした場合、ギャンブル依存症者が相談しにくくなるという考えもあり、このような施設名としている。

②　運営体制

人員は、カウンセラー４名、事務職員２名及び依存症から回復したボランティア約 50 人である。

カウンセラーの人材育成として、大学において心理学を専攻した職員を対象に、約９か月間の研修を実施している。また、シンガポールには、ギャンブル依存症に対応した講習を実施できる人材が少ないため、香港から専門の大学講師を招へいして講義を行ってもらうこともある。

営業時間は、月曜日から土曜日の午前９時から午後６時までである。木曜日及び土曜日の夜には、グループによるカウンセリングを実施している。

年間相談数は、約 500 人である。

政府やカジノ運営事業者からの資金提供はなく、主に、教会、法人、個人からの寄付金で運営している。

カウンセリングは、診察オフィスのほか、教会等の場所を借りて行うこともある。

③　治療の進め方・効果

患者は、まずは１週間に２回の「サポートグループ」に入る。毎週 50～70 人の新規患者が訪れている。「ピアサポート」と呼ばれる元ギャンブル依存症者から、どのように依存症から立ち直ったのか、経験談を聞くこともできるようになっている。

４～６回のセッション後は、「リカバリーグループ」に移る。ギャンブルへの欲求のコントロール方法を学び、再発しないように促している。

その後は「１対１のカウンセリング」に移り、ギャンブル依存症の問題の根源は何であったかを理解させている。

各セッションにおいて、ギャンブル依存症から立ち直った者が進行役として参加することもある。

途中で治療をストップしてしまう者や治療が終了した後に再度、治療に訪れる者もいる。

④　ギャンブル依存症対策における課題への認識

今後、オンラインギャンブルやオンラインゲーミングへの対応が大きな課題となる。

多くの子供がオンラインゲーミングに熱中しているが、将来、ギャンブルに対する垣根を低くしてしまう可能性があり、今後、シンガポールにおけるギャンブル依存症者を増加させる大きな原因になり得る。

学校教育からギャンブル依存症に対する教育を実施するといった根本的な予防策も必要であると考えている。

3.6.3　韓国における取組

(1)　相談・治療に関する人材育成等

ア　賭博問題管理センター

賭博問題管理センターでは、支部センター等で勤務するカウンセラーの育成を行っており、これまでに約 400 人を養成している。一方で、賭博問題管理センターの職員自体は、公募によって採用している。賭博問題管理センターで勤務する専門的な人材は、少なくとも心理学、看護等に関する修士号を有している。

また、ソウル支部センターでは、ギャンブル依存症の相談・治療に当たる人材を確保するため、専門教育を受けた心理学や精神医療等の専門教育を受けた者を公募で採用している。専門的な人材は、基本的に６～７年の実務経験を持っている。

イ　カンウォンランド依存症管理センター

カンウォンランド依存症管理センターでは、精神医療、社会福祉等の修士号や博士号を有している人材を公募で採用している。採用には、業務経験が５年以上等の基準が設けられている。

(2)　相談・治療における取組状況

ア　賭博問題管理センター

賭博問題管理センターでは、支部センター等と役割分担をしつつ、相談・治療に取り組んでいる。

＜賭博問題管理センター（本部）＞

①　沿革

2012（平成 24）年の射幸産業統合監督委員会法の改正に伴い、2013（平成 25）年に事業を開始した。

②　活動概要

ギャンブル依存症の予防に関する広報啓発、ギャンブル依存症に関するヘルプラインの設置等を行っている。

このヘルプラインは、24 時間対応であり、７名で運用している。電話で基本的な相談を受けた上で、対象となる支部センター又は民間相談協力センターを紹介する。この民間相談協力センターは、支部センターだけでは全ての相談に対応できないことから、心理療法士等の個人が運営している診療所等と協定を締結した上で連携しているものであり、全国に 25 か所ある。

連絡を受けた支部センターでは、相談者と連絡を取り、予約が入れば、相談・治療を進めていく。

なお、民間相談協力センターが相談を受け付けた場合は、賭博問題管理センターから一人１回（50 分）につき７万ウォン（７千円）が支給される。

＜ソウル支部センター＞

①　沿革

2012（平成 24）年の射幸産業統合監督委員会法の改正に伴い、2013（平成 25）年に事業を開始した。

②　運営体制

人員は、27 名であり、相談受付時間は、月曜日から金曜日までは、午前９時から午後６時まで、土曜日・日曜日は、午前９時から午後７時ごろまでである。なお、週末の相談受付を、2014（平成 26）年 10 月から始めている。

③　活動概要

賭博問題管理センターが運営するヘルプラインを通じての利用は、ソウル支部センターで年間約 1,400 人である。

相談業務の人気は高く、通常は申込みから相談まで１月半程度のところが、長い時には４か月になることもある。

相談全体に占めるカジノの比率は 15%程度で２番目に多くなっている。最も多いのはインターネットを介したスポーツくじであり、全体の 50%を超えている。

④　治療の進め方・効果

相談があった時には、相談者から、まず次のような情報を聞き出してシートに整理する。

- 相談内容は本人の問題か、配偶者か、子供か。
- 過去に依存症について相談した経験があるか。
- どのようなギャンブル（スポーツくじ、カジノ、競馬、競輪、花札、闘牛等）をやっているか。また、やっていたのは合法ギャンブルか、違法ギャンブルか。
- オンラインギャンブルか、オフラインギャンブルか。
- 現在どれだけの負債を抱えているか。

治療プログラムは 12 セッションからなり、グループで取り組ませている。１週間に１回で、全体として３か月である。治療は、「ギャンブル依存症であることを認識させること」、「ギャンブルをしたら必ず勝つという非合理的な信念を、そうではないとの合理的なものに変えること」及び「ギャンブルをやめる力を与えること」の３つの観点から取り組んでいる。

症状がよくならなければ、更に３か月コースを続け、個別相談、家族相談等を実施する。

６か月経ったところで、ギャンブラーズ アノニマスの会合へ移行する。

治療に利用する教材は、元はアルコール依存症治療用として作成したものを利用している。

１年に１回、治療を始めた日にグループの前に出て、取り組んできたことを発表している。

なお、借金等の法律上の問題は、専門家が対応している。

治療プログラムに要する費用は、全てソウル支部センターが負担し、無料で受けることができる。

＜カンウォン支部センター　チョンソン分署＞

①　沿革

従来、カンウォンランドカジノ周辺における相談・治療は、カンウォン支部センターから出張して対応していたものを、担当者常駐に切り替えることで、2014（平成 26）年９月に設立された。

②　運営体制

相談員は、３名である。相談対応時間は、月曜日から金曜日までの午前９時から午後６時までである。時間を延長することもある。

③　活動概要

この地域の長期滞在者への対策として、長期滞在者向けの職業訓練やリハビリプログラムを構築しようとしている。

また、基礎生活支援事業として、政府からの一般的な生活補助（月 20～30 万ウォン（２～３万円）が支給）とは別に、次の支給条件を満たす者（40 人程度）に冬季１シーズン（12 月～２月）に最高で 70 万ウォン（７万円）を支給している（初回のプログラム参加と(ｱ)の自己申告書の提出で 10 万ウォン（１万円）を支給し、その後プログラムに３回参加するごとに 20 万ウォン（２万円）を支給している。）。

【支給条件】

(ｱ)　今後カジノに出入りしないとの自己申告書に署名し、提出する。

(ｲ)　分署が主催する 10 回のプログラムに参加する。

(ｳ)　ギャンブル依存症治療のためのグループ活動に参加する。

※　グループ活動とは、メンバーが集まって経験を話し合うものであり、分署の相談員３人がリーダーとして入っている。

自殺者対策として、分署、カンウォンランド依存症管理センター、宗教団体（複数）で構成する「生命愛協議会」を設立している。この協議会の主な事業は、「ギャンブル依存症による自殺予防」、「自殺しそうな人への緊急支援」及び「ギャンブル依存症から回復した人の職業訓練、就業支援」である。

最近は、女性団体にも参加してもらい、草の根運動としてネットワークのメンバーが自殺の危険性のある人を見かけた際に連絡してもらい、分署の相談員が駆けつけるという活動も行っている。実際に対応した件数は年５、６件程度である。

費用は分署とカンウォンランド依存症管理センターが折半で始めたが、カジノが原因で自殺しようとしている人の支援をカジノ運営事業者の収益から出すのは適切ではないという考えから、現在は全額政府が支出し、年約 8,000 万ウォン（800 万円）の予算で運営している。分署で電話連絡を受けた場合には、自殺しないよう相談員が説得しつつ、警察や消防署に連絡して場所を確認し、相談員が現場へ行って相談に乗る。

また、自殺未遂の人には治療代を支援している。

イ　カンウォンランド依存症管理センター

①　沿革

カンウォンランドがカジノ営業を開始した翌年の 2001（平成 13）年に、ギャンブル依存症対策を担う機関としてカンウォンランドにより設立された。

センター長はカンウォンランド役員が兼務している。

②　運営体制

職員数は、16 名であり、そのうち専門職である相談員が７名である。

相談は、年中無休で午前９時から午前０時まで受け付けている。

予算は、カンウォンランドが提供しており、事業費が約 20 億ウォン（２億円）となっている。政府からの補助はない。

③　活動概要

2013（平成 25）年の相談件数は、約 9,700 件（一日約 30 件）であり、人数では約 2,800 人である。

このセンターの分析では、入場日数が年間 10 日未満の顧客の割合が 90%、年間 10～49 日の顧客は８%、年間 50～99 日の顧客は 1.4%、年間 100 日以上の顧客は 0.39%である。全体の傾向としては、前２者の割合は増加し、後２者の割合は低下する傾向にあり、ギャンブル依存症の状況は改善しつつある。

ギャンブル依存症に関する表 3-7 にある独自の包括的な予防・治療プログラムを導入している。このプログラムの特徴は、カジノ利用者の危険度を入場頻度により分類し、危険度レベルに応じて対応プログラムを適用していくもので、ギャンブル依存症者からの相談を待つのではなく、積極的にカウンセリングを実施していくところにある。

標準的な治療期間は、３か月である。

表 3-7　カンウォンランド依存症管理センターのギャンブル依存症予防・治療プログラム

レベル	基準	重点的な取組例
高リスク	年間 100 日以上の入場	● 特別管理（義務カウンセリング、病院治療、職業復帰支援） ● 本人又は家族による入場禁止措置の申請を強く誘導
低リスク	年間 50 日以上 100 日未満の入場	● 随時管理（カウンセリング等） ● 本人又は家族による入場禁止措置の申請を勧告 ● 病院治療支援、職場復帰支援、帰宅支援、緊急支援 ● 入場日数の自己統制制度の加入誘導
その他	年間 50 日未満の入場	● 責任あるギャンブルキャンペーン、依存症予防広報物 ● 入場券に依存症警告文を掲載 ● カジノ施設内の顧客動線別依存症予防広報の強化

④　帰宅支援制度

軽度のギャンブル依存症者を対象として、帰宅費用６万ウォン（６千円）を提供する制度を設けている。この制度の利用者は、カンウォンランドカジノに３年間入場できない。

⑤　緊急支援制度

自殺の危険性のあるギャンブル依存症者が対象で、緊急性の高い場合に適用される制度である。本人の帰宅支援や家族の元に返すための支援がある。

この制度は、④の帰宅支援制度とは異なり、急を要する対応のための制度であることから、入場禁止措置とは連動していないが、必要な対応が終わった後で本人又は家族に対して入場禁止措置の申請を勧めている。

⑥　病院治療費支援制度

病院で入院を含む治療を受けるのに必要な費用を 2,000 万ウォン（200 万円）まで支援する制度である。この制度の利用者は、カンウォンランドカジノに永久に

入場できない。

⑦　職業復帰支援制度

社会復帰して再就職するために、調理師やトラックドライバーなどの専門学校に通学するための費用を最大 600 万ウォン（60 万円）まで支援する制度である。この制度の利用者は、カンウォンランドカジノに永久に入場できない。

また、職業訓練、職場提供のために、カンウォンランドが設立した製パン工場があり、そこで技術の習得、就業機会の提供も行っている。

⑧　回復者対象専門講師要請支援

職業復帰支援制度を利用してギャンブル依存症から回復した者が、依存症専門家の資格を取得した際に、ギャンブル依存症者やこのセンターの従業員向けに講義をしてもらい、報酬を支払う制度である。

3.7　ギャンブル依存症の実態把握のための調査

3.7.1　ネバダ州における取組

ネバダ州人事局[84]は、2000（平成 12）年から 2001（平成 13）年にかけて、ネバダ州に居住する 733 名[85]に対し、電話インタビューによってギャンブル依存症推定有病率調査を実施し、SOGS[86]及び NODS[87]の二つの調査基準に照らしてギャンブル依存症の推定有病率を算出した[88]。

結果は、次のとおりである。

表 3-8　ネバダ州におけるギャンブル依存症の推定有病率

	SOGS 基準	NODS 基準
病的賭博の推定有病率	3.5%	2.1%
問題賭博の推定有病率	2.9%	3.0%
合計	6.4%	5.1%

[84] Nevada Department of Human Resources

[85] 電話インタビュー対象とした 2,200 世帯のうち、回答者としてふさわしい成人（18 歳以上）を各世帯から 1 人抽出し、その中から 733 人を調査対象者とした。なお、対象者 733 人の属性の構成は、ネバダ州の人口属性の構成と比例するように抽出されている。

[86] South Oaks Gambling Screen の略であり、South Oaks 精神病院の Henry Lesieur と Sheila Blume によって作られたギャンブル依存症を評価する基準である。12 の質問から構成される。

[87] NORC DSM Screen for Gambling Problems の略であり、1999（平成 11）年の米国の全国賭博行動調査のために全国意見調査センター(National Opinion Research Center, NORC)によって作られたギャンブル依存症を評価する基準である。DSM-IV 基準を反映する 17 の質問から構成されている。

[88] Gemini Research, Ltd.『GAMBLING AND PROBLEM GAMBLING IN NEVADA Report to the Nevada Department of Human Resources』を参照

3.7.2　シンガポールにおける取組

問題賭博全国協議会は、３年ごとにカジノ、４Ｄ[89]、スポーツくじ、競馬等の様々なギャンブルに関する実態調査を行っている。直近では、2014（平成 26）年に、シンガポールに居住する 18 歳以上の 3,000 人に対して、DSM-Ⅳに基づく調査を行っており、ギャンブル依存症推定有病率を推計している。

これまでの調査結果は、次のとおりである。

表 3-9　シンガポールにおけるギャンブル依存症の推定有病率

	2005 年	2008 年	2011 年	2014 年
病的賭博の推定有病率	2.1% (1.5%-2.8%)	1.2% (0.7%-1.6%)	1.4% (1.0%-1.7%)	0.2% (0.03%-0.4%)
問題賭博の推定有病率	2.0% (1.4%-2.6%)	1.7% (1.1%-2.2%)	1.2% (0.9%-1.6%)	0.5% (0.3%-0.8%)
合計	4.1% (3.3%-5.0%)	2.9% (2.1%-3.5%)	2.6% (2.0%-3.1%)	0.7% (0.4%-1.0%)

（出典：問題賭博全国協議会ウェブサイトを参照）

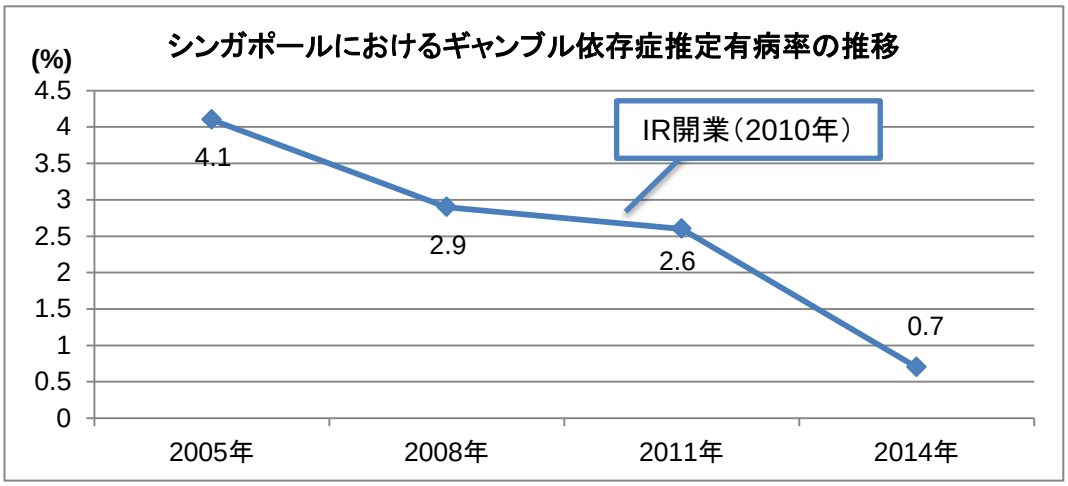

3.7.3　韓国における取組

射幸産業統合監督委員会は、２年ごとにカジノ、宝くじ、競馬等の様々なギャンブルに関する実態調査を行っている。直近では、2014（平成 26）年に、20 歳以上の韓国人２万人に対して、CPGI[90]に基づく調査を行っており、ギャンブル依存症推定有病率を推計している。

これまでの調査結果は、次のとおりである。

---

[89] ４桁の数字を選ぶ宝くじ

[90] Canadian Problem Gambling Index の略で、カナダ薬物乱用センター（Canadian Centre on Substance Abuse）によって作られたギャンブル依存症を評価する基準である。４分野（ギャンブルへの関与、問題賭博行動、有害事象、問題賭博相互関係）の 33 の質問から構成される。

表 3-10　韓国におけるギャンブル依存症の推定有病率

	2008 年	2010 年	2012 年	2014 年
病的賭博の推定有病率	2.3%	1.7%	1.3%	1.5%
問題賭博の推定有病率	7.2%	4.4%	5.9%	3.9%
合計	9.5%	6.1%	7.2%	5.4%

（出典：射幸産業統合監督委員会ウェブサイトを参照）

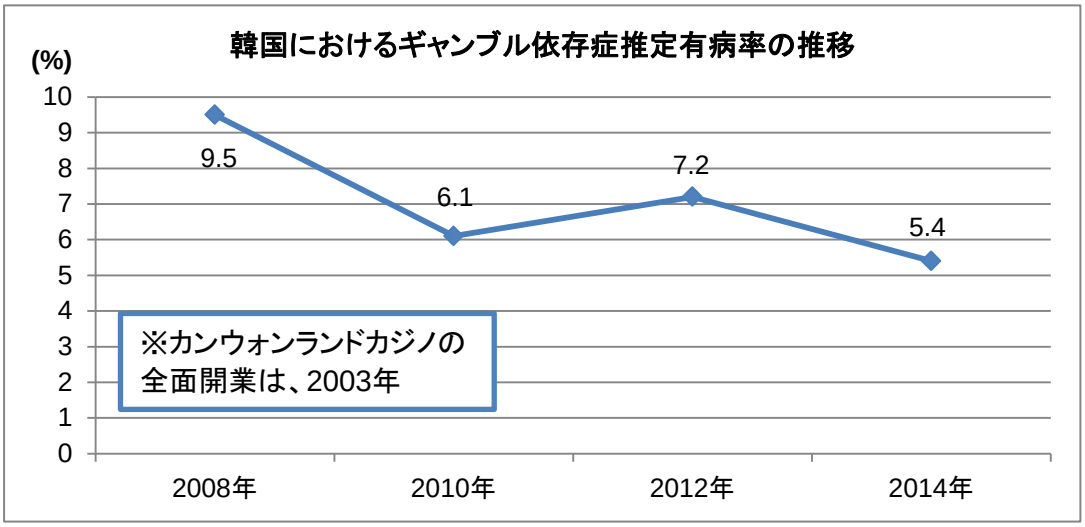

3.8　総括

3.8.1　各国・地域における対策のまとめ

この章で述べた各国・地域におけるギャンブル依存症対策をまとめると、表 3-11 のとおりであり、地域の実情に応じて、様々な取組が行われている。

表 3-11　各国・地域におけるギャンブル依存症対策のまとめ

対策		ネバダ州	シンガポール	韓国
入場制限	本人申請による入場禁止	一部事業者が自主的に実施	国の制度として実施	事業者が自主的に実施
	家族申請による入場禁止	—	国の制度として実施（家族の申請に基づき国が指定）	事業者が法令に基づき実施
	その他の入場禁止	—	・国の制度として実施（法令に基づき生活保護受給者等を自動的に排除） ・国が職権で指定	・内国人原則禁止 ・営業時間の制限
	本人申請による入場回数の制限	—	国の制度として実施（８日/月以下から本人が選択）	事業者が自主的に実施（15日/月未満で本人が設定）

対策		ネバダ州	シンガポール	韓国
入場制限	家族申請による入場回数の制限	—	国の制度として実施 （家族の申請に基づき国が上限を設定）	—
	その他の入場回数の制限	—	国が職権で上限を設定	事業者が自主的に実施（地域住民は 1 日/月、その他は 15 日/月等）
	入場料の徴収	なし	100 シンガポールドル/日 又は 2,000 シンガポールドル/年	7,500 ウォン/日
	ギャンブル依存症が疑われる者に対する利用抑制の働き掛け	専門の従業員（アンバサダー）が声掛けを実施	専門の従業員（アンバサダー）が利用者からの相談に対応	入場券購入時の従業員による声掛けを実施
相談・治療	相談・治療機関の設置	ギャンブル依存症専門の民間クリニック	・依存症管理サービス機構の設置 ・民間慈善団体	・賭博問題管理センター ・カンウォンランド依存症管理センター（事業者設置）
	ヘルプラインの設置	24 時間対応・民間設置	24 時間対応・国設置	24 時間対応・国設置
	相談・治療への補助等	州による補助制度あり	国による補助制度あり	・治療は無料（国や事業者が負担） ・カジノ利用制限を条件とした入院費を含む治療費補助制度、就労支援制度等あり
広報・啓発	ギャンブル依存症対策に関する広報啓発	ATM 周辺でのリーフレット設置義務	・カジノ施設内外の様々な場所でのリーフレット設置 ・国の機関による地域イベントでの広報啓発	・カジノ施設内外の様々な場所でのリーフレット等設置 ・一般市民からの賭博問題に関する啓発資料の募集イベント ・青少年向けの啓発資料の作成 ・ギャンブル依存症追放の日等を設定し、重点的な啓発を実施
	社会人への啓発	民間団体が、会社でのギャンブル依存症に関する講師を育成する研修を実施	国が、企業の要望に応じ、講師を職場に派遣	国が、企業の要望に応じ、講師を職場に派遣
広告制限		・ダイレクトマーケティングの制限 ・業界団体が青少年向け広告等を自主規制	カジノ施設外での広告を全面禁止	・過剰な射幸心を誘発する広告を禁止 ・広告の事前審査

対策	ネバダ州	シンガポール	韓国
カジノ施設内での金銭入手手段の制限	事業者に対する与信行為や小切手の現金化を顧客が制限するための体制確保義務	・内国人に対する信用取引枠の設定原則禁止 ・内国人のクレジットカードの利用原則禁止 ・内国人への貸付行為の原則禁止 ・ATM 設置禁止	貸付行為の禁止
カジノでの利用金額上限の設定	—	事業者が利用額の事前申告制度を自主的に実施	—
その他	・従業員への研修 ・州による公的カウンセラー資格の運用	・従業員への研修 ・関係機関職員によるカウンセラー資格取得の励行	・従業員への研修 ・射幸産業の売上総量を設定 ・利用額を管理できる電子プレーヤーカードの試験導入

※「－」は、今回の調査では、その実施の有無が確認できなかった事項であり、実施していないことが判明したものではない。

こうした取組の結果、各国・地域におけるギャンブル依存症の推定有病率は、表 3-12 のとおりとなっている。

表 3-12　各国・地域におけるギャンブル依存症の推定有病率

	ネバダ州		シンガポール	韓国
ギャンブル依存症推定有病率	6.4% （2000 年）	5.1% （2000 年）	0.7% （2014 年）	5.4% （2014 年）
有病率調査手法	SOGS	NODS	DSM-Ⅳ	CPGI

なお、各国・地域において、ギャンブル依存症の基準・調査手法が異なることから、調査結果である推定有病率は単純に比較できるものではない。

3.8.2　日本・都における現在の取組

(1)　厚生労働省の取組

ア　依存症の治療・回復プログラムの開発等

2014（平成 26）年度から、依存症の治療・回復プログラム及び支援ガイドラインの開発や、依存症回復支援体制モデルの確立等を目的として、依存症治療拠点機関設置運営事業が行われている。

具体的には、依存症の治療を行っている精神科医療機関を依存症治療拠点機関に指定し、依存症に関する専門的な相談支援、関係機関（医療機関、自治体、自助団体等）や依存症者の家族との連携・調整等を試行的に実施し、依存症についての知見の集積を行うこととしている。その上で、依存症の治療を専門的に行っている医療機関であって、全国拠点機関として指定されたところが、集積した知見の評価・検

討を行うこととしている。

依存症治療拠点機関は、専門家の審査を経て、次の５か所が指定されている。

- 神奈川県：県立精神医療センター
- 岐 阜 県：医療法人杏野会　各務原病院
- 大 阪 府：府立精神医療センター
- 岡 山 県：地方独立行政法人　岡山県精神科医療センター
- 佐 賀 県：独立行政法人国立病院機構　肥前精神医療センター

また、全国拠点機関として、国立病院機構久里浜医療センターが指定されている。

図 3-7　依存症治療拠点機関全体イメージ図

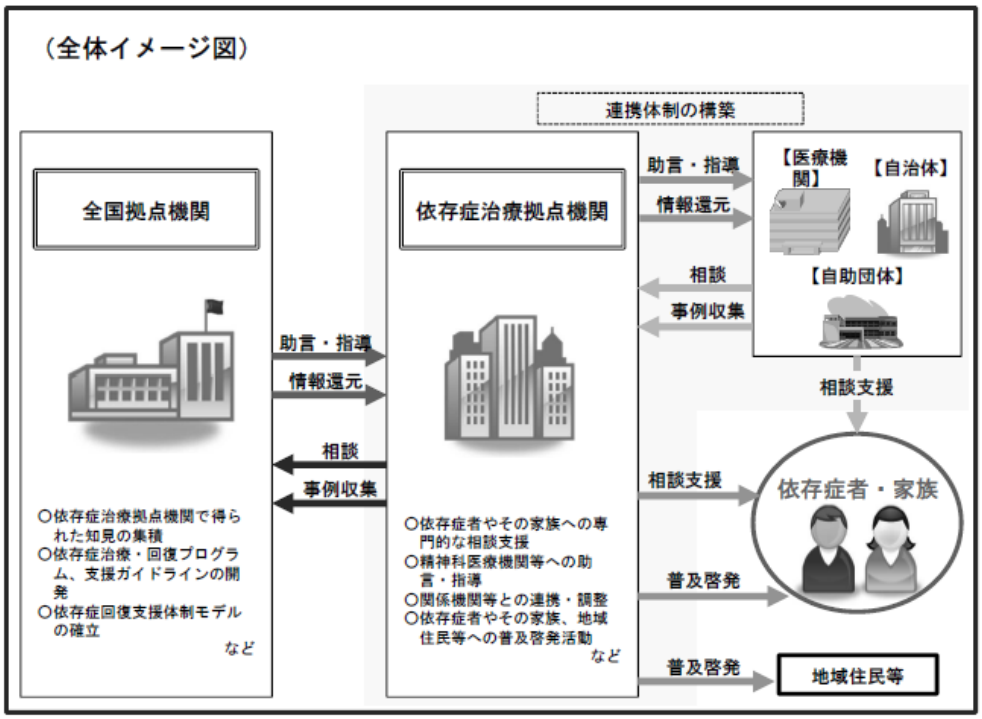

（出典：厚生労働省『障害保健福祉関係主管課長会議資料』を参照）

イ　依存症に関する研究の推進

厚生労働省では、産官学の各分野が協力して新しい知見を生み出すことが必要という考えの下、原則として公募により決定された研究課題及び研究班に対して補助金を交付することにより、研究を推進している。

この一環として、2012（平成 24）年度に「様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究」[91]が、2013（平成 25）年度に「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」[92]が行われており、そ

[91] 研究代表者：宮岡等 北里大学医学部精神科学主任教授
[92] 研究代表者：樋口進 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター院長

の中ではギャンブル依存症も研究の対象となっている。

《「様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究」におけるギャンブル依存症に関する研究結果の概要》

- 精神科医療機関のみならず、自助グループ、リハビリ施設、行政担当者、相談室・カウンセリングルーム、ギャンブル運営側、債務問題対応機関、刑事司法機関等の関連機関が、個々のケースに応じた適切な援助や治療、回復支援等に結び付けるための多機関連携を行うに当たり、必要と考えられるそれぞれの役割をまとめている。

《「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」におけるギャンブル依存症に関する研究結果の概要》

- 成人の飲酒状況に関する全国調査と併せて、ギャンブル依存症について日本語版 SOGS 短縮版による有病率調査を行っている。
- 全国から対象者を無作為に抽出する層化２段無作為抽出で選んだ者に対して協力を要請し、協力の得られた 4,153 人（男性 1,869 人 女性 2,284 人）に対して面接調査を実施した結果、ギャンブル依存症推定有病率を男性 8.8%、女性 1.8%と推定している[93]。

(2) 都の取組

都では、ギャンブル依存症の解説や患者を抱える家族へのアドバイス等を盛り込んだリーフレットの作成などにより、ギャンブル依存症への理解や回復に向けた取組について広く都民に周知を図っている。

また、東京都立の３つの（総合）精神保健福祉センターでは、区市町村や保健所等と連携しながら、ギャンブルを含む様々な依存症について、回復プログラムの利用等による専門相談を実施するほか、同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う活動を行っている民間団体の協力も得ながら、正しい知識や適切な対応方法等を学ぶ家族教室を実施している。

(3) 区市町村の取組

区市町村では、それぞれが設置する保健所や保健センターにおいて、ギャンブル依存症に関する相談対応のほか、ギャンブル依存症に関するセミナーの開催等を行っている事例もある。

(4) 医療機関等の取組

ア 医療機関等の取組

国内には、2012（平成 24）年度時点では全国 41 か所（うち都内１か所）の病院においてギャンブル依存症への対応を行っている。また、39 か所（うち都内７か所）

[93] 2013（平成 25）年度厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「WHO 世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究 平成 25 年度総括研究報告書」を参照

のクリニック及び診療所、14 か所（うち都内５か所）の相談室及びカウンセリングルームにおいても対応している[94]。

これらの病院やクリニック、診療所では、ギャンブル依存症対策プログラムを利用した診療や自助グループへの結びつけを行っている。

イ　民間団体の取組

ギャンブル依存症に関係して同じ経験を持つ仲間が相互に助け合う活動を行っている全国 181 か所（うち東京都内 16 か所）の民間団体では、相談対応やミーティングセッションの開催等を行っている[95]。

3.8.3　必要と考えられる対策

表 3-11 のとおり、各国・地域では、ギャンブル依存症に対して様々な対策が講じられているが、その対策の内容は、各国・地域の行政制度、社会状況、カジノが導入された経緯等に応じて異なったものとなっている。

一方、3.8.2 で述べたとおり、日本でもギャンブル依存症について一定の取組が行われている。

そこで、日本にカジノを含む IR を導入する場合には、ギャンブル依存症に適切に対応するため、他の国・地域の事例を参考にしつつ、また、現在の取組も踏まえながら、関係行政機関やカジノ運営事業者等が地域の実情に応じて連携した取組を進めることが重要であると考えられる。

---

[94] 2012（平成 24）年度厚生労働科学研究補助金（障害者対応総合研究事業）「様々な依存症における医療・福祉の回復プログラムの策定に関する研究」における分担研究「病的ギャンブリング（いわゆるギャンブル依存）の概念の検討と各関連機関の適切な連携に関する研究」を参照

[95] 脚注 94 と同様

第４章

青少年対策

第4章　青少年対策

カジノの解禁については、カジノが青少年に影響を与えるという指摘がなされることから、この章では、各国・地域で講じられている青少年対策についてまとめた。

4.1　青少年対策の体制

各国・地域における青少年対策は、様々な関係者がそれぞれの観点から、取り組んでいる。

4.1.1　米国ネバダ州における体制

米国ネバダ州における青少年対策に関係する主な機関と取組例は、表 4-1 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

表 4-1　米国ネバダ州における青少年対策に関係する主な機関と取組例

機関名	取組例
ネバダ州問題賭博協議会	● 青少年向けのギャンブルのリスク教育の教材・指導要領を開発 ● 学校からの要請に基づき、教材・指導要領の提供や講師の指導を実施

4.1.2　シンガポールにおける体制

シンガポールにおける青少年対策に関係する主な機関と取組例は、表 4-2 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

表 4-2　シンガポールにおける青少年対策に関係する主な機関と取組例

機関名	取組例
問題賭博全国協議会	● 学校からの要請に基づき、講師を派遣
キリスト教青少年センター[96]	● 青少年や特に不利な立場に置かれている貧困な家族を支援するため、カウンセリングや教育プログラム等を提供[97] ● 中学校の要請に基づき、青少年ギャンブル予防セミナーを実施[98]

4.1.3　韓国における体制

韓国における青少年対策に関係する主な機関と取組例は、表 4-3 のとおりである（詳細な取組は、各対策の部分で詳述する。）。

[96] Methodist Children Youth Centre。政府に登録した慈善団体である。

[97] キリスト教青少年センターウェブサイトを参照

[98] 問題賭博全国協議会アニュアルレポート 2013 を参照

表 4-3　韓国における青少年対策に関係する主な機関と取組例

機関名	取組例
賭博問題管理センター	● 青少年向けのインターネット教材を作成 ● 学校からの要請に基づき、講師を派遣

4.2 青少年に対する入場制限

4.2.1 米国ネバダ州における取組

ネバダ州改正法に基づき、21 歳未満の者は、カジノでゲームをすること、カジノ施設内をうろつくこと等が禁止されている。また、カジノ運営事業者や全ての従業員は、21 歳未満の者がそうした行為をすることを許してはならないとともに、これに違反した場合に、21 歳以上であると信じたということを申し立てることができないこととされている。

この規定に違反したカジノ運営事業者、その従業員等は、軽罪[99]として処分される。

この規定を受けて、カジノ運営事業者の中には、次のような取組を行っている者がいる。

《青少年を排除するための取組》

- 全ての従業員に毎年研修を受けさせる。
- （入場禁止となる青少年の年齢よりも上の）30 歳未満に見えるカジノ利用者に対しては、従業員が年齢確認を行うようにしている。
- 一度年齢確認ができた者がもう一度年齢確認を受けることがないようにするため、必要に応じて、その日限りの確認済みリストバンドを発行する。

4.2.2 シンガポールにおける取組

カジノ管理法に基づき、21 歳未満の者（以下この項目において「未成年者」という。）のカジノへの入場が禁止されている。また、カジノ運営事業者は、未成年者の疑いがある者がカジノ施設に入ろうとするときはそれを止めなければならない。

このため、カジノ運営事業者は、入場に当たっては、顔写真付きの住民登録証等で本人確認を実施している。

また、カジノ管理法では、未成年者の入場を確実に排除するため、カジノ運営事業者に対して、次の権限を付与している。

- 未成年者をカジノ施設の外に出すために、必要最低限度の実力を行使すること。
- 未成年者の疑いがある者に対して正しい年齢、氏名及び住所を答えるように

[99] 軽い罪のことであり、殺人、強盗等のような重罪とは異なり、刑事手続等が簡素なものになる。

求めること（これに違反して答えなかった者は、1,000 シンガポールドル（９万円）以下の罰金に処される。）。

- 上記の求めに応じて答えた内容が虚偽と思われる合理的な理由がある場合に、答えた内容が正しいことを証明する資料を求めること（合理的な理由がなくこの求めに応じかなった者は、1,000 シンガポールドル（９万円）以下の罰金に処される。）。

なお、未成年者がカジノ施設に入場したり、入場するために虚偽の年齢証明を用いた場合は、1,000 シンガポールドル（９万円）以下の罰金に処せられる。また、カジノ運営事業者が、未成年者を入場させた場合は、行政処分が科せられる。

4.2.3　韓国における取組

観光振興法に基づき、カジノ運営事業者は、19 歳未満の者をカジノ施設に入場させてはならないこととされている。

カジノ運営事業者は、入場に当たっては顔写真付きの住民登録証等で本人確認をしている。

4.3 青少年に対する教育・広報啓発

4.3.1　米国ネバダ州における取組

ネバダ州問題賭博協議会では、青少年向けのギャンブルのリスク教育の教材・指導要領を開発した上で、学校からの要請に基づき、その教材・指導要領を提供したり、講師となる者への指導を実施したりしている。

《ネバダ州問題賭博協議会が開発したプログラム（A Youth Gambling Awareness Program)》

- 教育は、数十人程度の規模で、小グループディスカッションも交えながら、45～60 分程度で行う。
- 教育は、①ある行為がギャンブルであるとされる場合を分かるようになること、②ギャンブルに関連した経済的・個人的なリスクを議論できるようになること、③問題賭博は、大人・子供のいずれにもリスクがあることを理解させることの３点を目的としている。
- ネバダ州問題賭博協議会で作成した 15 分程度のビデオドラマを視聴した上で、ドラマを題材にインストラクターが主導してグループでディスカッションをさせる。ディスカッションでは、「ギャンブルとはどういう行為を指すのか」、「自分の家でポーカーをした場合に親はどう思うか」、「ギャンブルによってどういう結果（友人関係の崩壊、返せない借金、窃盗等）が起きるか」等を取り上げる。
- その上で、ギャンブル依存症に関する正しい知識を勉強し、ヘルプライン等の存在を教える。

4.3.2　シンガポールにおける取組

(1)　学校における教育に関する取組

問題賭博全国協議会による取組を始めとして、シンガポールでは、学校におけるギャンブルに関するリスク教育が普及するよう、様々な取組が行われている。

ア　問題賭博全国協議会による講師派遣

問題賭博全国協議会は、「ギャンブルの確率は、決して思い通りにはならない」との理解を深めることを目的として、各学校からの要請に基づき、講師を派遣し、中学から大学の生徒を対象[100]に、ギャンブルのリスク教育を実施している。

学校により態様は異なるが、例えば１年生全員を対象にするなど、在学中に１回受講できるように配慮しているところも多い。教育の内容は、ゲーム方式やドラマ仕立てによる教育のほか、シンガポール経営管理大学と連携し、貯蓄の重要性、負債を抱えた場合の対応といった金銭に対する正しい理解の普及なども行っている。

また、中学生やその両親を対象として、サイバーウェルネス（インターネットのリスクから自己や他人を守る行動）に関する学習を実施し、現在多くの子供が参加するソーシャルゲーム（オンラインゲーム）と将来ギャンブルにのめり込んでしまう関係を理解してもらう活動も実施している。

一方で、専門教育課程や大学準備過程、技術専門課程の学生に対しては、対話型のワークショップを開催している。

こうした問題賭博全国協議会の取組のほか、シンガポール経営管理大学の学生が、技術専門学校（17 歳～19 歳）の学生を対象に、金融グループ「シティ」と共同開発した金融能力向上のためのプログラムとして、金銭管理や健全な消費習慣の習得、ギャンブルでは経済的に豊かになることはないといった考え方を身に付けるためのワークショップも開催している。

イ　正課授業での対応

2014（平成 26）年から、中学校の２年生を対象に、シチズンシップ（道徳のようなもの）の授業の中で、必須ではないものの、ギャンブル依存症を取り上げることになった。授業を行うのは通常、シチズンシップを担当する担任の教師であり、時間数は教科書により若干差異はあるが、年間１時間程度である。

シンガポールの学習指導要領では、現在、「Character and Citizenship Education（＝道徳）」の中の「Cyber Wellness Syllabus」において、オンラインゲーミング等の依存症から自分自身を守る方法を学習項目の一つとして位置付けている。

ウ　スクールカウンセラー

各スクールカウンセラーは、生徒指導のために割り当てられた時間や、個別の生徒指導・相談の中で、ギャンブル依存症に関する知識やヘルプラインといったギャ

---

[100] 小学生は、訪問活動をきっかけとしてギャンブルに興味を持つということがないよう対象としていない。

ンブルに関する指導・教育を実施している。

スクールカウンセラーが行う指導・相談に関しては、問題賭博全国協議会が 2012（平成 24）年からスクールカウンセラーを対象に、ギャンブル依存症予防の知識や生徒への指導方法を身に付けるための研修プログラムを実施している。

研修で使用するテキストやパワーポイントスライド集には、指導を行う際の時間構成や使用する教材などが記載され、DVD 映像には、４Ｄに熱中する少年の姿を通して、ギャンブル依存症の問題点を考えさせる内容などが紹介されている。

(2) その他の取組

慈善団体として政府の登録を受けたキリスト教青少年センターが各学校を訪問し、青少年ギャンブル予防セミナーを実施している。セミナーでは、ドキュメンタリードラマやディスカッション等を通してギャンブルに対する正しい知識を広める活動を行っている。

4.3.3 韓国における取組

賭博問題管理センターでは、学校からの要請に基づき、学校に講師を派遣し、ギャンブルのリスク教育を支援する事業を進めている。

また、2015（平成 27）年２月に、小学生低学年・高学年、小学生の保護者、中学生及び高校生向けのインターネット教材を作成し、インターネットで公表している。

図 4-1 賭博問題管理センターが作成した青少年向けのインターネット教材の例[101]

（再掲）

（小学校低学年用）

（高校生用）

さらに、カンウォンランドカジノに近いカンヌン地域では、2014（平成 26）年６月に幼稚園向けのギャンブル依存症予防教育を開始した。ギャンブルは良いことではな

[101] 賭博問題管理センターウェブサイトを参照

いということを指導・教育している。今後、カンヌン地域では、全ての幼稚園で実施する予定である。

4.4 青少年に対する広告の制限

4.4.1 米国ネバダ州における取組

3.4.1 において述べたとおり、アメリカゲーミング協会の「責任あるゲーミングのための行動規範」において、カジノに関するギャンブルの広告・マーケティングについて、①特に未成年者に訴えかけるようにデザインした画像、有名人による宣伝等を含めること、②ギャンブルに参加できない未成年者を呼び込むようなこと及び③ギャンブルに参加できない未成年者が多数集まる場で広告・マーケティングを行うことが禁止されている。

4.4.2 シンガポールにおける取組

3.4.2 で述べたとおり、シンガポールにおいては青少年に対する広告か否かを問わず、カジノに関する広告が厳しく制限されている。

4.4.3 韓国における取組

3.4.3(1)で述べたとおり、韓国においては青少年に対する広告か否かを問わず、カジノに関する広告が厳しく制限されている。

4.5 ギャンブル依存症等の保護者からの保護

4.5.1 米国ネバダ州における取組

ネバダ州では、行政機関による児童保護サービスがあり、子供が虐待・育児放棄を受けている場合等に児童保護を行っている。子供を放置して保護者がカジノに熱中するケース等を医療機関等の関係者が把握した場合は、当該関係者が行政機関に連絡し、同サービスにて子供を保護している。

また、カジノ運営事業者の中には、責任のあるゲーミングを推進する活動の一環として、カジノ利用者が子供を放置しないよう呼びかけるポスターやパンフレットを用意している者がいる。

4.5.2 シンガポールにおける取組

シンガポールでは、カジノ施設への入場禁止制度及び入場回数制限制度が設けられている（詳細は、3.2.2(2)）。

これらの制度では、子供を含む家族への影響も評価されることから、ギャンブル依存症になった保護者から子供を守ることができるようになっている。

また、カジノ運営事業者が、カジノ利用者が子供を放置しないよう呼びかけるポスターやパンフレットを用意するなど、子供が放置されないように取り組んでいる。

4.5.3　韓国における取組

賭博問題管理センター ソウル支部センターには、ギャンブル依存症の相談に来た保護者の子供が利用できるキッズルームを設けている。

ギャンブル依存症者が治療のために子供を連れてセンターを訪れた際に、カウンセラーが子供とキッズルームで遊びながら家庭内の悩みを聞いて相談に乗ったり、子供自身に精神的な問題が生じていないかをモニターする活動を行っている。

図 4-2　キッズルームの様子

4.6　総括

4.6.1　各国・地域における対策のまとめ

各国・地域では、青少年対策として、表 4-4 のような対策が講じられていた。

シンガポール及び韓国のように、入場に当たって全ての入場者の本人確認を行っているカジノでは、そもそも法定年齢未満の者が入場することができず、また、米国ネバダ州においても、年齢を確認せずに法定年齢未満と信じたということでは刑事責任を免れないため、カジノ運営事業者の中には、年齢確認を行う見た目年齢を高く設定して、法定年齢未満の者がカジノを利用することがないように徹底した取組を行っている者がいる。

表 4-4　各国・地域における青少年対策のまとめ

対策	ネバダ州	シンガポール	韓国
年齢制限	21 歳未満禁止	21 歳未満禁止	19 歳未満禁止
入場時の確認	30 歳未満に見える者への年齢確認（事業者による自主的な取組）	入場時に住民登録証等で全員の年齢確認	入場時に住民登録証等で全員の年齢確認
教育・広報啓発	・民間団体が学校での指導用教材・指導要領を作成 ・民間団体が講師となる者への研修を実施	・学校からの要請に基づき国が学校に講師を派遣 ・学校の判断による道徳授業でのギャンブルのリスク教育 ・スクールカウンセラーによる指導	・学校からの要請に基づき国が学校に講師を派遣 ・国による小学生から高校生向けのインターネット教材の作成 ・一部地域における幼稚園での教育
青少年向けの広告の制限	業界団体が青少年向け広告等を自主規制	カジノ施設外での広告を全面禁止	過剰な射幸心を誘発する広告を禁止
ギャンブル依存症等の保護者からの保護等	・事業者等がギャンブル依存の保護者の子供の放置を把握した際に行政機関に通報・保護 ・啓発用パンフレットの配布	・家族申請や国によるギャンブル依存症の保護者の入場制限 ・啓発用パンフレットの配布	ギャンブル依存症の保護者と一緒に治療に来た子供への相談対応

4.6.2　日本における取組

現在日本における公営競技等の利用制限年齢は、表 4-5 のようになっている。

なお、宝くじとスポーツくじでは、その性質が類似していると思われるにもかかわらず、くじの購入年齢で異なる扱いがなされているが、これは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成 10 年法律第 63 号）の案を作成した国のスポーツ議員連盟内において、宝くじと同様に年齢制限を設けなくてもよいという考えがあった一方で、青少年に対する影響を懸念する声もあったこと、また、高校生がサッカーくじを購入することはふさわしくないということを踏まえ、高校卒業の平均的な年齢以降という観点で設定されたものである[102]。

表 4-5　公営競技等の利用制限年齢

公営競技等	制限年齢	制限事項
競馬	20 歳未満	投票券の購入・譲り受け （競技場への入場は可能）
競輪		
競艇		
オートレース		
宝くじ	法令上の年齢制限なし	
スポーツくじ（TOTO）	19 歳未満	くじの購入・譲り受け

[102] 第 142 回国会　衆議院文教委員会議録第 10 号を参照

また、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準として定められた学習指導要領には、ギャンブルに関するリスク教育は盛り込まれていない。

4.6.3　必要と考えられる対策

各国・地域では、青少年対策として、カジノの利用年齢を制限するという対策を中心に置き、青少年への直接的な影響を排除するとともに、その他の影響についてそれぞれの国・地域の状況を踏まえて、補助的な規制を導入している状況にある。

また、教育については、現地での調査の過程でも、青少年に対するギャンブルのリスク教育は、それをきっかけとして青少年がギャンブルに興味を持つようになり、逆効果になる可能性も考えられることから、どのような年齢の者にどのような教育をすべきかは、慎重に検討する必要があるといった意見も聞かれた。

一方、日本では、既存の公営競技等については、利用年齢に制限を設けるとともに、その年齢の設定に当たっては、当該ギャンブルによる青少年への影響度が考慮されている。

このため、青少年対策としては、一定年齢未満の青少年に対する利用禁止を設けるとともに、各国・地域が導入している学校判断での教育、指導教材の作成といった取組も踏まえて、青少年がギャンブルのリスクを正しく理解できるようにすることが重要である。

第５章

反社会的勢力の排除等

第5章　反社会的勢力の排除等

カジノ関連事業については、暴力団等の反社会的勢力の介入の可能性が指摘されるとともに、一般の利用者として反社会的勢力がカジノを利用することによる施設自体の治安への影響も指摘される。このため、この章では、各国・地域で講じられている反社会的勢力の排除についてまとめた。また、併せて、カジノにおけるいかさま行為といった不正対策についてもまとめた。

5.1　反社会的勢力の排除のための体制

5.1.1　米国ネバダ州における体制

ネバダ州におけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の主な体制及び各機関の主な役割は、図 5-1 及び表 5-1 のとおりである。

図 5-1　ネバダ州におけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の主な体制

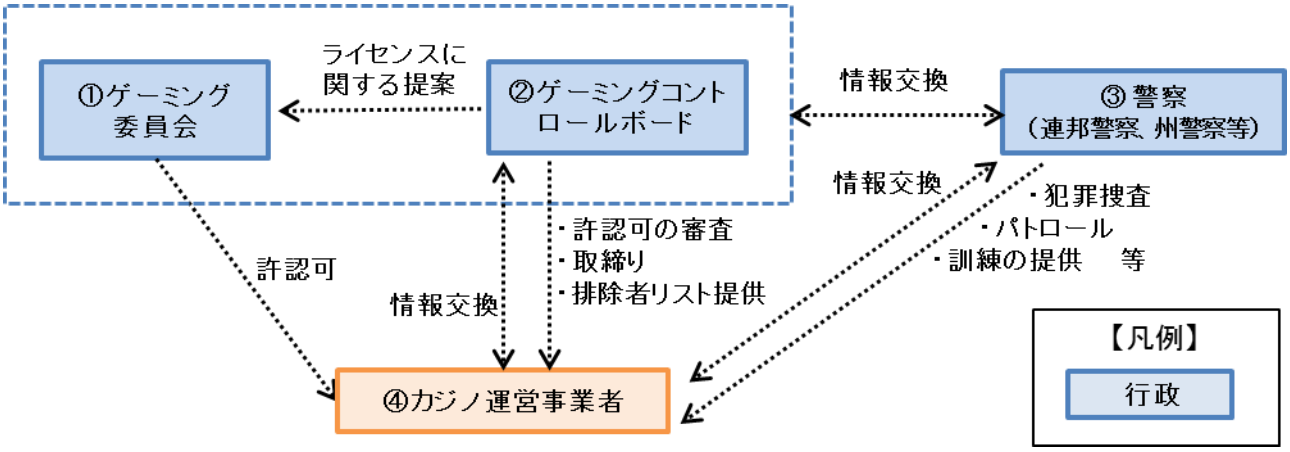

表 5-1　米国ネバダ州におけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の関係機関の主な役割

関係機関	主な役割
①ゲーミング委員会	● ゲーミングコントロールボードからの提案を受けて、ゲーミングライセンスの発行や取消しを決定
②ゲーミングコントロールボード	● 許認可の調査、規制、費用徴収 ● カジノ内での不正行為及びカジノ運営事業者の監視や取締り ● カジノ施設からの排除者リストをカジノ運営事業者に提供
③警察（連邦警察、州警察等）	● 各機関の所掌に応じ、犯罪捜査等を実施 ● ライセンス等の審査におけるゲーミングコントロールボードとの情報交換 ● カジノ運営事業者との情報交換
④カジノ運営事業者	● 監視カメラやセキュリティ要員を配置し、カジノ施設内外を監視 ● 警察やゲーミングコントロールボードとの情報交換

5.1.2　シンガポールにおける体制

シンガポールにおけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の主な体制及び各機関の主な役割は、図 5-2 及び表 5-2 のとおりである。

図 5-2　シンガポールにおけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の主な体制

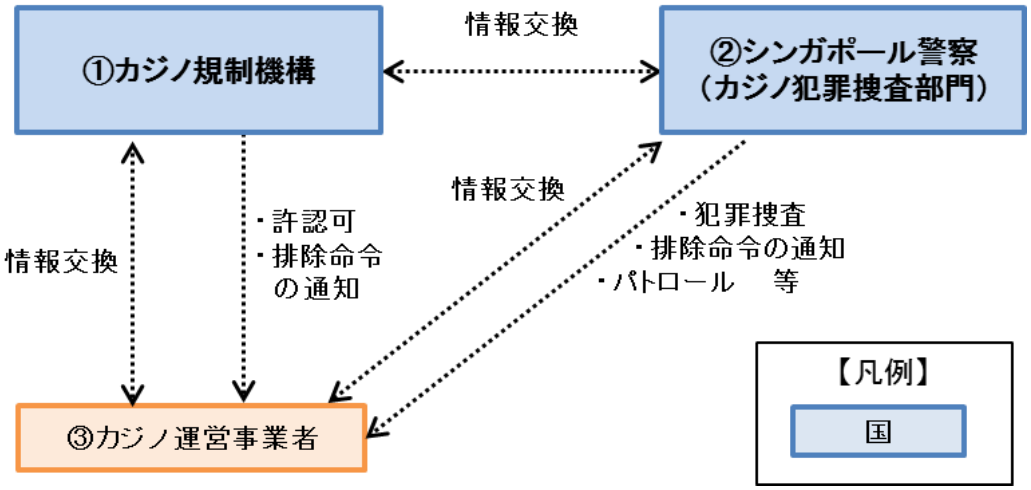

表 5-2　シンガポールにおけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の関係機関の主な役割

関係機関	主な役割
①カジノ規制機構	● カジノの規制、ライセンス等の許認可 ● カジノ運営事業者が、反社会的勢力の排除や安全性確保、不正防止等に関して、法令に従って運営しているかどうかを監督 ● カジノ施設内にオフィスを設置し、シンガポール警察と定期的なミーティングを行って随時情報交換を実施 ● カジノ施設への入場が不適切な者に対するカジノからの排除命令の発出
②シンガポール警察	● 犯罪の取締りを担当する犯罪捜査部の中に、カジノにおけるいかさまや機器・備品の不正利用等の犯罪防止、取締りを行うカジノ犯罪捜査部門[103]を設置 ● カジノに関する犯罪記録を保有 ● カジノ施設にオフィスを設置し、カジノ規制機構と定期的なミーティングを行って随時情報交換を実施 ● カジノ施設への入場が不適切な者に対するカジノからの排除命令の発出
③カジノ運営事業者	● 入場時の本人確認によって、シンガポール警察及びカジノ規制機構から排除命令を受けた者の入場を排除 ● 監視カメラによる不正監視、セキュリティ専門スタッフによる安全確保等を実施

[103] Casino Crime Investigation Branch

5.1.3　韓国における体制

韓国におけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の主な体制及び各機関の主な役割は図 5-3 及び表 5-3 のとおりである。

図 5-3　韓国におけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の主な体制

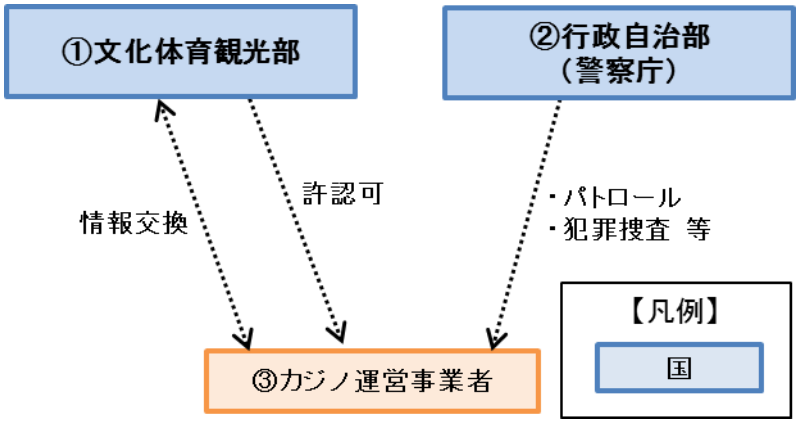

表 5-3　韓国におけるカジノに関わる反社会的勢力の排除等の関係機関の主な役割

関係機関	主な役割
①文化体育観光部	● カジノの規制、ライセンス等の許認可
②行政自治部	● 警察庁を有し、警察がパトロール、犯罪捜査等を実施
③カジノ運営事業者	● 入場において住民登録証等での本人確認を実施し、独自の排除者リストと照合し、不適切な者を排除 ● 監視カメラによる不正監視、セキュリティ専門スタッフによる安全確保等を実施

5.2　カジノ関連事業における反社会的勢力の排除

2.2 で述べたとおり、各国・地域には、カジノ事業の適正性を確保するための組織が設けられている。これらの組織がカジノ関連事業に対して行うライセンス審査等を通じて、反社会的勢力の排除といったカジノ関連事業の適正性が確保されるようにしている。

5.2.1　米国ネバダ州における取組

(1)　ライセンス制度等の概要

ア　カジノ運営事業者に対するライセンス

米国ネバダ州では、カジノ運営事業者のライセンスとして、無制限ゲーミングライセンスと制限ゲーミングライセンスがある。

無制限ゲーミングライセンスは、テーブルゲーム[104] 1 台以上や、スロットマシン 16 台以上を有する事業者が取得しなければならないライセンスであり、制限ゲーミングライセンスは、それ以外のカジノ運営事業者が取得しなければならないライセンスである。前者は、一般的に大規模なカジノが対象となる一方で、後者は、バー、コンビニエンスストアといった小さな店舗にスロットマシンを併設するような形態のカジノが対象となっている。

このライセンスを取得するための要件として、次のようなものが規定されている。カジノ運営事業者としてライセンスを取得しようとする者は、これらの要件に適合しているかを慎重に判断されることとなる。

人物の要件の例	● 性格が良く、正直であり、かつ、誠実であること。 ● 過去の記録、犯罪歴、評判、習慣、交友関係が、ネバダ州の公益を脅かす可能性がなく、また、カジノの運営において不法な活動を行う可能性がないこと。 ● その他の点において、ネバダ州の方針に適合し、ライセンスの資格があると判断できること。
企業の要件の例	● ネバダ州に設立されている企業であること（米国のネバダ州以外の企業の子会社でも可）。 ● 施設を運営するための十分な資金があること。 ● ネバダ州における本社に会計帳簿を持っており、常に企業が発行した証券の保有者を把握できること。 ● 事前の通告なく、ゲーミング委員会、ゲーミングコントロールボード等の査察を受け入れることができること。

イ　その他のライセンス

カジノ運営事業者としてのライセンス以外にも、ゲーム機器製造・販売事業者ライセンス[105]、スロットルート事業者ライセンス[106]、インタラクティブゲーミング事業者ライセンス[107]といったカジノ関連事業者が取得すべきライセンスがある。

また、カジノが行われている土地の所有者、カジノの所有又は運営に影響を与える者（カジノ運営事業者の役員、10%以上の株式を保有する株主[108]、重要な従業員等）もライセンスを取得しなければならない。

ウ　登録制度

ライセンスの対象となっていない者についても、ゲーミングに直接関わる従業員であって、ライセンスが必要とされない従業員（会計、内部監査等を担当する従業

[104] ポーカー、ブラックジャックといったテーブルを使って行われるゲーム
[105] カジノで使われる機器やその部品を製造したり、販売したりする事業者が取得すべきライセンス
[106] カジノ運営事業者としてライセンスを取得している事業者の施設にスロットマシンを設置し、その施設運営者と収益を分配する事業者が取得すべきライセンス
[107] オンラインポーカーといったネットワークを介して行うゲーミング（インタラクティブゲーミング）を提供する事業者が取得すべきライセンス
[108] カジノ運営事業者の持株会社は株主としてのライセンス取得が不要であるが、カジノ運営事業者の持株会社であることをゲーミングコントロールボードに登録しなければならない。

員やディーラー、セキュリティ担当者等）や、独立エージェント[109]と呼ばれる者は、ゲーミングコントロールボードに登録しなければならない。

エ　その他の規制

アからウまでのほか、カジノ運営事業者等に対して、次のような規制が導入されている。

- ゲーミング委員会によって①ライセンス付与が拒否された者、②不適格者とされた者及び③ライセンスを取り消された者は、同委員会の事前承認を得ることなく、直接又は間接を問わず、カジノ運営事業者その他のライセンス取得事業者と契約を締結してはならない。また、こうした者との全ての契約には、契約に明示していなかったとしても、カジノ運営事業者等が法的責任を負わずに契約を解除できる条項があるものとみなされる。

カジノ運営事業者の中には、取引業者との契約締結に関する規制の対応として、年間 100 万ドル（１億２千万円）以上の取引のある業者に関しては、取引先として問題がないか審査するとともに、審査結果は社内で保管を要し、ゲーミングコントロールボードから求められればすぐに提出できるようにしている者もある。

- カジノ運営事業者がカジノゲームにおける最低賭け金や払戻率を設定又は変更する場合におけるゲーミングコントロールボードの事前承認
- カジノで利用するゲーム機器に対するゲーミング委員会による事前承認
- ゲーミング委員会及びゲーミングコントロールボードの規則において、カジノ運営事業者は、税や手数料の算定や会計処理の効果的な管理のための手続を確立することが求められている。

(2)　ライセンス制度等の運用方法

(1)のライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような審査が行われており、その結果、ライセンス制度等が形骸化することなく、実効性を確保できるようになり、カジノ関連事業における反社会的勢力の介入が排除されている。

ア　審査の手法

- カジノ運営事業者によるライセンス申請の際には、カジノ運営事業者から、株主や従業員一覧をゲーミングコントロールボードに提出し、それを基にゲーミングコントロールボードがライセンスを取得すべき者を特定する。この際、犯罪歴のほか、駐車違反等の軽微な違反も含めて全て申告させることに

[109] いわゆる VIP 客を集める事業者（ジャンケット）のことであり、具体的には、①カジノ運営事業者の信用枠（クレジット）を提供し、又は債務を回収する者、②カジノ運営事業者又はその関連会社と契約し、ネバダ州外からの顧客に対して、顧客１人当たり７日間で 1,000 ドル（12 万円）相当超の移動、食事、宿泊その他の無料サービス（いわゆるコンプ）をカジノ運営事業者の施設で提供する者のこと。

より、当該事業者及び従業員の誠実さを併せて確認している。

- ライセンス審査では、５年間の銀行関係書類、税金申告書等を提出させる。また、必要があれば更にさかのぼって調査する。
- 反社会的勢力との関係といったバックグラウンドの確認として、株主、組織、重要な従業員等に関し、過去 15 年間の情報について調査する。個人であれば犯罪歴、家族、友人等も含めて調査する。
  なお、この過程において抜打ちの調査が行われることがあり、その際には、メール、通話履歴等のライセンス申請者の私的及び業務上の情報を確認するため、貸金庫やオフィスの確認を要求されることがあるとともに、審査官が、申請者の自宅を訪問し、家族や友人にインタビューを行うこともある。
- 役員、重要な従業員、ディーラー等は、ライセンスの取得や登録を受けるためには、全ての指紋の情報をゲーミングコントロールボードに提出しなければならず、ゲーミングコントロールボードはこの指紋情報を使って、連邦捜査局に犯罪歴等を確認する。
- カジノ運営事業者の海外事業については、必要に応じて、海外の会計事務所に委託して調査する。
- ゲーミングコントロールボードはライセンス申請者が利用し、又は利用していた銀行に対して本人の許可無しに２年間問合せができる権限が与えられている。
- カジノ運営事業者が海外でカジノを運営する場合は、当該カジノ運営事業者が、海外のカジノ施設においてトラブルや不正を起したときにゲーミングコントロールボードが行う調査のための費用として、２万５千ドル（300 万円）をゲーミングコントロールボードにあらかじめ預けておかなければならない。

イ　審査に要する期間

- 審査の期間は、個人で平均６か月、事業者は平均１年（長い場合は２年）となっている。
  なお、例えばバーを運営するためのライセンス等のカジノに付帯する事業を含めると、カジノの運営を開始するに当たり 20～30 のライセンス取得が必要となることから、各種ライセンスの申請から実際の開業まで約２年を要したカジノ運営事業者がある。

ウ　審査に対する不服申立ての扱い

- ライセンスの拒否やライセンス付与に付帯された条件については、裁判所が審査できないこととなっている。

エ　ライセンス付与後等の措置

- カジノ運営事業者のライセンスは、最初に取得した後、その後も法令を遵守して必要な報告や変更に対する申請等を行っている場合は、ライセンスは継

続される。

- ゲーミングコントロールボードは、２年半から３年に少なくとも１回、ゲーム機器が正常に機能しているか、認可されていない機器がないか調査を行う。
- ゲーミングコントロールボードには、ライセンス取得者のパソコン等に保存された電子データをコピーする権限が与えられるとともに、ライセンス取得者のパソコン、電話、電子メール等を確認することができる。

5.2.2　シンガポールにおける取組

(1)　ライセンス制度等の概要

ア　カジノ運営事業者に対するライセンス

シンガポールでは、カジノ運営事業者のライセンスを取得するための要件として、次のようなものが規定されている。カジノ運営事業者としてライセンスを取得しようとする者は、これらの要件に適合しているかを慎重に判断されることとなる。

人物の要件の例	● 性格が正直で誠実であるとの評判であること。 ● カジノ施設を運営するのに十分なビジネス能力を有すること。 ● カジノ規制機構が不誠実又は財源が不十分であると判断する者、組織、集団とのつながりも持たないこと。
企業の要件の例	● 提案しているカジノの財政的な持続性を裏付けるに足る財源、及びカジノの経営・運営に十分な経験を有する者を確保し、又は確保可能であること。 ● 運営や経営に携わると考えられる役員その他の管理職がその役割を果たすのに適任者であること。 ● 採用予定の従業員が、それぞれの役割を果たすのに適任者であること。

イ　その他のライセンス

カジノ運営事業者としてのライセンス以外に、国際マーケティングエージェントライセンス[110]といったカジノ関連事業者が取得すべきライセンスがある。

また、カジノの特別従業員[111]にも、ライセンス取得が求められる。次の区分ごとに審査内容は異なるが、申請者の誠実性・責任感・経歴及び財政的な安定性、性格・誠実性に関するライセンス申請者の評判、特別従業員として担当する業務を遂行することへの適合性等の観点から審査されることになる。

- クラスＡ：役員
- クラスＢ：上級管理職
- クラスＣ：上記以外の従業員（ゲーム機器や監視機器のメンテナンスを行う従業員とそれ以外の２種類に分類）

---

[110] いわゆる VIP 客を集める事業者（ジャンケット）が取得すべきライセンス

[111] カジノ運営の調整・意思決定を行う管理職、ディーラー、チップ換金所担当者、セキュリティ担当者等である。

ウ　その他の規制

ア及びイのほか、カジノ運営事業者等に対して次のような規制を導入している。

- ゲーム機器の承認
  スロットマシン等のゲーム機器は、カジノ規制機構の承認を得たものでなければならない。
- ゲーム機器製造・販売を行う事業者の承認
  ゲーム機器を製造又は販売する事業者は、カジノ規制機構の承認を得なければならない。
- ゲーム機器の検査を行う事業者の承認
  ゲーム機器の検査を行う事業者は、カジノ規制機構の承認を得なければならない。
- カジノ運営事業者が締結する契約に関する承認等
  １件当たり又は年間合計の取引額が 50 万シンガポールドル（4,500 万円）以上になる契約は、事前にカジノ規制機構の承認を得なければならない。また、その額未満であってもカジノ規制機構に対し届出が必要とされている。
- 大株主や影響力のある株主の承認
  カジノ運営事業のライセンスを取得しようとする企業の 12%以上の株式を保有し、又は当該企業の方針決定に影響力があると内務大臣がみなした株主は、内務大臣の承認を得なければならない。
- ゲームルールの承認
  ゲームルールや還元率、テーブルレイアウト等を変える場合は事前にカジノ規制機構の承認を得なければならない。

(2)　ライセンス制度等の運用方法

(1)のライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような審査が行われており、その結果、カジノ関連事業における反社会的勢力の介入が排除されている。

ア　審査の手法

- 特別従業員のライセンスに関しては、犯罪歴や経済状況、家族、友人等のバックグラウンド、海外在住歴があればそこでの犯罪歴やこれまでのカジノでの活動状況等を、最大で 10 年前までさかのぼって調査する。また、バックグラウンド等の調査結果に応じ、本人にインタビューで確認することがある。
- カジノ規制機構は、ライセンス審査に関係する者から指紋の情報を提出させ、それをシンガポール警察に提供し、警察が確認した上で結果を回答することとなっている。
- カジノ運営事業者が結ぶ契約の審査では、カジノ規制機構が契約の相手方や契約内容のリスクの高さ、サービスの内容や購入物の価格の適正さを中心にチェックしている。

- 海外の事業者等が関係する審査については、反社会的勢力とつながりがないかについて、海外の規制機関と情報を交換して対応している。
- ゲーム機器等の審査においては、工場を訪問し、製造工程、会社のバックグラウンド等の調査を行う。また、海外に工場がある場合は現地に出張して調査を行う。なお、調査コストは申請者が負担する。

イ　審査に要する期間

- 審査期間は上級管理職で６か月程度が必要である。

ウ　ライセンス付与後等の措置

- カジノ運営事業者のライセンスは、３年ごとに更新する必要がある。更新の場合も、最初の申請と同様の書類の提出を求める。
- 特別従業員のライセンスに関しては、ライセンスを取得してから更新までの期間では、何らかの情報があった場合に、情報があった特別従業員について調査を行う。
- カジノ運営事業者からは毎月レポートを受けている。また、定期的な調査は行っていないが、運営事業者やその親会社、関連会社に関する何らかのニュースや情報があった場合は、必要に応じて調査を行う。

5.2.3　韓国における取組

(1)　ライセンス制度等の概要

韓国では、カジノ運営事業者については、文化体育観光部からライセンスを受ける必要がある。このライセンスを取得できない者として、観光振興法で次のように規定されている。また、ライセンスの申請者が法人の場合は、法人の役員にこれらに該当する者がいる場合は、ライセンスを取得できない。

- 19 歳未満の者
- 「暴力行為など処罰に関する法律」第４条による団体・集団を構成したり団体に資金提供して禁固刑以上の刑が確定した者
- 脱税、外国為替法違反により禁固刑以上の刑が確定した者
- 禁固以上の実刑を受けて執行が終わった時又は執行を受けないことが確定された時から２年を経過しない者
- 禁固以上の刑を受け、執行猶予期間にある者
- 禁固以上の刑の宣告猶予を受けて猶予期間にいる者

さらに、カジノ施設において利用される機器は、文化体育観光部長官が定めた基準に適合していることについて、文化体育観光部長官の検査を受けなければならないこととされている。そして、この検査は、文化体育観光部が指定する機関において実施している。

一方で、ネバダ州やシンガポールのように、カジノの主要な従業員やゲーム機器製造事業者等については、ライセンス制度等の規制が設けられていない。

(2) 許認可の運用方法

(1)のライセンス制度等の実効性が確保されるよう、次のような審査が行われている。

ア 審査の手法

- カジノ運営事業者の道徳性、倫理性、遵法精神を見極めた上で、法令に従い判断する。
- 役員は、過去の暴力行為での処罰状況、反社会的勢力との関係といった面を十分に調査する。

イ ライセンス付与後等の措置

- カジノ運営事業者が遵守しなければならない事項が確実に履行されているか確認するため、定期的に現場に行って指導監督を行っている。
- 不備や是正が必要な事項があった場合は、事業者に対して必要な措置をとるよう文書で指示し、その履行状況の報告を受ける。
- 指導・監督に従わなかった場合には、行政処分を行う。

(3) 行政処分の強化

韓国では、2015（平成 27）年１月 27 日にカジノ運営事業者の管理・監督強化等のため、観光振興法施行令を改正し、即日施行している。

具体的には、カジノに関する規制を強化する観点から、カジノ運営事業者の行政処分基準を強化するとともに、行政処分を課徴金に代えられるようにするものである。

ア 行政処分基準の強化

従来、カジノ運営事業者のライセンス取消しに至るのは、通常、カジノ運営事業者が１年間で同一の違反を３～４回行った場合とされていたが、より法令遵守を促すため、過去３年間で同一の違反を３回行った場合にするとともに、各回の違反に対する処分についても従来より重いもの（例：営業停止期間１か月→３か月）にした。

イ 課徴金での代替

法執行を弾力的に行えるようにするため、過失による内国人入場等の一部の違反に対しては、行政処分の代わりに課徴金を賦課できるようにした（例：10 日間の営業停止→課徴金 2,000 万ウォン（200 万円））。

5.3 反社会的勢力によるカジノ施設の利用の排除

5.3.1 米国ネバダ州における取組

(1) カジノ運営事業者のセキュリティ体制

カジノ運営事業者では、カジノ施設内における安全を確保するため、表 5-4 のような取組を行い、セキュリティ体制を構築している。

表 5-4 カジノ運営事業者による安全確保のための取組例

取組の観点	取組例
人材の採用	● セキュリティ担当者は、警察出身者等の高度に訓練された者を採用 ● 新たに従業員を雇用する際に、生まれてからの経歴、犯罪歴の有無等を確認
人材の育成	● 新たに入社したセキュリティ担当者には、他の新入社員に対する教育に加え、セキュリティ部門としての研修（48 時間）を研修所で実施し、上司による修了確認を実施 ● 次のような実務研修も実施 ・ 凶悪事件対応として、ラスベガス警察が主催する拳銃発砲事件対応の訓練に参加 ・ 爆弾テロ対応訓練も全従業員を対象に実施（24 時間営業のため机上訓練）
人材の配置	● セキュリティ部門の監督者は、警察出身者、軍隊出身者、セキュリティ部門の長期経験者等が担当 ● セキュリティ担当者には、制服の者とカジュアルな服装をした者がおり、拳銃を所持している者を含む。 ● 施設内の監視業務には、高度な経験が必要であることから、ディーラー経験者等を採用
外部委託の状況	● セキュリティ部門の外部委託は、大規模なイベントのみ実施 ● 外部委託する場合は、委託内容は混雑整理に限定
その他	● 一部のカジノ運営事業者は、顔認識ソフトといった新たな技術も導入。ただし、誤りもあることから、最終的には人による確認を実施

(2) 監視対策

カジノ施設における安全を確保するとともに、ゲームでの不正を防止する観点から、厳格な監視体制が構築されている。

特に、テーブルゲームが一台以上の無制限ゲーミングライセンスを有しているカジノ運営事業者は、年間のゲーミング売上高によって、次の４つのカテゴリーに分けられ、それぞれのリスクに応じた詳細な監視システムの基準が定められている。

- カテゴリーＡ：4,000 万ドル（48 億円）以上
- カテゴリーＢ：1,500 万ドル（18 億円）以上 4,000 万ドル（48 億円）未満
- カテゴリーＣ：300 万ドル（３億６千万円）以上 1,500 万ドル（18 億円）未満
- カテゴリーＤ：300 万ドル（３億６千万円）未満

《監視システムの基準の例》

- カテゴリーＡ及びＢの事業者は、監視システムの運用を監視室で行わなければならない。カテゴリーＣ及びＤの事業者は、安全な場所で行わなければならない。
- 監視室への入場は、監視業務担当者、幹部従業員等に限定されなければならない。

また、ゲーミングコントロールボードの担当官も入場できるようにしなければならない。

- カテゴリーＡの事業者は、停電に備え、監視システムのバックアップ電源を利用できるようにしなければならない。
- カテゴリーＡ及びＢの事業者は、監視室の機材の利用方法及びゲームのルールについて訓練を受けた者を常に監視室に配置しておかなければならない。
- 監視システムは、カジノ施設で行われている行動が記録できる十分な数の監視カメラと記録装置を備えなければならない。
- 監視システムの不具合が発生した場合には、72 時間以内に必要な措置を講じなければならない。不具合が７日以内に改善せず、監視システムの基準を満たさない状態が続いた場合、速やかにゲーミングコントロールボードに連絡しなければならない。
- 監視カメラに不具合が発生した場合は、追加の監視担当者の配置等の代替措置を講じるとともに、当該措置が十分か確認する権限を持つゲーミングコントロールボードの担当官に連絡しなければならない。

なお、ネバダ州改正法では、ゲームは原則として公共の場で行われることが規定されている。ただし、ゲーミングコントロールボードの承認を得て、VIP 客等の一定の経済的基準に基づいて入場を許可する「サロン」と呼ばれる施設を設置することも可能である。

このサロンでゲームを行う場合には、①ゲームを行う日時を事前にゲーミングコントロールボードに通知するとともに、②ゲーミングコントロールボードとネットワークを通じて接続された監視カメラによって、ゲーミングコントロールボードがサロンの様子を確認できるようにしなければならないこととされている。

(3) 反社会的勢力等の入場制限

(1)及び(2)のようなしっかりとした安全確保のための体制を構築することにより、カジノを利用しようとする反社会的勢力を排除するための次のような取組が実効性のあるものとなる。

具体的には、ネバダ州改正法では、ゲーミングコントロールボード及びゲーミング委員会は、州の秩序や安全なゲーミングに脅威を与える者について、排除者リストを作成することができるとされている。この排除者リストの作成に当たっては、過去の重大な犯罪、ゲーミング規制の違反等を考慮することができるとされている。また、警察とも情報交換を行っている。

排除者リスト登載者に対しては、ゲーミングコントロールボードがその旨を通知することとされ、通知を受けた者は、ゲーミングコントロールボードに対して聴聞を要求することができる。排除者リスト登載者は、カジノ施設に入場することが禁止される。

また、カジノ運営事業者が、排除者リスト登載者をカジノ施設、劇場、バー等の施設に入場させた場合には、ライセンス取消し、罰金等の制裁が科されることとなる。

さらに、カジノ運営事業者が排除者リスト登載者を発見した場合には、次の措置を講じなければならない。

- 直ちにゲーミングコントロールボードに連絡すること。
- 当該者の立入りを禁止し、又は既に立ち入っている場合は立ち去らせること。
- 当該者がカジノ運営事業者の排除について拒否した場合には、適切な法執行機関及びゲーミングコントロールボードに連絡すること。

(4) 犯罪が発生した場合の対処

ゲーミングコントロールボードの法執行局の職員は、ゲーミングに関わる犯罪に関して逮捕権を有している。職員が犯罪現場にいる場合は犯人を逮捕した上で、警察に引き渡すこととなる。一方で、当該職員が現場にいない場合には、警察が現場に急行し、逮捕する。

また、必要に応じて、連邦捜査局等の法執行機関とタスクチームを作り、マネーロンダリング等の犯罪の捜査を行うこともある。

5.3.2 シンガポールにおける取組

(1) カジノ運営事業者のセキュリティ体制

カジノ運営事業者では、カジノ施設内における安全を確保するため、表 5-5 のような取組を行い、セキュリティ体制を確保している。

表 5-5 シンガポールにおけるカジノ運営事業者による安全確保のための取組例

取組の観点	取組例
人材の採用	● セキュリティ担当者は、カジノ運営事業者の従業員やセキュリティ関連会社（例：セキュリティに関する研修を提供する会社等）からの紹介等を通じて採用 ● セキュリティに関するシンガポール警察のライセンス[112]を持った人材も採用
人材の育成	● 原則として、社内トレーニング及び OJT を実施

(2) 監視体制

カジノ管理法において、カジノ運営事業者は、カジノ施設内における売春、無免許での貸金、粗暴行為、違法な賭け等が、従業員、顧客等によって行われないよう適切な措置を講じなければならないこととされている。

また、次のとおり、カジノ施設における監視を含む防犯対策が定められている。

[112] シンガポールでは、プライベートセキュリティ法（Private Security Act）に基づき、セキュリティ業務を担当する職員は、原則、シンガポール警察のライセンス及び規制部門(Police Licensing and Regulatory Department)が発行するライセンスを有していることが求められている。ただし、カジノのセキュリティ担当者については、この法律の適用が除外されている。

- 施設やフロア配置等に関する規制

  ・補助的エリア[113]においてゲームを行ってはならない。
  ・カジノ施設内は、常時その中に立つ人及び監視機器から見通せなければならない。
  ・カジノ施設内をゲーミングエリアと補助的エリアに明確に区別しなければならない。
  ・カジノ運営事業者はレイアウトを変更しようとする場合、カジノ規制機構に通知した上で、変更後には通知どおりに変更した証明書を提出しなければならない。
  ・カジノ規制機構はレイアウトに関して指示を出し、又は行政処分を行うことができる。

- 監視システムに関する規制

  ・カジノ運営事業者は、カジノ規制機構が作成した監視基準に基づき、監視システムを導入し、常に良好な作動環境を維持しなければならない。
  ・承認された監視プランを変更しようとする場合、カジノ規制機構の承認を得なければならない。
  ・カジノ規制機構は、カジノをモニターする監視システムを取り付け、作動、維持させることができる。
  ・カジノ規制機構は監視システムに関して指示を出し、又は行政処分を行うことができる。

なお、カジノ施設には、カジノ規制機構及びシンガポール警察の専用オフィスが設けられ、いつでもカジノ運営事業者の監視カメラを見られるようになっている。また、カジノ規制機構及びシンガポール警察は、定期的なミーティングを持つとともに、随時情報交換している。

(3) 反社会的勢力等の入場制限

カジノ規制機構及びシンガポール警察は、カジノ管理法に基づき、カジノの利用が不適切な者等に対して、入場禁止命令を出すことができる。なお、この命令を出したときは、その者に関する情報をカジノ運営事業者に対しても通知することとされている。

この通知を受けた場合、カジノ運営事業者は、排除者リストを作成した上で、排除対象者がカジノ施設に入場しようとしているときは、すぐにカジノ規制機構の査察官に知らせ、かつ、必要最低限の実力行使により排除対象者を排除しなければならないこととされている。また、カジノ運営事業者は、排除対象者がカジノ施設に取引口座

[113] 通路、受付カウンター、飲食スペース、小売店、パフォーマンススペース、装飾エリア、階段等のゲームに使う意図のないエリアのこと。

を持つ場合は、それを閉鎖しなければならないこととなっている。

なお、排除対象者がカジノで得た賞金は、カジノ管理法に基づき、没収される。

(4) 犯罪が発生した場合の対処

犯罪が発生した場合、逮捕するのは、シンガポール警察のみであり、カジノ規制機構の職員は逮捕等を行わない。

シンガポール警察のカジノ犯罪捜査部門は、カジノにおける犯罪歴の記録を保有している。

5.3.3 韓国における取組

(1) カジノ運営事業者のセキュリティ体制

カジノ運営事業者では、カジノ内のセキュリティ担当者は一定の体力要件を満たす者、セキュリティ業務の経験の有る者等を採用している。また、定期的にテロ対策訓練等を行っている。

(2) 監視対策

カジノ運営事業者では、客やディーラーによる不正が行われないよう、監視カメラで監視している。監視担当者はゲームの進行を熟知する経験豊富な専門担当者が起用される。

(3) 反社会的勢力等の入場制限

カジノ運営事業者は、観光振興法に基づき、カジノ施設の秩序維持及びカジノ利用者の安全のためにカジノ運営事業者自身が定める入場禁止者については、入場を制限しなければならないこととされている。

これを踏まえて、カンウォンランドカジノでは、カジノ施設入口において、入場券と住民登録証等（外国人はパスポート）を確認している。また、入場する際には、X線装置によるボディーチェックと手荷物チェックを受ける必要がある。なお、不正に持ち出したチップを持ち込もうとした場合には、この段階で発見される。入場者が持参したカメラは、袋に入れて封印され、入口で保管される。

5.4 ゲームにおける不正防止対策

5.4.1 米国ネバダ州における取組

(1) 監視対策

5.3.1(2)で述べたとおり、カジノ施設は、多数の監視カメラ等で監視されており、ゲームにおける不正を防止・発見できるような体制を構築している。

なお、従業員による不正防止の観点から、従業員が業務上送受信するメールや添付ファイルの内容について確認しているカジノ運営事業者もある。

(2) ゲーミングコントロールボード職員のカジノ利用の制限

ゲーミングコントロールボードの職員は、ラスベガス以外のカジノを含め、ネバダ州の全てのカジノでゲームをすることを禁じられている。また、ライセンスを受けているカジノ運営事業者のホテルにも宿泊できない。

(3) ゲームの勝敗に疑義が生じた場合の対処方法

カジノ運営事業者と顧客との間において、ゲームの勝敗等に関する 500 ドル（６万円）以上の紛争が生じた場合は、カジノ運営事業者は、ゲーミングコントロールボードの法執行局の職員に通知しなければならないこととなっている。また、500 ドル（６万円）未満の場合には、顧客に対してゲーミングコントロールボードの調査を求める権利があることを説明しなければならない。

調査することとなった場合、ゲーミングコントロールボードが決めた調査担当者が、ゲームの記録やビデオ等を確認するなどした上で、45 日以内に調停案を作成し、カジノ運営事業者と顧客に書面で通知する。調停案に不服がある場合は、カジノ運営事業者又は顧客はゲーミングコントロールボードによる再検討を要求できる。さらにゲーミングコントロールボードの調停案に不服がある場合は、郡の地方裁判所に審査を要求することができる。地方裁判所の決定に不服の場合は、上級の裁判所に控訴することも可能である。

5.4.2 シンガポールにおける取組

(1) 監視対策

5.3.2(2)において述べたとおり、カジノ施設は、多数の監視カメラ等で監視されており、ゲームにおける不正を防止・発見できるような体制を構築している。

(2) カジノ規制機構職員等のカジノ利用の制限

カジノ規制機構等のカジノ事業を所管する職員は、遊行目的でカジノ施設に入ることが禁止されている。

また、一般の公務員は、一月に５回以上カジノ施設に入場した場合又は年間パスを購入した場合には、７日以内に職場に報告しなければならないこととなっている。

(3) ゲームの勝敗に疑義が生じた場合の対処方法

カジノ管理法では、カジノ運営事業者とその顧客が、賞金や損失又はゲームが行われる方法について顧客が満足する解決策を見い出せない場合、カジノ運営事業者は①直ちに紛争を査察官に通知するとともに、②顧客に対して、査察官が紛争に関する調査を行うことを要求する権利があることを知らせなければならないこととされている。

カジノ運営事業者が、査察官や顧客への通知をしなかった場合には、行政処分が課されることとなっている。

5.4.3　韓国における取組

(1)　監視対策

5.3.3(2)において述べたとおり、カジノ施設は、多数の監視カメラ等で監視されており、ゲームにおける不正を防止・発見できるような体制を構築している。

(2)　カジノ従業員によるカジノ利用の制限

観光振興法に基づき、カジノ従業員は、カジノでゲームを行ってはならないこととされている。また、従業員の不正防止の観点から、カンウォンランドでは、カジノ施設への入口両脇には従業員用のボディーチェック・システムがあり、不正なチップの持込みや持出しを検査している。

(3)　ゲームの勝敗に疑義が生じた場合の対処方法

客からのゲーム勝敗等の紛争に関しては、幹部従業員がモニタールームへ連絡し、モニタービデオで確認する等の対応をしている。それでも解決しなければ、顧客は裁判所で民事上の手続を要求できる。

5.5　カジノ施設周辺における治安対策

米国ネバダ州、シンガポール及び韓国のいずれの地域でも、カジノ運営事業者が監視カメラによる監視や、セキュリティ担当者による周囲の監視を行うとともに、警察が地域のパトロールを行い、犯罪があった場合には、必要な措置を講じている。

こうした対策の結果、図 5-4 及び図 5-5 にあるとおり、カジノ導入前後で地域における犯罪の増加は認められない。

図 5-4　シンガポールにおける総犯罪件数の推移

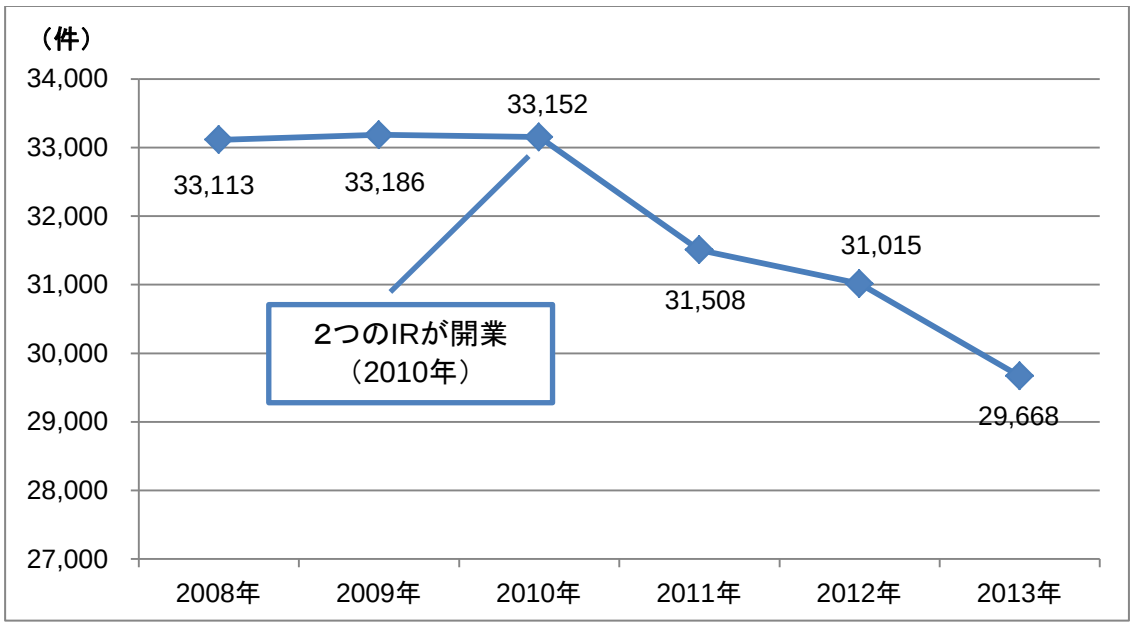

（出典：シンガポール警察公表資料を参照）

図 5-5　江原道における総犯罪件数の推移

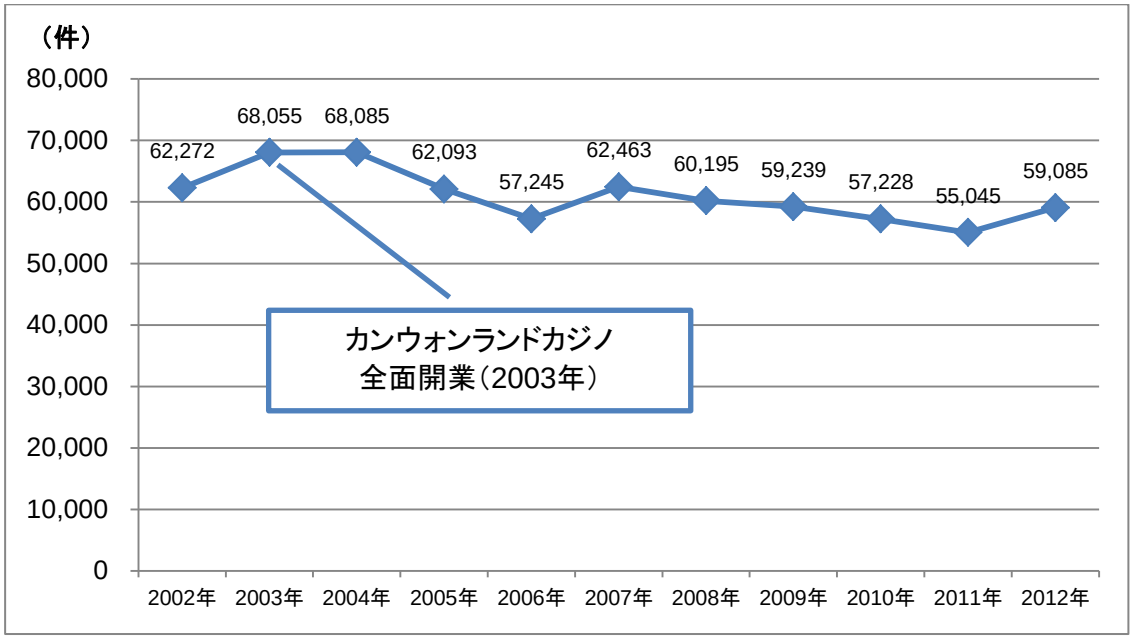

（出典：韓国検察庁公表資料を参照）

5.6　総括

5.6.1　カジノ関連事業の運営主体からの反社会的勢力の排除

(1)　各国・地域における取組のまとめ

カジノの運営には様々な事業形態の事業者等が関わっている。このため、各国・地域では、非常に多くの事業者等が表 5-6 のとおりライセンス等の規制の対象となっている。

また、こうしたライセンス等の規制の実効性を確保するためには、ライセンス等の審査の過程において、必要な情報が適切に収集されるとともに、ライセンス等を与えた後においてもライセンス付与等の条件に違反する事例が発生していないかを監査等を通じて確実に把握できるようにしておくことが不可欠である。こうした観点から、各国・地域では、表 5-7 のような運用方策がとられている。

表 5-6　ライセンス等の規制の主な対象

ライセンス等の種類	ネバダ州	シンガポール	韓国
ライセンス	・カジノ運営事業者 ・ゲーム機器製造・販売事業者 ・スロットルート事業者 ・インタラクティブゲーミング事業者 ・カジノ施設の土地所有者 ・役員 ・一定数以上の株を持つ株主 ・重要な従業員（ゲーミングコントロールボードが判断）	・カジノ運営事業者 ・国際マーケティングエージェント ・特別従業員（役員、上級管理職、ディーラー、セキュリティ担当者等）	・カジノ運営事業者
承認等	・反社会的勢力との契約禁止 ・最低賭け金等の変更における事前承認 ・カジノで利用する機器の承認 ・従業員の登録（会計等担当者、ディーラー等） ・独立エージェント	・カジノで利用する機器の承認 ・ゲーム機器製造・販売事業者の承認 ・ゲーム機器の検査事業者の承認 ・カジノ運営事業者が締結する契約の承認 ・一定数以上の株を持つ株主の承認 ・ゲームルールの承認	・カジノで利用する機器の事前検査

表 5-7　規制の実効性を確保するための運用方策の例

ネバダ州	シンガポール	韓国
・ライセンス申請者の犯罪歴や反社会的勢力との関係を過去 15 年にさかのぼって調査（家族・友人も調査） ・５年分の銀行・税務関係書類の調査 ・自宅やオフィスを訪問しての抜打ち検査 ・指紋による犯罪歴の確認 ・カジノ運営事業者の海外事業の調査 ・銀行等の記録を本人の許可なく２年間さかのぼって調査	・ライセンス申請者の犯罪歴や反社会的勢力との関係を過去 10 年にさかのぼって調査（家族・友人も調査） ・指紋による犯罪歴の確認 ・カジノ運営事業者が締結する契約内容の確認 ・海外のゲーム機器製造工場の現地調査	・役員を含め、過去の暴力行為での処罰状況、反社会的勢力との関係を調査 ・定期的な現場での指導監督

(2) 日本・都における取組

現在、日本・都では、事業活動から反社会的勢力を排除するため、官民を挙げて様々な取組が行われている[114]。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の制定・運用

国は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）を制定している。

暴対法は、民事介入暴力を始めとする暴力団の資金獲得活動や対立抗争事件その他暴力団員の不当な行為への効果的な対策が強く求められた社会情勢を背景に、平成３年に制定され、翌年３月から施行された。

暴対法は、一定の要件に該当する暴力団を指定し、この指定された暴力団（指定暴力団）の暴力団員（指定暴力団員）の一定の行為を規制の対象とし、指定暴力団員が指定暴力団の威力を示して、請負、委任又は委託の契約に係る役務の提供の業務の発注者又は受注者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受入れを要求すること（同法第９条第３号）等の暴力的要求行為を禁止している。

また、国及び地方公共団体には、自らが行う売買等の契約に係る入札に指定暴力団員等を参加させないようにするための措置を講じることとするとともに、国及び地方公共団体の事務・事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務・事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならないこととされている（同法第 32 条第１項及び第２項）。

さらに、事業者には、不当要求による被害を防止するために必要な責任者の選任、不当要求に応対する従業員の対応方法についての指導等を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならないこととされている（同法第 32 条の２）。

イ 東京都暴力団排除条例の制定・運用

都は、東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「都暴排条例」という。）を制定している。

都暴排条例は、都及び都民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する具体的施策を定めることにより、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与するために 2011（平成 23）年３月に制定され、同年 10 月から施行された。

都暴排条例は、暴力団事務所の開設・運営の禁止（同条例第 22 条）、青少年を暴力団事務所へ立ち入らせることの禁止（同条例第 23 条）、暴排活動の妨害活動の禁

[114] 平成 25 年警察白書、警視庁ウェブサイト「東京都暴力団排除条例 Q&A」等を参照

止（同条例第 21 条)、暴力団員である事実を隠ぺいする目的での他人の名義利用の禁止（同条例第 25 条）のほか、事業者による暴力団関係者に対する次のような利益供与を禁止している（同条例第 24 条)。

- 暴力団の威力を利用する目的で利益を提供すること。
  例：事業者が、事業に関するトラブルを解消するため、「相手方との話し合いの場に立ち会って、揉めるようなことがあれば、脅しをかけてほしい。」などと暴力団に依頼し、金銭を支払った場合
- 暴力団の活動を助長する目的で利益を提供すること。
  例：ホテルが、暴力団組長の襲名披露パーティーに使われることを知って、ホテルの宴会場を貸し出す行為
  例：興行を行う事業者が、相手方が暴力団組織を誇示することを目的としていることを知った上で、その暴力団員らに対し、特別に観覧席を用意する行為

また、都暴排条例では、都の事務事業に係る暴力団排除措置として、都が締結する契約やその関連契約に関し、暴力団関係者の関与を防止するために必要な措置を講じるものとするとともに、都が書面で契約を締結する場合には、契約の相手方等が暴力団関係者であることが判明した場合に、催告なく契約を解除することができる特約等を定めるものとしている。

ウ　各種事業・取引等からの反社会的勢力排除のための取組

近年、暴力団の資金獲得活動が巧妙化・不透明化していることから、企業が、取引先が暴力団関係企業等であると気付かずに経済取引を行ってしまうことを防ぐため、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（2007（平成 19）年６月犯罪対策閣僚会議[115]幹事会申合せ）及び「企業活動からの暴力団排除の取組について」（2010（平成 22）年 12 月暴力団取締り等総合対策ワーキングチーム申合せ）に基づき、警察では関係機関・団体と連携を強化し、各種取引における暴力団排除を推進している。

同指針は、反社会的勢力による被害を防止するための基本原則として、①組織としての対応、②外部専門機関との連携、③取引を含めた一切の関係遮断、④有事における民事と刑事の法的対応及び⑤裏取引や資金提供の禁止を掲げるとともに、この基本原則に基づく対応として、社内体制の整備、暴力団排除条項[116]の導入等を盛

---

[115] 「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進するため、2003（平成 15）年９月２日の閣議口頭了解に基づき設置された会議。内閣総理大臣が主宰し、全閣僚が会議の構成員となっている。

[116] ①暴力団を始めとする反社会的勢力が、当該取引の相手方となることを拒絶する旨や、②当該取引が開始された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる旨の契約書や契約約款の条項

り込んだものとなっている。

また、警察庁が 2013（平成 25）年 12 月に都道府県警察に対して発出した通達「暴力団排除等のための部外への情報提供について」に基づき、各都道府県警察では、事業者が都暴排条例等の条例上の義務を利用するために必要な範囲で暴力団に関する情報提供を行うなどしている。

なお、情報提供に関する具体的な取組として、警察庁では、証券取引からの暴力団排除を徹底するため、2013（平成 25）年１月に警察庁の暴力団情報データベースと日本証券業協会の反社会的勢力データベースを接続し、日本証券業協会員証券会社の顧客の暴力団員等の該当性について、各社からの照会に応じるシステムの運用を開始した（図 5-6）。

図 5-6　警察庁と日本証券業協会とのデータベースの接続

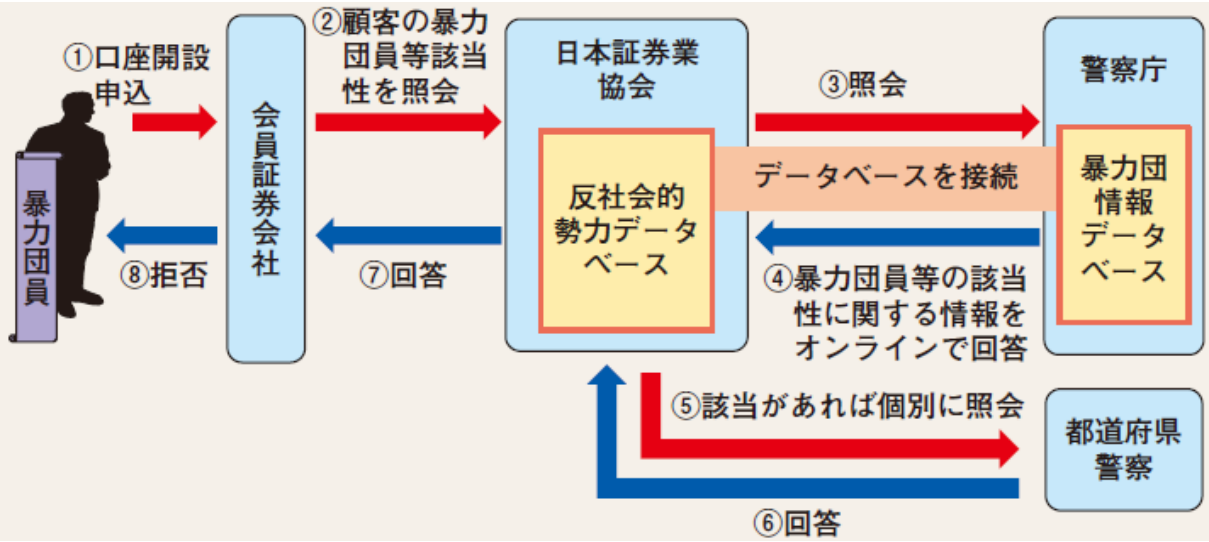

（出典：平成 25 年警察白書を参照）

エ　既存の公営競技からの反社会的勢力の排除

現在、競馬の施行主体は、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）第１条の規定により、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村（特別区を含む。）とされており、その施行主体に反社会的勢力が入る余地はない。

一方で、同法第４条の規定により、競馬の実施に関する事務は私人にも委託できるとされているが、「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成３年国家公安委員会規則第四号）第１条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」等には委託できないこととされている。

これを担保するため、契約書に暴力団排除条項を入れるなどの対策が講じられている。

(3) 必要と考えられる制度

海外では、(1)のとおり、カジノ運営事業者のみならず、カジノに関わる様々な事業者等について幅広くライセンス等の規制を導入している。また、その規制が実効性のあるものとなるよう、ライセンス等の審査の段階で規制機関が警察と必要な情報共有を行うとともに、規制機関が銀行口座等の情報を本人の同意なく取得できるようにするなど適切な権限を付与している。

一方、既に日本・都においても、(2)のとおり、暴対法等の制定によって、事業活動に対する反社会的勢力の介入を排除するための一定の法整備が行われるなどしている。また、公営競技のように施行主体を公的主体に限定することにより、反社会的勢力が運営主体に含まれることがないようにしている[117]。

カジノを含む IR の導入に当たっては、日本・都における既存の制度・取組を参考としつつ、海外の事例を踏まえ、反社会的勢力をカジノ関連事業から排除できるライセンス等の制度を構築するとともに、規制機関に対して適切な権限を付与し、かつ、当該規制機関が警察等と連携することにより、カジノ関連事業において反社会的勢力が介入することがなく、健全なカジノ関連事業が運営されるようにする必要がある。

5.6.2 反社会的勢力によるカジノ施設の利用制限

各国・地域では、反社会的勢力がカジノ施設を利用できないようにするため、表 5-8 のような取組が行われている。

表 5-8 反社会的勢力がカジノ施設を利用できないようにするための主な取組

ネバダ州	シンガポール	韓国
● 規制当局がカジノ利用禁止者リストを作成 ● 警察との情報交換 ● 監視カメラでカジノ利用禁止者リスト対象者を確認	● 警察及び規制当局によるカジノの利用が不適切な者に対する排除命令 ● 排除命令に基づくカジノ運営事業者による入場者の本人確認	● カジノ運営事業者によるカジノ利用禁止者リストの作成 ● カジノ運営事業者による入場者の本人確認

一方、現在、国内の競馬等の既存の公営競技では、法令でこうした取組は義務付けられていない。

カジノを含む IR が、観光や地域振興に寄与するという目的を実現するためには、カジノ施設から反社会的勢力が排除され、施設の安全が確保されることが極めて重要である。日本にカジノを含む IR を導入する場合には、各国・地域の取組を参考としつつ、カジノ施設内及び周辺施設における安全確保に万全を期すよう、必要な法整備を行うことが重要である。

---

[117] 公営競技とは異なるが、公益法人や NPO 法人（特定非営利活動法人）のように公益に関わる事業を行う者については、その役員等に暴力団が就けないといった規制が設けられている例がある。また、直接暴力団員等が事業を行えないことを規定してはいないが、銀行業法（昭和 56 年法律第 59 号）のように、営業免許の審査の中で、公正性や社会的信頼の有無を審査することを要件としているものがある。

第６章

マネーロンダリング対策

第6章　マネーロンダリング対策

カジノについては、それを介したマネーロンダリングの懸念が指摘されることから、この章では、各国・地域で講じられているマネーロンダリング対策についてまとめた。

6.1 マネーロンダリング対策の沿革

マネーロンダリング対策は、時々の国際的な治安情勢を踏まえて、国際社会の協調の下で、これまで発展してきている。ここではその沿革についてまとめた[118]。

6.1.1 マネーロンダリングの定義等

マネーロンダリング（資金洗浄）とは、一般に「犯罪による収益の出所や帰属を隠そうとする行為」である。このような行為を放置すると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、組織的な犯罪及びテロリズムを助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることから、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与するため、マネーロンダリングを防止することが重要とされている。

国際社会は、これまでマネーロンダリングを予防して摘発するための制度を工夫し発展させ、連携してこれに対抗してきた。我が国も、国際社会と歩調を合わせてマネーロンダリング対策の強化を図ってきている。

6.1.2 国際社会におけるマネーロンダリング対策の発展

(1) 麻薬対策としてのマネーロンダリング対策の開始

麻薬汚染の国際的な広がりに対処するため、1988（昭和 63）年 12 月に採択された「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約」（以下「麻薬新条約」という。）は、薬物犯罪による収益の隠匿等の行為を犯罪化することや、これを剝奪するための制度を構築することを締約国に義務付けた。

さらに 1989（平成元）年７月のアルシュ・サミットで、薬物犯罪に関するマネーロンダリング対策における国際協力の強化のため、先進主要国を中心として FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）が設立された。FATF は、1990（平成２）年４月、法執行、刑事司法及び金融規制の分野において各国がとるべきマネーロンダリング対策の基準として「40 の勧告」を策定した。「40 の勧告」は、麻薬新条約の早期批准やマネーロンダリングを取り締まる国内法制の整備、金融機関による顧客の本人確認及び疑わしい取引の届出等の措置を求めるものであった。

---

[118] 警察庁ウェブサイトを参照

《FATF の主な活動内容》

- マネーロンダリング等対策に関する国際基準（FATF 勧告）の策定及び見直し
- FATF 参加国・地域相互間における FATF 勧告の遵守状況の監視（相互審査）
- FATF 非参加国・地域における FATF 勧告遵守の推奨
- マネーロンダリング等の手口及び傾向に関する研究

《FATF 参加国等》

アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イタリア、インド、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国 、ベルギー、ポルトガル、香港、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会（ＥＣ）、湾岸協力理事会（ＧＣＣ）　　（2014（平成 26）年２月現在）

(2)　組織犯罪対策への対応

1990 年代には、組織犯罪の国際的な広がりが国の安全を脅かす存在として認識され、国連を中心として条約の検討が行われる一方で、1995（平成７）年６月、ハリファクス・サミットでは、国際的な組織犯罪対策では重大犯罪から得られた収益の隠匿を効果的に防止するための対策も必要であるとされた。FATF は、1996（平成８）年６月、こうした動きに呼応して「40 の勧告」を一部改訂し、前提犯罪（不法な収益を生み出す犯罪であって、その収益がマネーロンダリングの対象となるもの）を従来の薬物犯罪から重大犯罪に拡大すべきとした。

また、疑わしい取引に関する情報を犯罪捜査に有効活用できるようにするための方策として、1998（平成 10）年５月、バーミンガム・サミットでは、各国にマネーロンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する FIU（Financial Intelligence Unit：資金情報機関）[119]を設置することが参加国間で合意された。

(3)　テロ資金供与への対応

1999（平成 11）年 12 月に採択された「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際連合条約（以下「テロ資金供与防止条約」という。）は、テロへの対応においては未然防止が特に重要で、テロ組織の活動を支える資金供給の遮断と資金供給ルートの解明、国際的な連携が必要なことはマネーロンダリング対策と同様であるという考えに基づき、テロ資金提供・収集行為の犯罪化、テロ資金の没収、金融機関による本人確認・疑わしい取引の届出等の措置を締約国に求めた。

その後、2001（平成 13）年９月の米国同時多発テロ事件の発生を受けて、FATF は翌年 10 月に臨時会合を開催し、その任務にテロ資金供与対策を含めるとともに、テロ資

[119] FIU 相互の情報交換等の場として 1995（平成７）年に発足したエグモント・グループは、FIU について「国のマネーロンダリング対策を支えるべく、金融機関等からの届出情報を受理・処理し、当局に通知する中央機関であり、法執行機関に重要な情報交換の道筋を提供するものである」と表現している。

金供与対策の国際的な標準として、テロ資金供与の犯罪化やテロリストに関わる資産の凍結措置等を内容とする「８の特別勧告（テロ資金に関する FATF 特別勧告)」を策定した。さらに、2004（平成 16）年には、８の特別勧告に国境を越える資金の物理的移転を防止するための措置に関する項目が追加され、「９の特別勧告」となった。

(4) 金融機関以外の隠匿行為への対応

マネーロンダリング対策の進展に応じ、マネーロンダリングそのものの傾向にも変化がみられるようになった。FATF の検討で最も重視されたのは、金融機関以外の業態を利用した隠匿行為であった。そこで、FATF は、2003（平成 15）年６月、金融機関及び指定非金融業者・職業的専門家に対する勧告の適用等を内容とする「40 の勧告」の改訂を行った。この指定非金融業者等として、不動産業者、貴金属・宝石商等のほか、カジノ運営事業者が含まれることとなった。

さらに 2012（平成 24）年２月、大量破壊兵器の拡散や、公務員に係る贈収賄や公務員による財産の横領等の腐敗などの脅威にも的確に対処すること等を目的として、「40 の勧告」と「９の特別勧告」を一本化、新「40 の勧告」として改訂した。

(5) FATF 新「40 の勧告」におけるカジノ運営事業者の義務

FATF 新「40 の勧告」（以下「勧告」という。）及び勧告の解釈ノート[120]では、カジノ運営事業者は、「指定非金融業者」として位置付けられており、当該勧告の 22、23 及び 28 並びにこれらの勧告によって引用される勧告（10、11、12、15、17～21）が適用される。

カジノに関しては、主に次のような義務が課されている。

ア 顧客管理（勧告 10）

カジノ運営事業者が顧客と 3,000 ドル（36 万円）/ユーロ[121]を超える金融取引を行う際には、信頼できる独立した情報源に基づく文書等を用いて、顧客の身元確認を行うこと。

イ 記録の保存（勧告 11）

カジノ運営事業者が顧客と 3,000 ドル（36 万円）/ユーロを超える金融取引を行う際には、必要な記録を最低５年間保存すること。

ウ 疑わしい取引の届出（勧告 20）

資金が犯罪活動の収益等と疑われるものについて、規制当局に速やかに届け出るようカジノ運営事業者に義務付けること。

エ カジノの規制及び監督（勧告 28）

①カジノを免許制にすること、②犯罪者又はその関係者がカジノの所有者、受益者、運営者等にならないよう、必要な法制上の措置を講じること及び③カジノがマ

---

[120] 解釈ノートは、FATF 勧告で講じるべきとされた対策等をより具体的に記載したものである。
[121] 金融機関については、この基準は 15,000 ドル（180 万円）/ユーロとされている。

ネーロンダリング・テロ資金供与対策の義務を遵守するために効果的に監督されることを確保すること。

6.1.3　日本におけるマネーロンダリング対策の発展

日本におけるマネーロンダリング対策も、国際社会の動きに合わせ段階的に進展してきた。

(1)　麻薬特例法の施行等

1990（平成２）年６月に、当時の大蔵省銀行局長名で金融団体に対して、顧客の本人確認実施を要請する旨の通達が発出された。次に、麻薬新条約の国内担保法の一つとして、薬物犯罪から得られた収益への対策を主眼に、平成４年７月に「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」が施行された。この法律により、金融機関等による薬物犯罪収益に関する疑わしい取引の届出制度が創設された。

(2)　組織的犯罪処罰法の施行

マネーロンダリングの前提犯罪を薬物犯罪に限定していたことに対し、1994（平成６）年の第１次 FATF 対日相互審査でその改善が望まれた。また、現実の運用でも、金融機関等が疑わしい取引の届出を行うに当たり、それが薬物犯罪に関するものであるかどうか判断することは極めて困難であり、結果的に疑わしい取引の届出が活発に行われず、また、届出情報の集約と捜査機関への提供を行う仕組みもなく、疑わしい取引の届出制度が有効に機能しない要因となっていた。

そこで、我が国では、1996（平成８）年６月の「40 の勧告」の改訂を踏まえ、2000（平成 12）年２月に組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）が施行された。この法律は、次の点について犯罪収益対策を進展させた。

- マネーロンダリングの前提犯罪を薬物犯罪だけでなく重大犯罪にも拡大したこと。
- 疑わしい取引の届出の対象犯罪も同様に拡大したこと。
- ３点目は我が国の FIU を金融監督庁（後の金融庁）に置くこととして金融監督庁内に特定金融情報室（Japan Financial Intelligence Office：JAFIO）が設立されたこと。

(3)　テロ資金供与処罰法・金融機関等本人確認法の施行等と組織的犯罪処罰法の改正

未締結であったテロ資金供与防止条約を批准するため、その国内担保法として、2002（平成 14）年７月、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」が施行され、テロ資金提供・収集行為が犯罪化されるとともに、同時に組織的犯罪処罰法が改正され、テロ資金の疑いがある財産に係る取引についても疑わしい取

引の届出の対象とされた。

さらに、同条約を実施し、合わせて勧告における本人確認等の措置を法制化するため、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（以下「金融機関等本人確認法」という。）が制定された（2003（平成 15）年１月施行）。そして、他人名義や架空名義の預貯金口座等が振り込め詐欺等の犯罪に悪用されることが多いことから、2004（平成 16）年 12 月、金融機関等本人確認法が改正されて「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（以下「改正金融機関等本人確認法」という。）となり、預貯金通帳等の譲受・譲渡やその勧誘・誘引行為等が処罰されることとなった。

(4) 犯罪収益移転防止法の施行と改正等

2003（平成 15）年に FATF が「40 の勧告」を再改訂し、本人確認等の措置を講ずべき事業者の範囲を金融機関以外に拡大したこと等を踏まえ、2004（平成 16）年 12 月、内閣官房長官を本部長とする国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、同勧告の実施を盛り込む「テロの未然防止に関する行動計画」が決定された。2005（平成 17）年 11 月には、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において警察庁が同勧告を実施するための法律案を作成すること及び FIU を金融庁から国家公安委員会に移管することが決定された。

警察庁は関係省庁と協力して、改正金融機関等本人確認法の全部及び組織的犯罪処罰法の一部を母体とした法律案を策定し、2007（平成 19）年３月には犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）が成立した。

なお、犯罪収益移転防止法に基づく各種対策を行う警察庁の組織[122]は、国際的には JAFIC（Japan Financial Intelligence Center）の名称で呼ばれている。

その後、2011（平成 23）年４月には、第３次 FATF 対日相互審査での指摘事項に関する議論、国内での振り込め詐欺等の被害状況等を踏まえ、特定事業者の取引時の確認事項の追加、電話転送サービス事業者の特定事業者への追加、取引時確認等を的確に行うための措置の追加、預貯金通帳の不正譲渡等に係る罰則の強化等を内容とする、犯罪収益移転防止法の改正が行われ、2013（平成 25）年４月に全面施行された。

しかし、こうした中で、2014（平成 26）年６月に開催された FATF 総会において、日本が第３次対日相互審査において指摘された多くの深刻な不備事項をこれまで改善してこなかったことに対する懸念が示されるとともに、日本に対し、必要な法案を成立させることを含め、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策に迅速に対処することを促す声明が公表された。

こうしたことを受け、2014（平成 26）年 11 月に、犯罪収益移転防止法の一部を改正する法律が成立した。この改正では、疑わしい取引の判断方法を明確化するため、マネーロンダリングに悪用されるリスクに応じて、疑わしい取引の判断の方法を特定

[122] 現在は、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室である。

事業者を所管する省令で規定すること等が定められた。改正法は、2016（平成 28 年）11 月までに施行されることから、現在、法律に基づく政令等の改正が検討されている。

6.2 カジノにおけるマネーロンダリングの手法等

6.2.1 カジノにおけるマネーロンダリングの手法

米国においてマネーロンダリング対策を担っている財務省の外局である金融犯罪取締ネットワーク[123]は、カジノにおけるマネーロンダリングが疑われる行動をガイダンス[124]として公表している。

このガイダンスで挙げられている方法によって、カジノを利用したマネーロンダリングが行われる可能性がある。

ガイダンスの主な内容は、次のとおりである。

《法令に基づく届出等を避けようとする行為》

- ２人以上の顧客が、それぞれ通貨取引届出の必要のない金額でチップを購入し、最小限のゲームをした上で、残ったチップを一人が換金に来る。
- 本人確認が必要となる額以上のチップの換金に来た客が、カジノ運営事業者から通貨取引届出を求められると、換金するチップを本人確認が必要とならない額に減らして換金を求める。
- 顧客は、例えば１週間といった短期間で、カジノでの大きな負債を完済するが、返済している間、日々の返済額は通貨取引届出が必要となる金額を超えない。
- ゲームに勝って多額のチップを得た顧客が、通貨取引届出の提出を避けるため、得たチップの一部を第三者に現金に交換してもらう。
- 顧客が、カジノ従業員に金品等を与えたり、買収したり、従業員と共謀して通貨取引届出を提出しないよう試みる。

《換金所をあたかも銀行の金融サービス窓口のように利用する行為》

- カジノ換金所を使って、ゲームとは関係のない資金を、顧客の居住地や事業地と関係ない国にある銀行等に移そうとする。
- 顧客が、カジノ口座に頻繁に資金を入金し、短期間の資金保管場所として利用するとともに、すぐにごく少額の金額を残して、全てのお金を国内又は外国の銀行口座に送金するよう要請する。

《合理的な理由のない最小限のゲーミング》

- 顧客が、テーブルでチップを大量に購入した上で、最小限のゲームをした後、すぐにチップを小切手に換金するよう求める。
- 顧客が、５ドル（600 円）や 10 ドル（1,200 円）といった小額紙幣を多数使用し

[123] Financial Crimes Enforcement Network
[124] Guidance：Recognizing Suspicious Activity - Red Flags for Casinos and Card Clubs

て、テーブルでチップを購入した上で、最小限のゲームを行い、残りのチップを換金所で 100 ドル（１万２千円）といった高額紙幣に換金したり、小切手に交換するよう求める。

《通常とは異なる特徴の取引》

- ２人の顧客が、例えばルーレットの「赤と黒」や「奇数と偶数」のように、どちらか一方がほぼ勝つように賭ける。
- 顧客が、受取人を第三者又は無記名とする小切手で、それぞれ通貨取引届出が必要ない額となるものの発行を要求する。
- 通貨取引届出を作成するための本人確認の際、顧客が、その外観、性別等と異なる本人確認書類を提出する。
- 顧客が、通貨取引届出が必要ない額の複数の手段（例：小切手とトラベラーズチェック等）で大規模な預金をする。

6.2.2　カジノ運営事業者による必要な届出等の未実施事例

カジノにおけるマネーロンダリング対策は、6.2.1 のように顧客が行う疑わしい行動を把握し、確実に排除することが必要であるとともに、カジノ運営事業者も、必要な体制を構築した上で、法令で定められた届出等を確実に行う必要がある。

実際には、大多数のカジノ運営事業者は、マネーロンダリング対策違反がライセンスの取消し等にもつながることから、法令で求められる取組を行っている状況であるが、ごく少数のカジノ運営事業者には、法令に違反する者がある。

こうした状況について、米国金融犯罪取締ネットワークでは、米国における金融機関、カジノ運営事業者等によるマネーロンダリング法制に違反した事例[125]をウェブサイトで公表している。表 6-1 は、過去 10 年においてカジノ運営事業者が必要な届出等を行っていなかった事例をまとめたものである。

[125] マネーロンダリングが実際に行われた事例ではなく、金融機関やカジノ運営事業者等がマネーロンダリング対策関係法令で定められた手続等を行っていなかった事例である。

表 6-1　マネーロンダリング法制の違反事例

執行日付	違反事例の概要
2015（平成 27）年 3月6日	**《事例》** カジノ運営事業者 Trump Taj Mahal Casino Resort に、銀行秘密法に規定されている各種届出の義務違反及び社内のマネーロンダリング対策手続の整備違反があった事例 **《違反事項》** Trump Taj Mahal Casino Resort は、1998（平成 10）年に銀行秘密法違反で 47 万 7 千ドル（5,724 万円）の支払いを命じられたにもかかわらず、2003（平成 15）年以降 4 回の検査において、銀行秘密法違反が指摘された。 具体的に、2010（平成 22）年と 2013（平成 25）年の検査において、スロットマシン、口座入金等における取引をモニターする対策や手続きを整備しておらず、96 件の疑わしい取引届出及び 196 件の通貨取引届出がなされていなかった。 **《制裁等》** Trump Taj Mahal Casino Resort に 1,000 万ドル（12 億円）の支払い及び銀行秘密法に係るコンプライアンスを評価するための外部第三者監査人の雇用を命じた。
2014（平成 26）年 8月 20 日	**《事例》** カジノ運営事業者 Tinian Dynasty Hotel & Casino の VIP サービスマネージャーであった Que 氏に、銀行秘密法の通貨取引届出及び疑わしい取引届出に関する義務に違反があった事例 **《違反事項》** Que 氏は、多額の現金取引を行う際に必要な各届出を回避したい旨を申し出た顧客に協力し、必要な届出をしなかった。なお、この顧客は、おとり捜査のための捜査員であった。 **《制裁等》** Que 氏に 5 千ドル（60 万円）の支払いを命じた。 また、Que 氏は、直接・間接を問わず、米国内にある又は米国内で事業を展開している金融機関やカジノで永久に業務を行わないことに合意した。
2011（平成 23）年 4月 21 日	**《事例》** Jackpot Junction Casino Hotel において、銀行秘密法に規定されている各種届出の義務違反及び社内のマネーロンダリング対策手続の整備違反があった事例 **《違反事項》** JackPot 社は、法令で求められる通貨取引届出について、2006（平成 18）年に 50 件が正確に届出できていなかった。また、顧客との取引を管理するシステムに 1 日の取引累計を計算する機能等がなかったため、疑わしい取引になり得る取引を発見できなかった。 これは従業員になすべきトレーニングが不十分であったことと、従業員が手続を十分に理解していなかったことが原因であった。 **《制裁等》** Jackpot Junction Casino Hotel に 25 万ドル（3 千万円）の支払いを命じた。

執行日付	違反事例の概要
2006（平成 18）年 3月 24 日	**《事例》** トンカワ族と Edward 氏が経営する Tonkawa Bingo and Casino において銀行秘密法が規定する各種届出義務及び社内のマネーロンダリング対策手続整備に違反があった事例 **《違反事項》** Tonkawa Bingo and Casino 社は、マネーロンダリング対策として必要なコンプライアンス（従業員のトレーニング、記録の保存・管理、顧客アカウント管理、届出の社内体制等）を遂行せず、各種届出義務を怠った。 具体的には、違法又は目的不明な取引（総計 2,100 万ドル（25 億 2 千万円））の届出がなされていなかった。 また、同社従業員は、複数の者から同社に預けられた 30 万ドル（3,600 万円）を、数日に分けて複数の銀行にそれぞれ 1 万ドル（120 万円）以下にして預けるという、法令に規定された届出を回避するような操作を行った。 **《制裁等》** トンカワ族に 100 万ドル（1 億 2 千万円）の支払いを命じた。 Edward 氏に 150 万ドル（1 億 8 千万円）の支払いを命じた。

（出典：米国金融犯罪取締ネットワークのウェブサイトを参照）

6.3 カジノにおけるマネーロンダリング対策の体制

6.3.1 米国における体制

(1) マネーロンダリング対策の体制

米国におけるマネーロンダリング対策に関わる主な機関の役割は、表 6-2 のとおりである。

表 6-2 米国におけるマネーロンダリング対策に関わる主な機関の役割

機関名	主な役割
金融犯罪取締ネットワーク	● マネーロンダリング・テロリズム対策を主たる目的とした銀行秘密法の運用（規則の制定や解釈、規定遵守の促進等） ● 疑わしい取引の届出等の金融情報を分析 ● 米国の資金情報機関[126]として、世界各国の FIU と協力
カジノ運営事業者	● 法令に従い、取引を全て監視し、疑わしい取引等があった場合、金融犯罪取締情報ネットワークに対し、疑わしい取引届出等を提出

（出典：米国財務省のウェブサイト、金融犯罪取締ネットワークウェブサイト等を参照）

[126] Financial Intelligence Unit（FIU）と呼ばれ、マネーロンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する機関のこと。

6.3.2　シンガポールにおける体制

(1)　マネーロンダリング対策の体制

シンガポールにおけるマネーロンダリング対策に関わる主な機関の役割は、表 6-3 のとおりである。

表 6-3　シンガポールにおけるマネーロンダリング対策に関わる主な機関の役割

機関名	主な役割
シンガポール警察	● 金融や商業における犯罪の取締まりを担当する商業部[127]では、マネーロンダリング、詐欺等の知能犯を対象とした犯罪を捜査 ● 商業部に置かれた疑わしい取引報告局[128]が、カジノ運営事業者に義務付けられる疑わしい取引届出等を受付・分析し、捜査等を担当する部署に提供
カジノ規制機構	● カジノ運営事業者のマネーロンダリング対策における法令遵守状況を監督
カジノ運営事業者	● 法令に従い、取引を全て監視し、疑わしい取引等があった場合、疑わしい取引報告局とカジノ規制機構に報告

(2)　職員の採用・育成方法

シンガポール警察商業部の職員は、捜査員と非捜査員に分かれており、捜査員は更に文官と制服警官に分かれる。

商業部の文官は同部が採用しており、マネーロンダリング対策のみに特化した採用ではない。また、基本的に同部の中でキャリアアップしていくこととなる。

商業部は会計、法律、商業、金融の資格を持つ人材を採用することが多い。中途採用では、監査、銀行、金融犯罪関連の経験を持つ人材を採用する。

採用された職員は、法令、金融等に関する知識を含む系統的な内部研修と OJT によって育成していく。また、FATF 等が行う海外研修に参加することもある。

6.3.3　韓国における体制

(1)　マネーロンダリング対策の体制

韓国におけるマネーロンダリング対策に関わる主な機関の役割は、表 6-4 のとおりである。

表 6-4　韓国におけるマネーロンダリング対策に関わる主な機関の役割

機関名	主な役割
韓国金融情報分析院	● カジノ運営事業者に義務付けられる疑わしい取引届出等を受付・分析し、捜査等を担当する部署に提供する。
カジノ運営事業者	● 法令に従い、取引を全て監視し、疑わしい取引等があった場合、金融情報分析院に届出する。

（出典：金融情報分析院ウェブサイトを参照）

[127] Commercial Affairs Department

[128] Suspicious Transaction Report Office

(2) 職員の採用・育成方法

金融情報分析院においては、半数程度の職員は他の官庁の国家公務員が人事ローテーションの一環として配属されている。一方で、国際分野、法律分野に関する業務に対応するため、専門人材を独自に採用している。

また、人材育成の面では、審査分析部門において、所属する職員の専門性を高めるために、一定期間、外部の専門教育機関で研修を受けさせている。審査分析部門の審査分析官は、他の部署への異動を４年間制限する専門職と位置付けられており、長期間安定的に勤務するようにしている。

6.4 現在講じられているマネーロンダリング対策

6.4.1 米国における取組

(1) カジノ運営事業者に課せられる義務

米国では、カジノ運営事業者に対して、マネーロンダリング対策の観点から、次のような義務が課せられている。

表 6-5 米国におけるカジノ運営事業者に課せられるマネーロンダリング対策の義務の例

カジノ運営事業者の義務	義務の対象となる主な取引の例
本人確認	カジノ運営事業者は、次のような取引を行う場合、本人確認をしなければならない。 ● 口座の開設 ● 与信枠の設定・拡大 ● 小切手、チップ等の現金の換金できるもので、3,000 ドル（36 万円）以上の取引
取引記録の保管	カジノ運営事業者は、本人確認の記録（顧客の氏名及び住所、社会保障番号等）、取引の記録を５年以上保存しなければならない。
疑わしい取引の届出	カジノ運営事業者は、5,000 ドル（60 万円）以上のカジノでの取引のうち、次のようなものについては、金融犯罪取締ネットワークに届出しなければならない。また、届出の記録は、５年以上保管しなければならない。 ● 犯罪による収益が関係していると疑われる資金が関係するもの ● 犯罪による収益の隠匿を行っていると疑われるもの ● その取引を行うことについて正当な理由が見当たらないもの
金融取引の届出	カジノ運営事業者は、１万ドル（120 万円）を超える単独現金取引又は複数の現金取引で一日の合計が１万ドル（120 万円）を超える取引を金融犯罪取締ネットワークに届け出なければならない。また、届出の記録は、５年以上保管しなければならない。
その他	カジノ運営事業者は、上記のような必要な届出や記録保管等を実行できるようにするため、次の内容を含む体制を維持しなければならない。 ● コンプライアンスを確保するための社内管理体制 ● 従業員に対するコンプライアンス教育 ● 日々のコンプライアンスを確保する責任者 ● 記録保管、照会に必要となる情報システム

（出典：米国財務省規則を参照）

(2)　疑わしい取引の届出状況

米国における 2013（平成 25）年の疑わしい取引の届出状況[129]は、次のとおりである。総届出件数 1,276,002 件のうち、カジノ等関連は 27,505 件であり、全体の２％程度である。

図 6-1　米国における疑わしい取引の届出状況

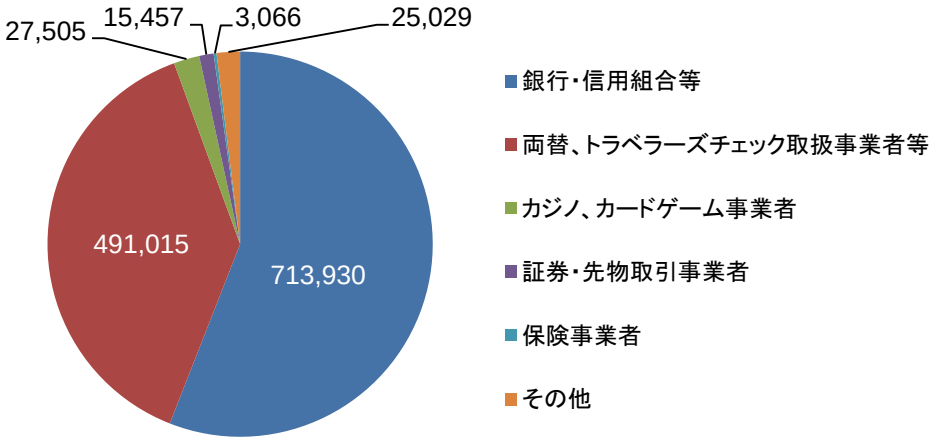

（単位：件）

（出典：金融犯罪取締ネットワークウェブサイトを参照）

6.4.2　シンガポールにおける取組

(1)　カジノ運営事業者に課せられる義務

シンガポールでは、カジノ運営事業者に対して、マネーロンダリング対策の観点から、次のような義務が課せられている。

表 6-6　シンガポールにおけるカジノ運営事業者に課せられるマネーロンダリング対策の義務の例

カジノ運営事業者の義務	義務の対象となる主な取引の例
本人確認	カジノ運営事業者は、次のような取引を行う場合は、本人確認等の顧客審査を行わなければならない。 ● 口座の開設 ● １回の取引で１万シンガポールドル（90 万円）以上の現金取引 ● １回の取引で 5,000 シンガポールドル（45 万円）以上の預金口座預入れ ● 顧客がマネーロンダリングをすることを疑う合理的な理由があるとき ● 顧客から入手した各種情報の真実性や妥当性に疑問があるとき ● 上記に類する行動や状況があったとき

[129] 米国では、2012（平成 24）年３月から疑わしい取引の届出の方式が変更され、2013（平成 25）年３月末までは、新旧いずれの方式でも届出が許されていた。しかし、旧方式については、2013（平成 25）年１月から３月までの部門別の届出件数が公表されていないことから、図 6-1 は、新方式の届出件数を集計している。なお、2013（平成 25）年の新旧両方の届出総数は、1,640,391 件である。

カジノ運営事業者の義務	義務の対象となる主な取引の例
取引記録の保管	カジノ運営事業者は、顧客審査を通じて入手した身分証明書類、取引記録、ビジネス文書、実施された分析結果等のコピー又は記録を、取引があった日又は口座を閉じた日のどちらか遅い日から５年以上保存しなければならない。
疑わしい取引の届出	カジノ運営事業者は、資産が犯罪行為に関連すると合理的に疑われる場合、疑わしい取引報告局に疑わしい取引の届出をしなければならない。また、取引の記録は、５年以上保存しなければならない。 なお、届出には、顧客情報、顧客とのビジネス関係、疑わしい取引の金額、疑わしい理由等を記載する必要がある。
金融取引の届出	カジノ運営事業者は、１万シンガポールドル（90 万円）以上の単独現金取引又は複数の現金取引の一日の合計が１万シンガポールドル（90 万円）以上の取引について、疑わしい取引報告局に届出しなければならない。また、届出の記録は、５年以上保存しなければならない。
その他	マネーロンダリング対策のため、次のような事項を含む内部統制基準を策定し、従業員に周知徹底しなければならない。 ● マネーロンダリング規制に基づく顧客審査の要件 ● マネーロンダリング規制に基づく記録保存の要件 ● 疑わしい取引の発見と届出

（出典：カジノ管理法等を参照）

(2) 疑わしい取引の届出状況

シンガポールにおける 2013（平成 25）年の疑わしい取引の届出状況は、次のとおりである。総届出件数 22,426 件のうち、カジノ関連は 3,331 件であり、全体の 15%程度である。

図 6-2 シンガポールにおける疑わしい取引の届出状況

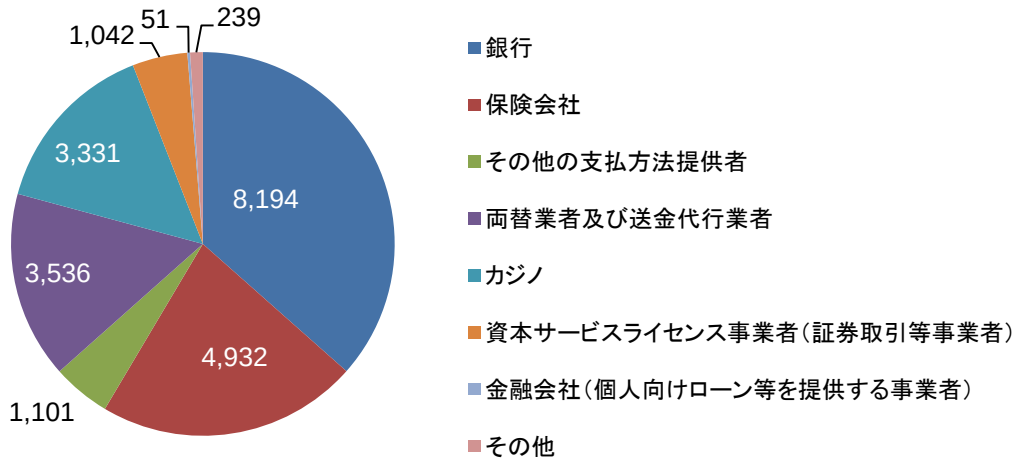

（単位：件）

（出典：シンガポール警察商業部アニュアルレポート 2013 を参照）

6.4.3　韓国における取組

(1)　カジノ運営事業者に課せられる義務

韓国では、カジノ運営事業者に対して、マネーロンダリング対策の観点から、次のような義務が課せられている。

表 6-7　韓国におけるカジノ運営事業者に課せられるマネーロンダリング対策の義務の例

カジノ運営事業者の義務	義務の対象となる主な取引の例
本人確認	カジノ運営事業者は、次のような取引を行う場合は本人確認を行わなければならない。 ● 口座の開設 ● 同一名義の取引で、7日間の合算金額 2,000 万ウォン（200 万円）以上の取引 ● 顧客がマネーロンダリングに従事することが懸念される取引 ● 100 万ウォン（10 万円）又は 1,000 ドル（12 万円）超の国内外電信送金取引
取引の記録の保管	カジノ運営事業者は、顧客確認記録、金融取引記録及び高額現金取引記録とその関連資料を5年以上保存しなければならない。
疑わしい取引の届出	カジノ運営事業者は、顧客がマネーロンダリングに従事している疑いがあるとの合理的な理由がある場合には、遅滞なく、金融情報分析院に疑わしい取引の届出をしなければならない。また、届出の記録を5年以上保存しなければならない。
金融取引の届出	カジノ運営事業者は、2,000 万ウォン（200 万円）以上の現金取引について金融情報分析院に届け出なければならない。また、顧客がこの届出を免れるために、少額の金額に分割した現金取引を行っている場合も、金融情報分析院に届け出なければならない。さらに、届出の記録を5年以上保存しなければならない。
その他	カジノ運営事業者は、マネーロンダリングを防止するために、次の事項を含む内部統制基準を定めなければならない。 ● 顧客確認の適用対象及び履行時期 ● マネーロンダリング等のリスクレベルによる顧客の本人確認とその手続 ● 顧客の本人確認と拒絶時の処理手続 ● 主なハイリスク顧客群に対する顧客管理 ● 持続的な顧客確認の履行 ● マネーロンダリング等のリスクレベルによる取引監視体系の構築及び運用

（出典：特定金融取引情報の報告及び利用等に関する法律、金融取引記録法、資金洗浄防止及び公衆脅迫資金調達禁止に関する業務規程を参照）

(2)　疑わしい取引の届出状況

韓国における 2013（平成 25）年の疑わしい取引の届出状況は、次のとおりである。総届出件数は、378,742 件である。

カジノ運営事業者からの届出件数は少数であることから、個別には公表されておらず、「その他」に含まれている。

図 6-3　韓国における疑わしい取引の届出状況

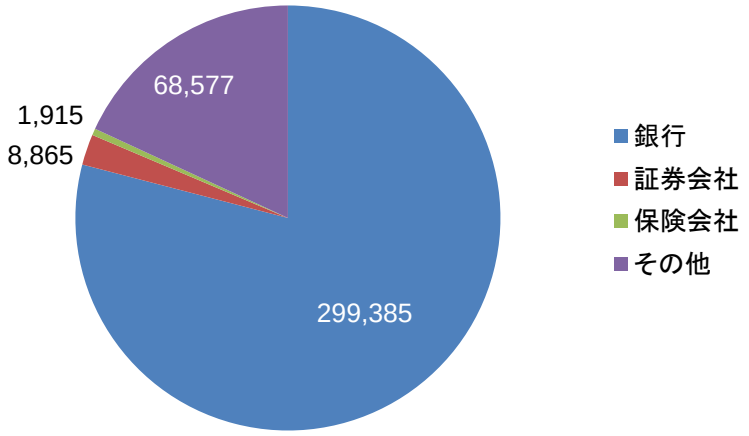

（単位：件）

（出典：金融情報分析院　2013（平成 25）年のマネーロンダリング対策年次報告書を参照）

6.5　総括

6.5.1　各国における対策のまとめ

各国では、FATF 勧告を踏まえ、次のような顧客の本人確認、取引記録の保管、疑わしい取引の届出、内部統制基準の策定等の義務がカジノ運営事業者に対して課されている。

表 6-8　各国でカジノ運営事業者に課される主な義務

	米国	シンガポール	韓国
本人確認	・口座開設時 ・与信枠の設定・拡大 ・3,000ドル以上のチップ等の換金	・口座開設時 ・5,000 シンガポールドル以上の預金預入れ ・マネーロンダリングのおそれがある取引	・口座開設時 ・７日間の合計金額が2,000 万ウォン以上の取引 ・マネーロンダリングのおそれがある取引 ・100 万ウォン超の国内外電信送金取引
取引記録の保管	本人確認書類等の５年保存	本人確認書類等の５年保存	本人確認書類等の５年保存
疑わしい取引の届出	5,000 ドル以上の取引のうち、犯罪による収益が関係していると疑われるもの等	犯罪行為に関連すると合理的に疑われる資産等	マネーロンダリングに従事している疑いがあるとき等

	米国	シンガポール	韓国
金融取引の届出	１万ドル以上の現金取引等	１万シンガポールドル以上の現金取引等	2,000 万ウォン以上の現金取引等
その他	コンプライアンスを確保するための社内管理体制、従業員教育等	顧客審査要件、記録保存要件等に関する内部統制基準の策定、従業員教育等	顧客確認の対象者、本人確認手続等の内部統制基準の策定等

6.5.2　日本における現在の取組

現在、日本では、図 6-4 のとおり、犯罪収益移転防止法においてマネーロンダリング対策が講じられている。

図 6-4　犯罪収益移転防止法の概要

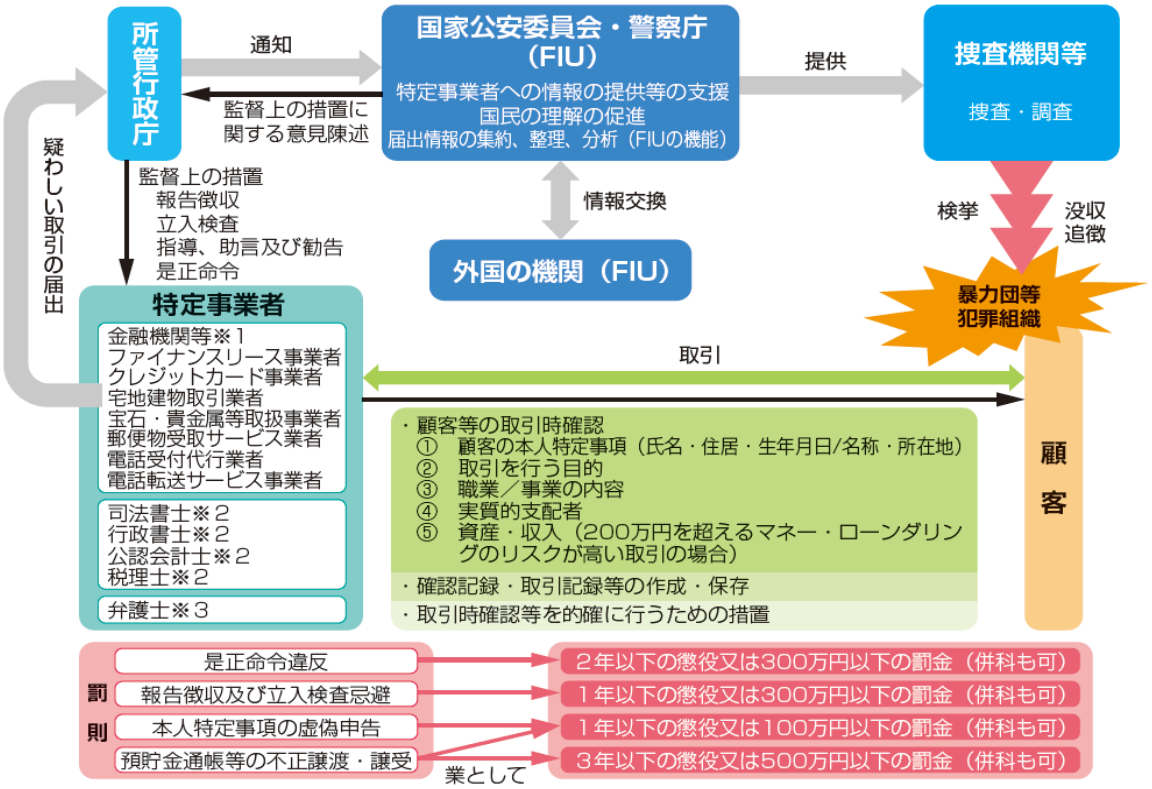

※１　金融機関等のうち為替取引に関わる事業者は、上記のほか送金人情報の通知義務を負う。
※２　司法書士、行政書士、公認会計士及び税理士による取引時確認については、①のみの確認である。
※３　弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定める。

（出典：JAFIC 年次報告（平成 25 年）を参照）

犯罪収益移転防止法では、表 6-9 及び表 6-10 のとおり、金融機関等の特定事業者が行う特定取引等に対して、取引時確認、確認記録の作成・保存、取引記録等の作成・保存、疑わしい取引の届出等の義務を課している。

表 6-9　犯罪収益移転防止法における特定事業者の義務

<table>
<tr><th>特定事業者</th><th>取引時確認</th><th>確認記録の作成・保存</th><th>取引記録等の作成・保存</th><th>取引時確認等を的確に行うための措置</th><th>疑わしい取引の届出</th></tr>
<tr><td>金融機関等</td><td rowspan="8">顧客との間で、特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、
・本人特定事項
・取引を行う目的
・職業・事業内容
・実質的支配者
・資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部）
の確認を行わなければならない。</td><td rowspan="8">取引時確認を行った場合には、直ちに確認記録を作成し、特定取引等に係る契約が終了した日等から７年間保存しなければならない。</td><td rowspan="8">特定業務に係る取引を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、取引の行われた日から７年間保存しなければならない。</td><td rowspan="8">取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置を講ずるほか、使用人に対する教育訓練その他の必要な体制の整備に努めなければならない。</td><td rowspan="8">特定業務において収受した財産が犯罪による収益である疑いがあり、
又は
顧客が特定業務に関しマネーロンダリングを行っている疑いがある
と認められる場合においては、速やかに届け出なければならない。</td></tr>
<tr><td>ファイナンスリース事業者</td></tr>
<tr><td>クレジットカード事業者</td></tr>
<tr><td>宅地建物取引業者</td></tr>
<tr><td>宝石・貴金属等取扱事業者</td></tr>
<tr><td>郵便物受取サービス業者</td></tr>
<tr><td>電話受付代行業者</td></tr>
<tr><td>電話転送サービス事業者</td></tr>
<tr><td>司法書士又は司法書士法人</td><td rowspan="4">顧客との間で、特定業務のうち特定取引等を行うに際しては、本人特定事項の確認を行わなければならない。</td><td rowspan="4">特定受任行為の代理等を行った場合には、直ちに取引記録等を作成し、特定受任行為の代理等の行われた日から７年間保存しなければならない。</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>行政書士又は行政書士法人</td></tr>
<tr><td>公認会計士又は監査法人</td></tr>
<tr><td>税理士又は税理士法人</td></tr>
<tr><td>弁護士又は弁護士法人</td><td colspan="4">司法書士等の他の士業者の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによる。</td></tr>
</table>

（出典：警察庁ウェブサイト「犯罪収益移転防止法の概要（平成 26 年４月）」を参照）

表 6-10　特定事業者と特定取引の関係

特定事業者	特定業務	特定取引
金融機関等	金融業務	預貯金契約の締結、200 万円を超える大口現金取引等
ファイナンスリース事業者	ファイナンスリース業務 ※途中解約できないもの、賃借人が賃貸物品の使用に伴う利益を享受し、かつ、費用を負担するものをいう。	１回の賃貸料が 10 万円を超えるファイナンスリース契約の締結
クレジットカード事業者	クレジットカード業務	クレジットカード交付契約の締結
宅地建物取引業者	宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介
宝石・貴金属等取扱事業者	貴金属（金、白金、銀及びこれらの合金）若しくは宝石（ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠）又はこれらの製品の売買業務	代金の支払いが現金で 200 万円を超える宝石・貴金属等の売買契約の締結
郵便物受取サービス業者	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結
電話受付代行業者	電話受付代行業務	役務提供契約の締結 ※電話による連絡を受ける際に代行業者の商号等を明示する条項を含む契約の締結は除く ※コールセンター業務等の契約の締結は除く
電話転送サービス事業者	電話転送サービス業務	役務提供契約の締結
司法書士等 行政書士等 公認会計士等 税理士等	以下の行為の代理又は代行（特定受任行為の代理等）に係るもの ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分 ※租税、罰金、過料等の納付は除く ※成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く	以下の特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200 万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※任意後見契約の締結は除く （特定業務から除かれているものは、特定取引にも該当せず、取引時確認の対象ではない）

（出典：警察庁ウェブサイト「犯罪収益移転防止法の概要（平成 26 年４月）」を参照）

6.5.3　必要と考えられる制度

マネーロンダリングは、国境を越えて行われることもある犯罪であることから、FATF 勧告としてマネーロンダリング対策の国際的な基準が示されるとともに、国内の金融

機関では、6.5.2 で述べたとおり、FATF 勧告を踏まえた法令に基づく取組が講じられている。

そこで、日本にカジノを含む IR を導入する場合には、FATF 勧告及び各国・地域における取組を踏まえた上で、国内における既存のマネーロンダリング対策で培った経験等を取り込みつつ、国として統一的な実効性のある制度設計を行うことが必要である。また、その上で、構築された規制が実効性のあるものとなるよう、規制機関がカジノ運営事業者によるマネーロンダリング対策の取組状況を監督するなど、確実に取り組まれるような措置を講じることも必要である。

平成 26 年度　海外における特定複合観光施設に関する調査分析業務委託報告書

発　　行　　月　平成 27 年３月

発　　行　東京都港湾局

〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号

Tel　03-5321-1111

調査分析実施　日本経営システム株式会社

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R70
古紙パルプ配合率70％再生紙を使用